

令和6年第2回（3月）上越市議会定例会

厚生常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第15号	令和5年度上越市一般会計補正予算（第10号）	福祉課ほか	1～12
議案第16号	令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	国保年金課	13～14
議案第17号	令和5年度上越市診療所特別会計補正予算（第2号）	地域医療推進課	15
議案第18号	令和5年度上越市介護保険特別会計補正予算（第3号）	高齢者支援課	16～17
議案第19号	令和5年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	国保年金課	18
議案第34号	上越市斎場条例の一部改正について	福祉課	19～22
議案第35号	上越市介護保険条例の一部改正について	高齢者支援課	23～27
議案第36号	上越市国民健康保険税条例の一部改正について	国保年金課	28～29
議案第37号	上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について	福祉交流プラザ	30～31
議案第45号	上越市保健センター条例の一部改正について	健康づくり推進課	32
議案第67号	指定管理者の指定について（千寿園）	高齢者支援課	33～36
議案第68号	指定管理者の指定について（ケアハウス上越）		37～40
議案第69号	指定管理者の指定について（上越五智養護老人ホーム）		41～44
議案第6号	令和6年度上越市一般会計予算	福祉課ほか	45～171
議案第7号	令和6年度上越市国民健康保険特別会計予算	国保年金課	172～181
議案第8号	令和6年度上越市診療所特別会計予算	地域医療推進課	182～184

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第9号	令和6年度上越市介護保険特別会計予算	高齢者支援課	185～208
議案第10号	令和6年度上越市後期高齢者医療特別会計予算	国保年金課	209～215
議案第11号	令和6年度上越市病院事業会計予算	地域医療推進課	216～220

予算案件における目標の記載について

全ての事業を義務的事业、経常的事业、政策的事业に分類し、下記のように整理して記載しています。

- 1 義務的事业…生活保護など扶助費全般や戸籍事務、国県事业等への負担など
 - ・法定受託事務など法令等の目的・趣旨と事业の目的と合致しており、市民に安定的にサービスを提供することが目標であるため記載しません。
 - ・市の政策としてサービスを付加する場合は記載しています。
- 2 経常的事业…財務会計事務、契約事務、庶務事務、施設の維持管理運営など
 - ・行政運営に必要な財務会計事務などの内部管理事務については、滞りなく実施することが目標であるため記載しません。
 - ・施設の維持管理運営は、適切な維持管理と運営により市民等が安全安心に利用できることが目標であるため記載しません。ただし、施設の付加価値を高めるための取組を実施し、入館者や利用者数、利用件数や実施件数などを設定できる場合は目標を記載しています。
- 3 政策的事业…上記以外の事业
 - ・全ての事业について目標を記載しています。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第15号
提出課	福祉課

歳出科目 (P64~P65)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
社会福祉総務管理費	31,597	171	31,768

主な補正財源		主な経費	
寄附金	171	積立金	171

【補正理由】

篤志家からの寄附金を上越市社会福祉施設整備基金に積み立てるため、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
寄附金	社会福祉施設整備費寄附金	0	171	171

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
積立金	社会福祉施設整備基金積立金	0	171	171

<積立金に係る寄附金の状況>

区分	内訳		金額	合計
令和5年度寄附金 (令和5年1月~12月分)	個人	1件	100	171
	団体	2件	71	

<参考>

- ・上越市社会福祉施設整備基金
寄附金等を積み立て、社会福祉施設の整備に要する資金に充てるために設置
- ・基金残高 451,961千円 (令和6年3月末見込み)

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P64~P65)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
生活困窮者自立支援事業	2,257,668	0	2,257,668

主な補正財源		主な経費	
県支出金	39,865		
一般財源	△39,865		

【補正理由】

県の「灯油購入費助成事業補助金」を活用することに伴い、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	灯油購入費助成事業補助金	0	39,865	39,865
一般財源		136,100	△39,865	96,235
合計		136,100	0	136,100

提出課	福祉交流プラザ
-----	---------

歳出科目 (P64～P65)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
福祉交流プラザ管理運営費	88,145	0	88,145

主な補正財源		主な経費	
市債	28,700		
一般財源	△28,700		

【補正理由】

体育館屋根改修工事について、市債を活用することから、財源の組替えを行うもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目		補正前	補正額	補正後
市債	福祉交流プラザ改修事業	0	28,700	28,700
一般財源		84,639	△28,700	55,939
合計		84,639	0	84,639

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P64～P65)	3款1項1目	社会福祉総務費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護保険施設・障害者施設等 物価高騰対策支援事業	431,599	△9,244	422,355

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△9,244	負担金補助及び交付金	△9,244

【補正理由】

介護保険施設・障害者施設等物価高騰対策支援金（令和5年6月議会議決分）について、申請が見込みを下回ったことから、事業費を減額するもの

【補正内容】

（財源内訳）

区分	補正前	補正額	補正後
一般財源	246,040	△9,244	236,796

（歳出）

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助 及び交付金	介護保険施設・障害者施設等物価 高騰対策支援金	431,599	△9,244	422,355

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P64～P67)	3款1項4目	障害者自立支援費
----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
介護給付・訓練等給付事業	4,709,183	151,499	4,860,682

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	75,749	扶助費	151,499
県支出金	37,874		
一般財源	37,876		

【補正理由】

介護給付・訓練等給付事業のサービス利用量等が当初の見込みを上回ることから、所要額を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者自立支援給付費負担金	2,351,058	75,749	2,426,807
県支出金	障害者自立支援給付費負担金	1,175,529	37,874	1,213,403
障害者支援施設等措置費負担金		47	0	47
一般財源		1,182,549	37,876	1,220,425
合計		4,709,183	151,499	4,860,682

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	介護給付・訓練等給付費	4,701,725	151,499	4,853,224

歳出科目 (P66～P67)	3款1項4目	障害者自立支援費
----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
自立支援医療費支給事業	80,354	6,452	86,806

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,226	扶助費	6,452
県支出金	1,613		
一般財源	1,613		

【補正理由】

生活保護受給者に係る給付費が見込みを上回ることから、増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	障害者医療費負担金	36,704	3,226	39,930
県支出金	障害者医療費負担金	18,352	1,613	19,965
一般財源		18,594	1,613	20,207
合計		73,650	6,452	80,102

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
扶助費	自立支援更生医療給付費	73,408	6,452	79,860

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P66～P67)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
五智養護老人ホーム管理運営費	259,140	19,617	278,757

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	13,740	補償、補填及び賠償金	
一般財源	5,877		19,617

【補正理由】

入所者数が当初の見込みを下回ったことから、糸魚川市、妙高市、上越市及び指定管理者との協議に基づき、歳出において施設の安定運営を図るための運営支援金を、歳入において糸魚川市、妙高市からの養護老人ホーム事務委託負担金をそれぞれ増額するほか、エネルギー価格高騰補填金に係る財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
分担金及び負担金	養護老人ホーム事務委託負担金	61,632	13,740	75,372
一般財源		137,490	5,877	143,367
合計		199,122	19,617	218,739

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
補償、補填及び賠償金	運営支援金	0	19,617	19,617

<運営支援金対象施設>

施設名	補正額	指定管理者
上越五智養護老人ホーム	19,617	社会福祉法人えちご府中会

<入所者数> (単位：人)

当初	実績見込み	比較増減
142	134	△8

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P66～P67)	3款1項5目	老人福祉費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
後期高齢者医療制度運営費	2,548,302	△44,119	2,504,183

主な補正財源		主な経費	
県支出金	2,598	負担金補助及び交付金	
一般財源	△46,717		△47,582
		繰出金	3,463

【補正理由】

新潟県後期高齢者医療広域連合の決定に基づき、事務費負担金及び療養給付費負担金を減額するほか、保険基盤安定負担金の交付決定にあわせて、後期高齢者医療特別会計への繰出金を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	保険基盤安定負担金	373,249	2,598	375,847
一般財源		2,173,389	△46,717	2,126,672
合計		2,546,638	△44,119	2,502,519

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
負担金補助及び交付金	事務費負担金	127,199	△30,736	96,463
	療養給付費負担金	1,885,119	△16,846	1,868,273
繰出金	後期高齢者医療特別会計繰出金	535,984	3,463	539,447
合計		2,548,302	△44,119	2,504,183

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P66～P67)	3款1項7目	リゾートセンター費
----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
くるみ家族園管理運営費	34,315	188	34,503

主な補正財源		主な経費	
一般財源	188	委託料	188

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用料金収入の減収等が見込まれる指定管理施設について、年間の収支見込みに基づき、指定管理料を見直し、増額するもの

【補正内容】

○指定管理運営業務委託料

科目	補正前	補正額	補正後
委託料	18,907	188	19,095
施設管理運営業務委託料	18,775	188	18,963
公共建築物定期点検業務委託料	132	0	132

○対象施設

施設名	補正額	指定管理者
上越リゾートセンターくるみ家族園	188	株式会社メディカル&ケア

※ 令和5年度収支実績の確定後、指定管理料を精算する。

【その他】

令和6年能登半島地震により施設の給水・給湯等の配管等が破損し、浴場の運営ができなくなったことから、浴場は3月下旬の営業再開を目指し復旧工事を実施中。

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P 68～P 69)	4 款 1 項 1 目	保健衛生総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
診療所特別会計繰出金	138,458	△513	137,945

主な補正財源		主な経費	
一般財源	△513	繰出金	△513

【補正理由】

診療所特別会計の歳入歳出の収支均衡を図るため、繰出金を減額するもの

【補正内容】

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
繰出金	診療所特別会計繰出金	138,458	△513	137,945

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P68～P69)	4款1項2目	母子衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
母子保健事業	213,603	5,747	219,350

主な補正財源		主な経費	
県支出金	2,873	委託料	5,747
一般財源	2,874		

【補正理由】

デジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、妊娠や予防接種などに関する市への問合せに対して、開庁時間や職員個人の経験、知識などに左右されることなく、かつ、一定の応答水準による対応を可能とするAI搭載型チャットシステムの導入に必要な経費を増額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分		補正前	補正額	補正後
県支出金	デジタル田園都市国家構想交付金	0	2,873	2,873
一般財源		107,202	2,874	110,076
合計		107,202	5,747	112,949

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
委託料	システム運用管理業務委託料	0	5,747	5,747
合計		0	5,747	5,747

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P68~P71)	4款1項4目	環境衛生費
----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
斎場整備事業	687,313	△6,400	680,913

主な補正財源		主な経費	
市債	△6,400	工事請負費	△6,400

【補正理由】

地質調査により基礎工事の工法を変更したこと等により、請負工事費が当初の見込みを下回ることから、所要額を減額するもの

【補正内容】

(財源内訳)

区分	補正前	補正額	補正後
市債	674,100	△6,400	667,700

(歳出)

区分		補正前	補正額	補正後
工事請負費	斎場建設工事	619,232	△6,400	612,832

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第16号
提出課	国保年金課

令和5年度上越市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 県の特別調整交付金が当初の見込みを下回ることから、県支出金を減額するもの
- (2) 保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額するとともに、収支の均衡を図るため、国民健康保険財政調整基金繰入金を増額するもの
- (3) 特定健康診査における未受診者勧奨に係る県のモデル事業に採択されたことから、当初委託を予定していた特定健康診査受診勧奨訪問事業委託料を減額するもの
- (4) 令和4年度の国庫補助金の精算額の確定に伴い償還金を減額するもの

【補正内容】

(歳入)

(単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
4	県支出金	12,680,256	△53,231	12,627,025
6	繰入金	1,251,934	△1,237	1,250,697
	一般会計繰入金	1,179,847	△42,381	1,137,466
	基金繰入金	72,087	41,144	113,231
	合 計	13,932,190	△54,468	13,877,722

(歳出)

(単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
5	保健事業費	213,073	△2,310	210,763
8	諸支出金	109,846	△52,158	57,688
	合 計	322,919	△54,468	268,451

【補正額の内訳】

(歳入)

4 款 県支出金	△53,231 千円	
・ 保険給付費等交付金 (特別調整交付金分)		△53,231 千円
6 款 繰入金	△1,237 千円	
・ 一般会計繰入金 (保険基盤安定繰入金)		△26,555 千円
・ 一般会計繰入金 (財政安定化支援事業繰入金)		△15,826 千円
・ 国民健康保険財政調整基金繰入金		41,144 千円

(歳出)

5 款 保健事業費	△2,310 千円	
・ 特定健康診査費		△2,310 千円
8 款 諸支出金	△52,158 千円	
・ 償還金		△52,158 千円

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第17号
提出課	地域医療推進課

令和5年度上越市診療所特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

- (1) 診療収入が当初の見込みを下回ることから、減額するもの
- (2) 決算見込みにあわせて、施設管理費及び医業費をそれぞれ減額するもの
- (3) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、一般会計繰入金を減額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	診療収入	236,168	△14,668	221,500
	外来収入	236,161	△14,668	221,493
5	繰入金	170,046	△513	169,533
	一般会計繰入金	138,458	△513	137,945
合 計		406,214	△15,181	391,033

(歳出) (単位：千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	総務費	316,854	△9,754	307,100
	施設管理費	316,106	△9,754	306,352
2	医業費	92,466	△5,427	87,039
	医業費	92,466	△5,427	87,039
合 計		409,320	△15,181	394,139

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第18号
提出課	高齢者支援課

令和5年度上越市介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから、増額するもの
- (2) 保険給付費及び地域支援事業費について、決算見込みにあわせてそれぞれ補正するもの
- (3) 調整交付金が当初見込みを下回ることから、減額するもの
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対する生活支援として実施した保険料の減免に係る国庫支出金を増額するもの
- (5) 歳入歳出の収支の均衡を図るため、基金繰入金を減額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位：千円)

款	区分	補正前	補正額	補正後
1	保険料	4,875,797	12,147	4,887,944
3	国庫支出金	5,878,138	△294,040	5,584,098
4	支払基金交付金	6,305,051	△188,229	6,116,822
5	県支出金	3,450,560	△93,851	3,356,709
7	繰入金	3,740,520	△133,118	3,607,402
合計		24,250,066	△697,091	23,552,975

(歳出) (単位：千円)

款	区分	補正前	補正額	補正後
2	保険給付費	22,663,360	△683,139	21,980,221
3	地域支援事業費	1,079,568	△13,952	1,065,616
合計		23,742,928	△697,091	23,045,837

<歳入の内訳>

○保険料	第1号被保険者保険料	12,147
○国庫支出金	介護給付費負担金	△129,930
	調整交付金	△161,319
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△2,791
○支払基金交付金	介護給付費交付金	△184,462
	地域支援事業支援交付金	△3,767
○県支出金	介護給付費負担金	△92,107
	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△1,744
○繰入金	介護給付費繰入金	△85,444
	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△1,744
	介護保険財政調整基金繰入金	△45,930

<歳出の内訳>

○保険給付費	居宅介護サービス給付費	△274,107
	地域密着型介護サービス給付費	△254,594
	施設介護サービス給付費	△74,550
	居宅介護サービス計画給付費	△43,034
	特定入所者介護サービス費	△36,854
○地域支援事業費	介護予防・生活支援サービス事業費	△13,952

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第19号
提出課	国保年金課

令和5年度上越市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要

【補正理由】

- (1) 保険料収入が当初の見込みを上回ることから増額するもの
- (2) 保険基盤安定負担金の交付決定に伴い、一般会計からの繰入金を増額するもの
- (3) 後期高齢者医療広域連合納付金について、保険料収入が当初の見込みを上回るほか、保険基盤安定負担金の交付決定に伴い増額するもの

【補正内容】

(歳入) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
1	後期高齢者医療保険料	1,851,320	17,993	1,869,313
3	繰入金	535,984	3,463	539,447
	保険基盤安定繰入金	497,667	3,463	501,130
5	諸収入	12,829	102	12,931
合 計		2,400,133	21,558	2,421,691

(歳出) (単位:千円)

款	区 分	補正前	補正額	補正後
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,386,658	21,558	2,408,216
合 計		2,386,658	21,558	2,408,216

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 4 号
提 出 課	福祉課

上越市斎場条例の一部改正について

1 改正理由

本年 1 2 月から新たな上越斎場の供用を開始するため、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの

2 主な改正内容

(1) 上越斎場の位置を「上越市大字居多 7 9 0 番地 1」に改める。(第 1 条関係)

(2) 住民等の定義を次のように定める。(第 2 条関係)

ア 死亡時に本市の住民基本台帳に記録されていた者

イ 本市の住民基本台帳に記録されている者

ウ 本市に主たる事務所又は事業所を有する者（産汚物及び臓器を火葬する場合に限る。）

(3) 斎場の施設を次のように定める。(第 3 条関係)

ア 上越斎場

(ア) 火葬炉

(イ) 告別室

(ウ) 待合室

(エ) 収骨室

(オ) 告別収骨予備室

(カ) 多目的室

(キ) 霊安室

(ク) その他附属施設

イ 頸北斎場

(ア) 火葬炉

(イ) 小動物火葬炉

(ウ) 告別ホール

(エ) 待合室

(オ) 収骨室

(カ) 霊安室

(キ) その他附属施設

(4) 斎場の使用時間を次のように定める。(第 4 条関係)

ア 上越斎場 次のとおりとする。

(ア) 火葬炉 午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで

(イ) その他の施設 午前 9 時から午後 5 時まで

イ 頸北斎場 次のとおりとする。

(ア) 火葬炉 午前 1 0 時 3 0 分から午後 5 時まで

(イ) 小動物火葬炉 午前 9 時から午後 5 時まで

(ウ) その他の施設 午前 9 時から午後 5 時まで

(5) 住民等の区分の適用については、火葬される者又は申請者が住民等に該当する場合とする。(別表関係)

(6) 改正後の上越市斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお、従前の例による。（附則第2項関係）

3 施行期日
規則で定める日

4 上越市斎場条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前												
<p>(設置)</p> <p>第1条 斎場を、次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上越斎場</td> <td style="text-align: center;"><u>上越市大字居多790番地1</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「住民等」とは、<u>次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>死亡時に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていた者</u></p> <p>(2) <u>本市の住民基本台帳に記録されている者</u></p> <p>(3) <u>本市に主たる事務所又は事業所を有する者（産汚物及び臓器を火葬する場合に限る。）</u></p> <p>(施設)</p> <p>第3条 斎場の施設は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>上越斎場</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>火葬炉</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>告別室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>待合室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ <u>収骨室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">オ <u>告別収骨予備室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">カ <u>多目的室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">キ <u>霊安室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ク <u>その他附属施設</u></p> <p>(2) <u>頸北斎場</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ア <u>火葬炉</u></p> <p style="padding-left: 20px;">イ <u>小動物火葬炉</u></p> <p style="padding-left: 20px;">ウ <u>告別ホール</u></p> <p style="padding-left: 20px;">エ <u>待合室</u></p> <p style="padding-left: 20px;">オ <u>収骨室</u></p>	名 称	位 置	上越斎場	<u>上越市大字居多790番地1</u>	(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 斎場を、次のとおり設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上越斎場</td> <td style="text-align: center;"><u>上越市大字居多776番地</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「住民」とは、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。</u></p>	名 称	位 置	上越斎場	<u>上越市大字居多776番地</u>	(略)	
名 称	位 置												
上越斎場	<u>上越市大字居多790番地1</u>												
(略)													
名 称	位 置												
上越斎場	<u>上越市大字居多776番地</u>												
(略)													

改 正 案	改 正 前
<p>カ 霊安室 キ その他附属施設 (追加) (使用時間)</p> <p>第4条 斎場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 上越斎場 次のとおりとする。 ア 火葬炉 <u>午前10時から午後4時30分まで</u> イ その他の施設 <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(2) 頸北斎場 次のとおりとする。 ア 火葬炉 <u>午前10時30分から午後5時まで</u> イ 小動物火葬炉 <u>午前9時から午後5時まで</u> ウ その他の施設 <u>午前9時から午後5時まで</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>火葬される者又は申請者が、住民等でないときは、市長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 略</p> <p>(削除)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 市長は、<u> </u>次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除し、又は減額することができる。</p> <p>(1) <u>申請者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者</u></p> <p>(2) <u>その他市長が特別の理由があると認める者</u></p> <p>第8条及び第9条 略</p>	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 斎場の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 上越斎場 次のとおりとする。 ア 火葬炉 <u>午前9時30分から午後3時まで</u> イ 祭場 <u>午前9時30分から午後6時まで</u></p> <p>(2) 頸北斎場 <u>午前10時30分から午後3時まで</u></p> <p>(使用許可)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>申請者が、本市の住民 でないときは、市長において支障がないと認める場合に限り、これを許可することができる。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、小動物等の火葬炉の使用に係る使用料については、使用開始後に納付するものとする。</u></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 市長は、<u>申請者が</u>次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除<u> </u>又は減額することができる。</p> <p>(1) <u>生活保護法 </u>（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者</p> <p>(2) <u>特別 </u>の理由があると認める者</p> <p>第7条及び第8条 略</p>

改正案

別表（第6条関係）

区分		単位	住民等	その他の者
火葬炉	12歳以上	1体につき	10,000円	30,000円
	12歳未満	き	6,000円	18,000円
	死胎及び身体の一部（臓器を除く。）	1体につき	2,800円	8,400円
	産汚物及び臓器		1,400円	4,200円
	小動物等（頸北斎場に限る。）	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円
	5kg以上15kg未満1体につき	10,000円	20,000円	
	15kg以上30kg未満1体につき	12,000円	24,000円	
	30kg以上1体につき	15,000円	30,000円	
多目的室（上越斎場に限る。）	1時間につき	1,700円	3,400円	
霊安室	1棺につき24時間ごと	2,000円	6,000円	

備考

- この表に定める「住民等」の区分の適用については、火葬される者又は申請者が住民等に該当する場合とする。
- 多目的室（上越斎場に限る。）の使用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 霊安室の使用時間が24時間に満たないときは、24時間として計算する。

改正前

別表（第5条関係）

区分		単位	住民	その他の者
火葬炉	12歳以上	1体	10,000円	30,000円
	12歳未満		6,000円	18,000円
	死胎等	1件	2,800円	8,400円
	産汚物		1,400円	4,200円
	小動物等（頸北斎場に限る。）	5kg未満1体につき	7,500円	15,000円
		5～15kg未満1体につき	10,000円	20,000円
		15～30kg未満1体につき	12,000円	24,000円
	30kg以上1体につき	15,000円	30,000円	
祭場（上越斎場に限る。）	3時間（1時間を増すごとに加算額）	5,000円（1,600円）	15,000円（5,000円）	
霊安室	1棺につき24時間	2,000円	6,000円	

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第35号
提 出 課	高齢者支援課

上越市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

第9期介護保険事業計画に基づき、第1号被保険者の介護保険料を改定するとともに、能登半島地震により住宅が半壊以上の損害を受けた世帯等に対し、介護保険料を遡って減免するなど、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

- (1) 第1号被保険者に係る介護保険料の負担区分を細分化し、その額を改定する。
(第8条関係)
- (2) 第1号被保険者に係る介護保険料の減免申請について、納期限前7日までとする申請期限の例外規定を追加する。(第17条関係)
- (3) (2)の改正は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例による。(附則第2項関係)
- (4) (1)の改正は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。(附則第3項関係)
- (5) その他文言を整備する。

3 施行期日

- (1) 2(2)及び(3)の改正 公布の日
- (2) 2(1)、(4)及び(5)の改正 令和6年4月1日

4 上越市介護保険条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
(第1号被保険者の保険料率) 第8条 略 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>2万8,700円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>3万5,700円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>3万9,900円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>6万9,700円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	(第1号被保険者の保険料率) 第8条 略 (1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,100円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万1,000円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>4万5,000円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>7万3,800円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者

改 正 案	改 正 前
<p><u>7万7,400円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者で 地方税法（昭和25年法律第226号） 第292条第1項第13号に規定する合 計所得金額（租税特別措置法（昭和32 年法律第26号）第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34 条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項、第 35条の3第1項又は第36条の規定の 適用がある場合には、当該合計所得金額 から令第22条の2第2項に規定する特 別控除額を控除して得た額とし、当該合 計所得金額が零を下回る場合には、零と する。以下、附則第17条を除き、「合 計所得金額」という。）が50万円未満 のもの <u>8万9,100円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者で 合計所得金額が50万円以上90万円未 満のもの <u>9万2,900円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者で 合計所得金額が90万円以上125万円 未満のもの <u>10万700円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者で 合計所得金額が125万円以上160万 円未満のもの <u>11万2,300円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 で合計所得金額が160万円以上200 万円未満のもの <u>12万円</u></p> <p>(11) 令第39条第1項第11号に掲げる者 で合計所得金額が200万円以上250 万円未満のもの <u>14万3,200円</u></p> <p>(12) 令第39条第1項第12号に掲げる者 で合計所得金額が250万円以上350 万円未満のもの <u>17万4,200円</u></p> <p>(13) 令第39条第1項第13号に掲げる者 で合計所得金額が350万円以上500 万円未満のもの <u>20万5,200円</u></p> <p>(14) 令第39条第1項第13号に掲げる者 で合計所得金額が500万円以上700 万円未満のもの <u>24万3,900円</u></p> <p>(15) 令第39条第1項第13号に掲げる者 で合計所得金額が700万円以上900 万円未満のもの <u>26万3,200円</u></p>	<p><u>8万200円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者で 地方税法（昭和25年法律第226号） 第292条第1項第13号に規定する合 計所得金額（租税特別措置法（昭和32 年法律第26号）第33条の4第1項若 しくは第2項、第34条第1項、第34 条の2第1項、第34条の3第1項、第 35条第1項、第35条の2第1項、第 35条の3第1項又は第36条の規定の 適用がある場合には、当該合計所得金額 から令第22条の2第2項に規定する特 別控除額を控除して得た額とし、当該合 計所得金額が零を下回る場合には、零と する。以下、附則第17条を除き、「合 計所得金額」という。）が50万円未満 のもの <u>9万2,300円</u></p> <p>(7) 令第39条第1項第7号に掲げる者で 合計所得金額が50万円以上125万円 未満のもの <u>9万6,300円</u></p> <p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者で 合計所得金額が125万円以上160万 円未満のもの <u>10万7,500円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者で 合計所得金額が160万円以上200万 円未満のもの <u>10万8,300円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第9号 <u>に</u>掲げる者 で合計所得金額が200万円以上250 万円未満のもの <u>13万2,400円</u></p> <p>(11) 令第39条第1項第9号 <u>に</u>掲げる者 で合計所得金額が250万円以上350 万円未満のもの <u>15万6,400円</u></p> <p>(12) 令第39条第1項第9号 <u>に</u>掲げる者 で合計所得金額が350万円以上500 万円未満のもの <u>18万500円</u></p> <p>(13) 令第39条第1項第9号 <u>に</u>掲げる者 で合計所得金額が500万円以上700 万円未満のもの <u>20万8,600円</u></p> <p>(14) 令第39条第1項第9号 <u>に</u>掲げる者 で合計所得金額が700万円以上900 万円未満のもの <u>21万6,600円</u></p>

改 正 案	改 正 前
<p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>(16) <u>令第39条第1項第13号に掲げる者</u> <u>で合計所得金額が900万円以上</u> <u>1,500万円未満のもの</u> 28万 2,600円 (追加)</p> <p>(17) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 29万4,200円</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第7号イ</u> 90万円</p> <p>—</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第8号イ</u> 125万 円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第9号イ</u> 160万 円</p> <p>(5) <u>令第39条第1項第10号イ</u> 200 万円 (追加)</p> <p>(6) <u>令第39条第1項第11号イ</u> 250 万円 (追加)</p> <p>(7) <u>令第39条第1項第12号イ</u> 350 万円 (追加)</p> <p>(8) <u>令第39条第1項第13号イ</u> 1,500万円 (追加)</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>第1項第1号に該当する者</u> 1万 5,500円</p> <p>(2) <u>第1項第2号に該当する者</u> 2万 200円</p> <p>(3) <u>第1項第3号に該当する者</u> 3万 9,500円</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 賦課期日後に令第39条第1項1号、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、<u>第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>のいずれかに該当するに至った第1号被保険者（同項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定</p>	<p>(15) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 22万4,600円</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>令第39条第1項第7号イ</u> 125万 円</p> <p>(3) <u>令第39条第1項第8号イ</u> 160万 円</p> <p>(4) <u>令第39条第1項第9号イ</u> 900万 円</p> <p>3 略</p> <p>(1) <u>第1項第1号に該当する者</u> 1万 6,100円</p> <p>(2) <u>第1項第2号に該当する者</u> 2万 900円</p> <p>(3) <u>第1項第3号に該当する者</u> 4万 1,000円</p> <p>(賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 賦課期日後に令第39条第1項1号、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又<u>は第6号ロ</u> _____のいずれかに該当するに至った第1号被保険者（同項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月までの月割りにより算定</p>

改 正 案	改 正 前
<p>した保険料の額及び同日の属する月からの月割りにより算定した新たな第1号被保険者の区分に基づく保険料の額の合算額とする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定による保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p>	<p>した保険料の額及び同日の属する月からの月割りにより算定した新たな第1号被保険者の区分に基づく保険料の額の合算額とする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定による保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。_____</p> <p>_____</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 略</p>

5 令和6年能登半島地震に係る介護保険料の減免の概要

(1) 減免の対象となる介護保険料

令和5年度分及び令和6年度分の介護保険料であって、災害救助法が適用された日（令和6年1月1日）から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料又は同期間に特別徴収されている保険料

(2) 減免の基準

令和6年能登半島地震により被害を受けた、次のいずれかに該当する第1号被保険者を減免する。

主な減免の基準		所得要件	減免割合
主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病		なし	10分の10
居住する住宅への損害	全壊	なし	10分の10
	半壊以上 (大規模半壊・中規模半壊・半壊)	なし	2分の1
	床上浸水	なし	2分の1を超えない額
事業収入等の減少 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額が前年よりも10分の3以上見込まれる場合等	事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下	前年の合計所得金額に応じて10分の8から10分の10の範囲内	

(3) 国による財政支援

減免額の10分の10（予定）

(参考) 改定後の介護保険料一覧

単位：円

第8期 段階	第9期 段階	対象者	第8期 保険料年額 (月額を目安)	第9期 保険料年額 (月額を目安)	第8期 との差
第1	第1	生活保護者及び老齢福祉年金受給者または課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円以下で市民税世帯非課税の人	16,100 (1,341)	15,500 (1,291)	△600 (△50)
第2	第2	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が120万円以下の人	20,900 (1,741)	20,200 (1,683)	△700 (△58)
第3	第3	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が120万円を超える人	41,000 (3,416)	39,500 (3,291)	△1,500 (△125)
第4	第4	市民税非課税で課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の人(世帯内に市民税課税者がいる場合)	73,800 (6,150)	69,700 (5,808)	△4,100 (△342)
第5	第5	市民税非課税で課税年金収入額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える人(世帯内に市民税課税者がいる場合)【基準額】	80,200 (6,683)	77,400 (6,450)	△2,800 (△233)
第6	第6	市民税課税で、合計所得金額が50万円未満の人	92,300 (7,691)	89,100 (7,425)	△3,200 (△266)
第7	第7	市民税課税で、合計所得金額が50万円以上90万円未満の人	96,300 (8,025)	92,900 (7,741)	△3,400 (△284)
	新第8	市民税課税で、合計所得金額が90万円以上125万円未満の人		100,700 (8,391)	4,400 (366)
第8	新第9	市民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	107,500 (8,958)	112,300 (9,358)	4,800 (400)
第9	新第10	市民税課税で、合計所得金額が160万円以上200万円未満の人	108,300 (9,025)	120,000 (10,000)	11,700 (975)
第10	新第11	市民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の人	132,400 (11,033)	143,200 (11,933)	10,800 (900)
第11	新第12	市民税課税で、合計所得金額が250万円以上350万円未満の人	156,400 (13,033)	174,200 (14,516)	17,800 (1,483)
第12	新第13	市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の人	180,500 (15,041)	205,200 (17,100)	24,700 (2,059)
第13	新第14	市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	208,600 (17,383)	243,900 (20,325)	35,300 (2,942)
第14	新第15	市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900万円未満の人	216,600 (18,050)	263,200 (21,933)	46,600 (3,883)
第15	新第16	市民税課税で、合計所得金額が900万円以上1,500万円未満の人	224,600 (18,716)	282,600 (23,550)	58,000 (4,834)
	新第17	市民税課税で、合計所得金額が1,500万円以上の人		294,200 (24,516)	69,600 (5,800)

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第36号
提 出 課	国保年金課

上越市国民健康保険税条例の一部改正について

1 改正理由

能登半島地震により住宅が半壊以上の損害を受けた世帯等に対し、国民健康保険税を遡って減免するため、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 国民健康保険税の減免申請について、納期限前7日までとする申請期限の例外規定を追加する。(第29条第2項関係)
- (2) 改正後の第29条の規定は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

3 施行期日

公布の日

4 上越市国民健康保険税条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに減免を受けようとする事由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。_____</p> <p>3 略</p>

5 令和6年能登半島地震に係る国民健康保険税の減免の概要

(1) 減免の対象となる国民健康保険税

令和5年度分及び令和6年度分の保険税であって、災害救助法が適用された日(令和6年1月1日)から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

(2) 減免の基準

令和6年能登半島地震により被害を受けた、次のいずれかに該当する世帯を減免する。

主な減免の基準		所得要件	減免割合
主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病		なし	10分の10
居住する住宅への損害	全壊	なし	10分の10
	半壊以上 (大規模半壊・中規模半壊・半壊)	なし	2分の1
	床上浸水	なし	2分の1を超えない額
事業収入等の減少 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかの減少額が前年よりも10分の3以上見込まれる場合等		前年の合計所得金額が1,000万円以下	前年の合計所得金額に応じて10分の2から10分の10の範囲内

- (3) 国による財政支援
減免額の10分の10 (予定)

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 3 7 号
提 出 課	福祉交流プラザ

上越市福祉交流プラザ条例の一部改正について

1 改正理由

すこやかにくらし包括支援センターの業務を木田庁舎に移転することに伴い、関係する規定を整備するもの

2 改正内容

すこやかにくらし包括支援センターに係る規定を削除する。(第 3 条、第 5 条、第 6 条関係)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 上越市福祉交流プラザ条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																																						
(施設) 第 3 条 略 (1)~(12) 略 (利用時間) 第 5 条 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td rowspan="2">午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分 まで</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>こども発達支援 センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>顕彰コーナー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (休館日) 第 6 条 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>_____</td> <td rowspan="3">日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間	_____	午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分 まで	_____	こども発達支援 センター		図書室		顕彰コーナー		(略)		施設名	休館日	_____	日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)	_____	_____	(施設) 第 3 条 略 <u>(1) すこやかにくらし包括支援センター</u> <u>(2)~(13) 略</u> (利用時間) 第 5 条 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>利用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>すこやかにくらし包括支援センター</u></td> <td rowspan="2">午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分 まで</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>こども発達支援 センター</td> <td></td> </tr> <tr> <td>図書室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>顕彰コーナー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (休館日) 第 6 条 略 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>すこやかなくらし包括支援センタ</u></td> <td rowspan="3">日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用時間	<u>すこやかにくらし包括支援センター</u>	午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分 まで	_____	こども発達支援 センター		図書室		顕彰コーナー		(略)		施設名	休館日	<u>すこやかなくらし包括支援センタ</u>	日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)	_____	_____
施設名	利用時間																																						
_____	午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分 まで																																						

こども発達支援 センター																																							
図書室																																							
顕彰コーナー																																							
(略)																																							
施設名	休館日																																						
_____	日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)																																						

施設名	利用時間																																						
<u>すこやかにくらし包括支援センター</u>	午前 8 時 3 0 分 から午後 5 時 1 5 分 まで																																						

こども発達支援 センター																																							
図書室																																							
顕彰コーナー																																							
(略)																																							
施設名	休館日																																						
<u>すこやかなくらし包括支援センタ</u>	日曜日、土曜日、国民の 祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)																																						

改 正 案		改 正 前	
— こども発達 支援センタ ー 病後児保育 室	に規定する休日（以下 「休日」という。）及び 12月29日から翌年1 月3日まで	二 こども発達 支援センタ ー 病後児保育 室	に規定する休日（以下 「休日」という。）及び 12月29日から翌年1 月3日まで
(略)		(略)	

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第45号
提出課	健康づくり推進課

上越市保健センター条例の一部改正について

- 改正理由
施設の利用実態を踏まえ、大島保健センターの供用を廃止するもの
- 改正内容
条例中で引用する施設から大島保健センターを削除する。(第2条関係)
- 施行期日
令和6年4月1日
- 上越市保健センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案	改正前																								
(名称及び位置) 第2条 略	(名称及び位置) 第2条 略																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浦川原保健センター</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺242番地3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>柿崎保健センター</td> <td>上越市柿崎区柿崎6405番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		浦川原保健センター	上越市浦川原区顕聖寺242番地3	(削除)		柿崎保健センター	上越市柿崎区柿崎6405番地	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>浦川原保健センター</td> <td>上越市浦川原区顕聖寺242番地3</td> </tr> <tr> <td>大島保健センター</td> <td>上越市大島区大平5102番地4</td> </tr> <tr> <td>柿崎保健センター</td> <td>上越市柿崎区柿崎6405番地</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		浦川原保健センター	上越市浦川原区顕聖寺242番地3	大島保健センター	上越市大島区大平5102番地4	柿崎保健センター	上越市柿崎区柿崎6405番地	(略)	
名称	位置																								
(略)																									
浦川原保健センター	上越市浦川原区顕聖寺242番地3																								
(削除)																									
柿崎保健センター	上越市柿崎区柿崎6405番地																								
(略)																									
名称	位置																								
(略)																									
浦川原保健センター	上越市浦川原区顕聖寺242番地3																								
大島保健センター	上越市大島区大平5102番地4																								
柿崎保健センター	上越市柿崎区柿崎6405番地																								
(略)																									

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第67号
提出課	高齢者支援課

指定管理者の指定について（千寿園）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	社会福祉法人 上越老人福祉協会
所在地	上越市大字上真砂 219 番地
設立年月日	昭和 48 年 12 月 5 日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
団体の事業	①第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営、軽費老人ホームの経営） ②第二種社会福祉事業（老人短期入所事業の経営、老人デイサービス事業の経営等）ほか

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

高齢な利用者が、安全で安心して暮らせるための適切なサービスを提供し運営していくためには、専門的な知識と経験を有することが必要であり、これまで利用者と施設職員において構築された信頼関係を継続的に維持していくため、公募は行わず、引き続き実績のある社会福祉法人上越老人福祉協会を指定管理者として随意指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営の方針</p> <p>高齢社会の進展とともに高齢者世帯及び高齢者単身世帯の増加に伴い、在宅での生活に不安を抱えている高齢者も多く、その中には介護保険施設への入所を希望されない人や在宅での生活を希望する人も増加している。千寿園では、高齢者のニーズに応え、多様な住まいの一形態として快適な生活を支援する。</p> <p>②サービス向上に向けての取組み</p> <p>感染症予防や介護予防への取組み、在宅介護サービスとの連携、関係機関とのネットワークを重視した支援を行う。また、良質なサービスが提供できるよう研修活動の実施など職員の資質向上を図る。</p>

③経費削減に向けての取組

法人における消耗品の共同購入等スケールメリットを活かした経費節減に取り組むとともに、建物や設備等の適正な管理により、異常の早期発見に努め、計画的な修繕、更新を進めていく。

④収支計画

(単位：千円)

区 分		(参考)実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①収入	利用料金収入	37,354	38,163	38,163	38,163
	指定管理委託料	56,057	62,131	63,563	65,335
	その他	2,981	105	105	105
	合計	96,392	100,399	101,831	103,603
②支出		94,857	100,399	101,831	103,603
差引(①-②)		1,535	0	0	0

⑤目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	(参考)実績 令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間の利用者数	18,127	18,250	18,250	18,250

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が、施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が、施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点(最高点の60%)を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	21	○	適切な職員配置を行い、高齢者の多様なニーズに対応した支援を実施している。
②サービス向上	35	21	25	○	法人内での情報共有や外部事業所と連携し、施設の利用促進を図っている。
③管理の安定	10	6	6	○	物価高騰等を考慮した適切な収支計画を見込んでいる。

④経費の縮減	10	6	8	○	法人としてのスケールメリットを活かした経費削減を実施している。
⑤その他	15	9	12	○	複数の高齢者福祉施設の運営実績を有し、高いサービスの提供が可能である。
総合評価	100	60	72	適切	施設の運営に必要な知識、実績を有している。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	191,029
②令和6年度指定管理料(委託料)		62,131
③令和7年度指定管理料(委託料)		63,563
④令和8年度指定管理料(委託料)		65,335
⑤前指定期間の指定管理料平均額		55,957
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	23,158

(2) 主な増減理由

エネルギー価格をはじめとする物価や人件費の高騰、業務委託費の増額などを考慮し、指定管理料を増額した。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第68号
提出課	高齢者支援課

指定管理者の指定について（ケアハウス上越）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	社会福祉法人 上越老人福祉協会
所在地	上越市大字上真砂 219 番地
設立年月日	昭和 48 年 12 月 5 日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
団体の事業	①第一種社会福祉事業（特別養護老人ホームの経営、軽費老人ホームの経営） ②第二種社会福祉事業（老人短期入所事業の経営、老人デイサービス事業の経営等）ほか

(2) 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(3) 指定の理由

高齢な利用者が、安全で安心して暮らせるための適切なサービスを提供し運営していくためには、専門的な知識と経験を有することが必要であり、これまで利用者と施設職員において構築された信頼関係を継続的に維持していくため、公募は行わず、引き続き実績のある社会福祉法人上越老人福祉協会を指定管理者として随意指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営の方針</p> <p>高齢社会となり、自宅、家庭での生活に不安を抱える高齢者が増加し、さらには物価高騰や感染症の影響により、生活課題は多様化、複雑化している。高齢者が安心して暮らせる住まいとして、専門的な生活支援や相談支援により、自立的ですこやかな生活が送れるよう支援する。</p> <p>②サービス向上に向けての取組み</p> <p>隣接する新光園の総合的な機能を活用した迅速なサービス提供と緊急時の対応を行うとともに、良質なサービスが提供できるよう研修活動の実施など職員の資質向上を図る。</p>

③経費縮減に向けての取組

法人における消耗品の共同購入等スケールメリットを活かした経費節減に取り組むとともに、建物や設備等の適正な管理により、異常の早期発見に努め、計画的な修繕、更新を進めていく。

④収支計画

(単位：千円)

区 分		(参考) 実績 令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①収入	利用料金収入	20,804	21,930	21,930	21,930
	指定管理委託料	32,120	36,068	36,705	37,438
	その他	2,626	678	678	678
	合計	55,550	58,676	59,313	60,046
②支出		55,457	58,676	59,313	60,046
差引 (①－②)		93	0	0	0

⑤目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	(参考) 実績 令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用者数	10,887	10,950	10,950	10,950

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が、施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が、施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点（最高点の60%）を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 （30点）	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 （35点）	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 （10点）	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 （10点）	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 （15点）	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	21	○	適切な職員配置を行い、高齢者が安心して暮らせるよう運営されている。
②サービス向上	35	21	25	○	入所希望者の情報を法人で共有し、ニーズに応じた施設への入所を実施している。
③管理の安定	10	6	6	○	物価高騰等を考慮した適切な収支計画を見込んでいる。

④経費の縮減	10	6	8	○	法人としてのスケールメリットを活かした経費削減を実施している。
⑤その他	15	9	12	○	複数の高齢者福祉施設の運営実績を有し、高いサービスの提供が可能である。
総合評価	100	60	72	適切	施設の運営に必要な知識、実績を有している。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	110,211
②令和6年度指定管理料(委託料)		36,068
③令和7年度指定管理料(委託料)		36,705
④令和8年度指定管理料(委託料)		37,438
⑤前指定期間の指定管理料平均額		32,072
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	13,995

(2) 主な増減理由

エネルギー価格をはじめとする物価や人件費の高騰、業務委託費の増額などを考慮し、指定管理料を増額した。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第69号
提出課	高齢者支援課

指定管理者の指定について（上越五智養護老人ホーム）

1 指定管理者に指定する団体

(1) 団体の概要

団体名	社会福祉法人 えちご府中会
所在地	上越市東雲町2丁目11番6号
設立年月日	平成8年6月12日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。
団体の事業	①第一種社会福祉事業（ケアハウスの経営、養護老人ホームの管理運営、特別養護老人ホームの経営） ②第二種社会福祉事業（介護老人保健施設の経営、老人居宅介護等事業の経営）ほか

(2) 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 指定の理由

同法人は平成18年4月から、上越五智養護老人ホームの指定管理者として運営しており、これまで多くのノウハウを蓄積している。また、養護老人ホームの入所者が安全で安心して暮らすためには、専門的な知識と経験に加え、入所者と施設職員との継続的な信頼関係が必要であるため、公募は行わず、引き続き、社会福祉法人えちご府中会を指定管理者として随意指定するもの

(4) 事業計画の概要

<p>①管理運営方針</p> <p>これまでの管理運営実績を踏まえ、様々な改善・工夫を重ねながら運営にあたってきたが、今後もこれまでの蓄積の上にさらに改善を加え、次のような取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち、心豊かに暮らすことのできる施設づくり ・身体的・精神的特性に応じた自立のための生活支援 ・リハビリの推進及び精神疾患対策 ・地域交流事業の推進 ・気持ちよく暮らせる居住空間づくり ・職員の人材育成

②サービス向上に向けての取組

- ・ 専門職が入所者の身体・精神状況に応じたりハビリや健康体操等の指導・助言及び相談を行う。また、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- ・ 開かれた施設として、家族・身元引受人や地域への積極的な広報を実施する。また、感染症の状況も踏まえながら、各種交流事業を展開する。

③経費縮減に向けての取組

- ・ 入所者が安全で安心して暮らせるよう処遇の維持、向上を図りながら、各職員の人員配置を適切に行う。
- ・ 入所者の健康状態に配慮しつつ、冷暖房等の光熱水費の縮減に努める。
- ・ 施設、備品等の管理を徹底し、費用の縮減に努める。

④収支計画

(単位：千円)

区 分		(参考) 実績 令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
①収入	介護報酬収入	45,297	47,716	47,716	47,716
	指定管理委託料	229,346	272,343	272,343	272,343
	その他	14,993	5,379	5,379	5,379
	合計	289,636	325,438	325,438	325,438
②支出		309,228	325,438	325,438	325,438
差引 (①－②)		△19,592	0	0	0

⑤目標とする施設利用者数

(単位：人)

区 分	(参考) 実績 令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
年間の利用者数	49,034	49,275	49,275	49,275

2 審査

(1) 選定に当たっての基本方針

指定管理者の選定に当たっては、条例に規定した次の項目に適合することを基本とした。

- ア 申請者から提案された事業計画に基づく施設の管理が、施設の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が、施設の適切な管理、サービス向上及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 候補者の決定

- ア これまでの施設管理の履行状況について、適切かつ確実な管理運営であったか確認した。
- イ 指定管理者選定基準に基づき、提出された書類により、「適切な管理」「サービス向上」「管理の安定」「経費の縮減」「その他」の各項目について基準点(最高点の60%)を満たしているか判定し、全ての項目について基準を満たしている場合に総合評価として適切とした。

(3) 審査項目及び配点

大項目（配点）	小項目
①適切な管理 (30点)	(1)管理運営の方針
	(2)正規職員、パート職員、季節職員の配置状況、業務別に配置される標準的な人員、施設における組織の体制図
	(3)委託する業務、委託業務の管理、有資格者の確保、職員の能力開発
	(4)安全対策
	(5)個人情報の取扱い
	(6)施設管理業務の実績
②サービス向上 (35点)	(1)サービス向上と経費縮減の考え方
	(2)サービス向上面でのポイント
	(3)利用促進の具体的な方策
	(4)サービス向上のための工夫
	(5)地域振興・活性化に寄与する方策
	(6)市民要望の把握
	(7)苦情への対応
③管理の安定 (10点)	(1)定款・規約等
	(2)登記事項証明書又は構成状況の書類
	(3)3か年の収支計画書
④経費の縮減 (10点)	(1)経費縮減面でのポイント
⑤その他 (15点)	(1)施設管理業務以外の事業又は活動
	(2)社会貢献活動の実績
	(3)アピールすべき事項
総合評価	(1)全ての項目が適切（○）であること

(4) 審査結果

審査項目	最高点	基準点	採点	評価	評価コメント
①適切な管理	30	18	24	○	利用者本位のサービス提供を施設運営の基本に据えるなど、施設の目的に沿った管理運営方針が示されている。また、これまでの実績もあり、管理運営体制が確立されている。
②サービス向上	35	21	28	○	入所者に対し担当職員制を採用し信頼関係を構築しているほか、地域社会の一員として、地域と積極的に交流している。
③管理の安定	10	6	6	○	近年の入所者数や物価高騰を考慮した収支計画としている。

④経費の縮減	10	6	6	○	光熱水費や施設、備品等の管理など多方面において経費縮減に努める姿勢が見られる。
⑤その他	15	9	12	○	介護保険施設等の運営で得た知見やこれまでの指定管理業務のノウハウを施設の運営に反映している。
総合評価	100	60	76	適切	施設の運営に必要な知識、実績を有している。

※令和5年度から、従前の○×方式に基づく審査を改め、採点方式に基づく審査とした。なお、審査結果表においては、基準を満たした場合は「○」を、満たさない場合は「×」を参考までに記載している。

3 債務負担行為の設定

(1) 指定期間に係る指定管理料の総額について債務負担行為を設定 (千円)

①債務負担行為設定額	②+③+④	817,029
②令和6年度指定管理料(委託料)		272,343
③令和7年度指定管理料(委託料)		272,343
④令和8年度指定管理料(委託料)		272,343
⑤前指定期間の指定管理料平均額		228,675
⑥指定管理料の増減額	①-(⑤×3年)	131,004

(2) 主な増減理由

これまで入所者一人当たりの支弁額をベースに指定管理料を算定していたが、施設の安定運営を図るため、他の自治体の取組を参考にしながら、関係市である糸魚川市、妙高市、上越市及び指定管理者との協議に基づき、必要な経費を積み上げる定額の指定管理料とした。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第6号
提出課	福祉課

歳出科目 (P164～P165)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉協議会費	54,573	38,594	15,979

主な財源		主な経費	
一般財源	54,573	需用費	679
		工事請負費	2,491
		負担金補助及び交付金	51,403

【目的】

上越市社会福祉協議会が取り組む地域福祉活動への支援を通して、当市の地域福祉を推進する。

【実施内容】

[充](1) 社会福祉協議会補助金 25,325

令和5年策定の第3次地域福祉計画に基づき、上越市社会福祉協議会が各地域で実施する地域懇談会や地域における支え合い事業の実施など地域福祉活動の一層の充実に向け補助金を増額する。

[充](2) やすづか学園運営費補助金等 26,215

フリースクール「やすづか学園」を利用する児童生徒は増加傾向であり、支援の強化が必要となっていることから、補助金を増額するとともに、スタッフルームエアコン設置工事等を実施する。

<在籍者数等>

(単位：人)

学年	人数	出身地
小学4年	1	市内 (1)
小学6年	4	市内 (3)、市外 (1)
中学1年	4	市内 (4)
中学2年	11	市内 (7)、市外 (4)
中学3年	9	市内 (7)、市外 (2)
合計	29	市内 (22)、市外 (7)

※令和6年1月1日現在

(3) 権利擁護事業補助金 3,033

認知症や知的、精神の障害により、金銭管理面などで判断能力が不十分な人を支援する権利擁護事業の実施に係る経費の一部を補助する。

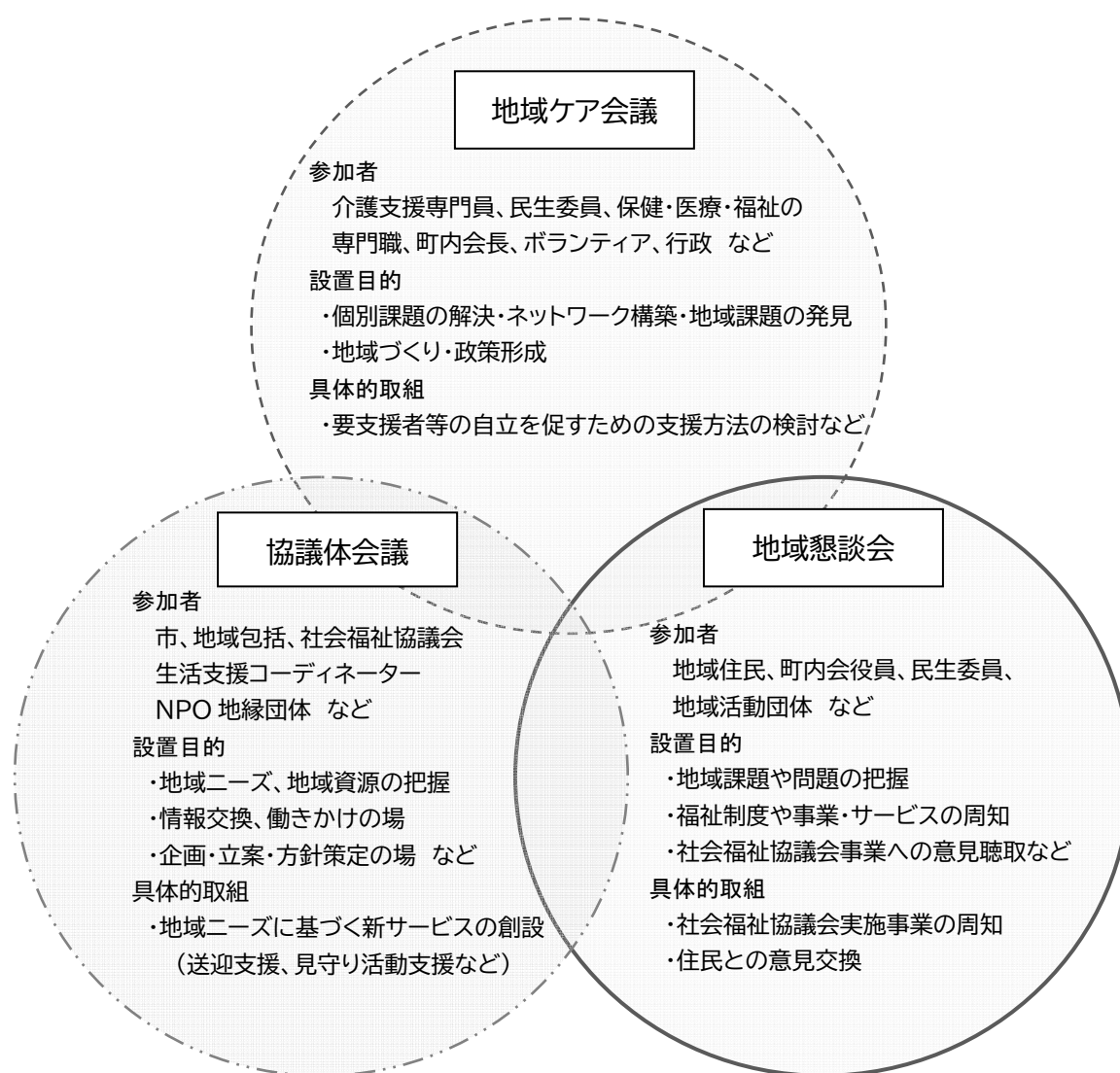
・日常生活自立支援事業

認知症や知的、精神の障害のため、金銭管理などの判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きや生活費の管理等を支援する。

・法人後見事業

成年後見制度の啓発を行うとともに、親族による後見や第三者後見が見込めない事案について、上越市社会福祉協議会が受任する。

<地域における支え合い体制>



出典：上越市第3次地域福祉計画

歳出科目 (P164～P165)	3款1項1目	社会福祉総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
民生委員・児童委員活動費	30,679	30,684	△5

主な財源		主な経費	
一般財源	30,679	報償費	24,284
		旅費	53
		需用費	16
		役務費	267
		負担金補助及び交付金	6,059

【目的】

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。

【実施内容】

(1) 活動報償金 24,284

県とともに、民生委員・児童委員、主任児童委員が活動するための経費を支給する。

＜活動報償金（年額）＞ (単位：円)

区分	地区協議会長	一般委員
上越市分	62,200	55,200
新潟県分	60,200	60,200
合計	122,400	115,400

(2) 上越市民生委員児童委員協議会連合会補助金 6,059

委員の資質向上を図るため、連合会が実施する各種研修等に係る経費の一部を補助する。

＜積算基礎＞

- ・人数割 @4,000円 × 437人
- ・協議会割 @5,000円 × 23地区
- ・諸会費 @9,600円 × 437人

＜主な研修＞

委員の活動に役立つ知識を深めるとともに情報交換を行うため、各種研修会を開催する。

- ・ブロック研修会 … 23地区民児協を6ブロックに分けて各1回
- ・全体研修会 … 年1回
- ・専門部会研修会 … 5つの部会が各1回

(3) その他事務費等（消耗品費や通信運搬費等） 336

歳出科目 (P 164～P 165)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
要援護世帯除雪費助成事業	59,293	58,798	495

主な財源		主な経費	
一般財源	59,293	需用費	331
		扶助費	56,939
		役務費	1,995
		委託料	28

【目的】

自らの力で除雪することが困難な要援護世帯に対し、除雪作業に要する費用の一部を助成し、冬期間における雪害事故を防止し、安心して暮らすことができるよう支援する。

【6年度目標】

要援護世帯除雪費助成事業の対象となる全ての人が助成を受け、必要な除雪を行うことができている状態とする。

【実施内容】

要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成する。

1 対象世帯

市民税所得割が非課税である下記のいずれかの世帯

区分	対象世帯
高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上のみの世帯 ・60歳以上のみの世帯で、世帯員に寝たきりの人がいる世帯 ・65歳以上の高齢者又は60歳以上の寝たきりの人と児童のみの世帯
ひとり暮らし 高齢者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上又は60歳以上の寝たきりの人の単身世帯
母子・父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童のみの世帯
準母子・ 準父子世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女性若しくは男性と児童及び65歳以上の高齢者のみの世帯
障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と60歳以上の人のみの世帯 ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人と児童のみの世帯 ・身体障害者手帳1級から4級までの交付を受けている人のみの世帯
その他の世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・知的に障害のある人の属する世帯等で、上記に準ずる世帯

※児童…18歳に達する誕生日以後の最初の3月31日までの人

2 対象としない世帯

次に該当する場合は、1の対象世帯であっても助成の対象としない。

- ・自己の労力で除雪ができると認められる世帯
- ・施設入所や入院など住民票のある住所で生活していない世帯（帰来性のない世帯）
- ・同一家屋内（敷地内含む）で親と子がそれぞれ世帯主になっている場合など、実質的に労力のある親族と同居している世帯

3 助成限度額（一冬期間の1世帯当たりの上限額） 72,100円

4 助成実績

単位：世帯

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (2月2日現在受付分)
申請世帯数	7,309	7,277	7,328
承認世帯数	7,129	7,119	7,183
助成世帯数	2,118	2,003	119
助成金額（千円）	69,656	50,631	1,389

※令和3年度は新潟県災害救助条例が適用となったが、表中の助成金額からは除いている。（参考：令和3年度救助条例分助成実績 491件 37,759千円）

歳出科目 (P166～P167)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
援護関係事業費	2,506	4,240	△1,734

主な財源		主な経費	
一般財源	2,506	需用費	6
		負担金補助及び交付金	2,500

【目的】

戦没者の慰霊及び戦没者遺族の福祉の向上を図るため、戦没者遺族会の活動を支援する。

【実施内容】

- (1) 上越市連合遺族会補助金 2,500

戦没者遺族会が実施する慰霊祭や追悼法要の開催、遺族会で管理する慰霊碑等の維持管理及び撤去等に係る経費の一部を補助する。

- (2) 高田忠霊塔の維持管理費 6

※令和6年度のうち、一部の経費は3款1項1目の社会福祉総務管理費へ移行

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P 166～P 167)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護観察費	2,033	2,033	0

主な財源		主な経費	
一般財源	2,033	負担金補助及び交付金	2,033

【目的】

犯罪のない安全・安心な地域づくりを推進するため、上越地区保護司会と更生保護女性会連合会の活動を支援する。

【実施内容】

(1) 上越地区保護司会負担金 1,881

犯罪防止を始め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支える更生保護活動に係る経費を負担金として支出する。

<団体の概要>

- ・保護司法に基づき法務大臣から委嘱された保護司により組織された団体
- ・保護司の身分は、非常勤の国家公務員（無報酬）
- ・所属保護司現員 76 人（令和 6 年 2 月 1 日現在）
- ・保護観察件数 45 件（令和 6 年 2 月 1 日現在）
- ・福祉交流プラザ内の「更生保護サポートセンター」において、保護観察対象者等との面接のほか、地域の関係機関との連絡調整などを行い、更生保護活動を推進している。

(2) 上越市更生保護女性会連合会補助金 152

女性の立場から、更生保護活動を行うための各種研修等に要する経費に対して補助金を支出する。

歳出科目（P166～P167）	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
社会福祉総務管理費	44,371	31,597	12,774

主な財源		主な経費	
国庫支出金	782	一般財源	38,455
県支出金	462	報酬	20,305
諸収入	4,672	給料	5,753
		職員手当等	7,109
		共済費	5,999
		旅費	974
		委託料	2,813

【目的】

相談窓口の開設や福祉に関する事務を効率的に執行する。

【実施内容】

- (1) 手話通訳業務の委託 2,813
聴覚に障害のある人の相談等に常時対応するため、手話通訳ができる福祉相談員 1 人を配置し、障害者手帳等の申請・受付などの福祉に関する相談窓口業務を行う。
- (2) 会計年度任用職員の配置（14人） 40,060
 - ・福祉相談員 4人（福祉総合窓口等）
 - ・相談支援専門員 2人（障害福祉サービス利用計画作成等）
 - ・事務職 8人
- (3) 「上越市のふくし」の作成
健康福祉事業の実施状況や制度の概況、各種福祉関係データなどをまとめた「上越市のふくし（令和6年版）」を発行する。
- (4) 庁用自動車（3台）の管理 598
燃料費、修繕料、手数料、保険料、有料道路使用料、自動車重量税
- (5) その他事務費等（消耗品費や通信運搬費等） 900

※令和6年度のうち、一部の経費は3款1項1目の援護関係事業費から移行

※令和6年度のうち、一部の経費は3款2項6目のこども発達支援センター事業から移行

※令和6年度のうち、一部の経費は3款3項1目の保護事務費へ移行

歳出科目（P166～P167）	3款1項1目	社会福祉総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉業務管理システム開発・運営費	4,992	12,028	△7,036

主な財源		主な経費	
一般財源	4,992	委託料	4,961
		使用料及び賃借料	31

【目的】

各種福祉サービス利用者の情報を上越市福祉業務管理システムで一元管理することにより、庁内関係課と情報を共有し、利用者の手続きの簡素化と事務処理の迅速化を図る。

【実施内容】

- (1) 障害福祉システムの改修 4,961
令和6年4月施行の障害者総合支援法に基づく基準等の一部改正に伴う障害福祉サービスの報酬改定に対応するため、システム改修を行う。
- (2) 電話回線使用料 31
社会保険診療報酬支払基金が保有するレセプトデータを取得し、重度心身障害者医療費助成事業等に活用するための回線使用料

※令和6年度のうち、一部の経費は3款3項1目の保護事務費へ移行

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P 166～P 169)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活困窮者自立支援事業	61,947	37,554	24,393

主な財源		主な経費	
国庫支出金	42,951	報酬	5,092
県支出金	1,161	職員手当等	357
一般財源	17,835	共済費	549
		需用費	869
		委託料	53,347
		扶助費	1,332

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者個々の課題や状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却、早期自立を促す。

○生活困窮者自立支援事業 60,815

【目的】

自立相談支援事業（委託先：地域包括支援センター）と就労準備等支援事業（委託先：社会福祉法人みんなでいきる）に分けて委託し、生活困窮に関する相談に対応するとともに、就労や生活再建を支援する。また、緊急的に支援が必要な方へ支援を行う。

【実施内容】

[充] (1) 生活困窮者自立支援事業 53,358

自立相談支援事業を委託する地域包括支援センターについては、機能強化を図るため、「春日・有田区」エリアを「春日区」と「有田区」に分割し、「春日区」エリアに拠点となるセンターを新設する。(11センター → 12センター)

① 対象者

就労や心身の状況、地域社会との関係、その他様々な事情により、経済的に困窮している人や最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある人

② 実施事業

事業名	事業内容	国庫補助率
自立相談支援事業	生活困窮者の課題の把握、支援計画に基づく包括的な支援、地域のネットワークづくり等	3/4
就労準備等支援事業	就労準備支援事業 生活習慣の形成(生活自立支援)、コミュニケーション能力の形成(社会自立支援)、ハローワークへの同行支援等(就労自立支援)	2/3
	家計改善支援事業 家計の再建に向けた収支バランスの診断や助言、債務整理方法の検討や法律専門家への同行支援	2/3
	一時生活支援事業 住居が無い急迫した相談者に一時的な宿泊場所を提供	2/3

[新] (2) 緊急時生活支援費 200

要保護児童や生活困窮世帯に対し、緊急的に食料品等の支援が必要な際、必要な物品を支給する。

[新] (3) 子どもの学習・生活支援事業 7,257

所得の少ない世帯の児童等が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を解消する観点から、学習支援や基本的な生活習慣の習得支援、食事の提供等を行い、生活の向上を図る。

① 対象者

就学援助利用世帯の小学4年生から中学3年生までの児童等

② 実施形態

1 会場に集合し学習等を行う集合型と自宅で学習等を行う訪問型の2形態で実施

※基本の形態は集合型

③ 内容

[集合型]

- ・毎週土曜日に福祉交流プラザを会場に学習会を開催する
- ・学習会終了後、昼食を提供する
- ・開催時間は午前10時から午後1時

[訪問型]

- ・学習支援員（会計年度任用職員）が週1回程度、自宅を訪問し、学習・生活支援を行う

④ その他

- ・集合型学習の講師は、上越教育大学生を起用予定

○住居確保給付費 1,132

【目的】

離職、廃業、休業等に伴う収入の減少により、住居を失った又は住居を失うおそれのある人を対象に、家賃相当額を給付し、住居の確保と就労に向けた支援を行う。

【実施内容】

(1) 対象者

- ・離職、廃業後2年以内、又は個人の責任・都合によらず給与等の収入が、離職・廃業と同程度まで減少している状況にある人
- ・ハローワークへ求職の申込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行っている人

(2) 支給額 生活保護費の住宅扶助基準額以内の額

(例：単身世帯32,000円～7人以上世帯50,000円)

(3) 支給期間 最大9か月間

(4) 住居確保給付費の状況

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
新規申請件数(件)	7	6

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P 168～P 169)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
かきざき福祉センター管理運営費	4,629	4,700	△71

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	142	需用費	1,213
諸収入	42	役務費	33
一般財源	4,445	委託料	3,173
		使用料及び賃借料	210

【目的】

柿崎区における福祉団体等の活動拠点として、施設を適切に管理する。

【実施内容】

- (1) 運営管理 1,934
施設の利用受付、承認
- (2) 維持管理 2,695
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等

<施設の概要>

- (1) 所在地
上越市柿崎区柿崎 558 番地 1 (平成 16 年 12 月開設)
- (2) 構造等
木造 2 階建 延床面積 776.76 m²
- (3) 施設内容
生きがい支援室 (機能訓練室)、会議室、子育て支援室、ボランティア研修室など

提出課	福祉交流プラザ
-----	---------

歳出科目 (P 168～P 169)	3 款 1 項 1 目	社会福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉交流プラザ管理運営費	53,383	88,145	△34,762

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	1,859	報酬	1,783
財産収入	508	職員手当等	506
諸収入	1,938	需用費	22,297
一般財源	49,078	役務費	1,713
		委託料	25,150
		使用料及び賃借料	1,417

【目的】

福祉の交流拠点施設として、障害のある人等の福祉の増進に必要な支援を行うとともに、市民が集い交流する場を提供することにより、地域福祉の推進を図る。

【実施内容】

- (1) 運営管理 17,427
施設の利用受付、承認、館内事業所連絡会議
- (2) 維持管理 35,936
光熱水費、清掃、警備、各種設備保守、修繕等
- (3) その他 20
館内事業者で組織する実行委員会による「ふれあいフェスタ」の開催

<施設の概要>

- (1) 所在地
上越市寺町2丁目20番1号
- (2) 構造等
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建（一部2階建）
建築面積 3,111.45 m²、延床面積 6,317.60 m²
- (3) 敷地面積
21,444.84 m²

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P 168～P 171)	3 款 1 項 2 目	国民年金費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
国民年金費	7,629	6,990	639

主な財源		主な経費	
国庫支出金	7,629	報酬	4,557
		職員手当等	1,286
		共済費	1,061
		旅費	164
		委託料	220
		使用料及び賃借料	190

【目的】

国民年金の第1号被保険者（自営業者・農林漁業者・学生・無職の人などで20歳以上60歳未満の人）に係る届出や免除申請及び各種基礎年金の裁定請求等の受付業務を、国からの法定受託事務として実施する。

【実施内容】

- ・第1号被保険者（20歳到達者を含む）加入届の受付
- ・国民年金保険料免除、納付猶予申請、学生納付特例申請の受付
- ・老齢、障害、遺族基礎年金の裁定請求の受付
- ・特別障害給付金申請の受付
- ・年金受給者及び第1号被保険者死亡に伴う各種申請、届出の受付
- ・老齢福祉年金に係る異動等届出の受付
- ・啓発、相談業務

<第1号被保険者数の推移> (単位：人)

区分	令和3年12月末	令和4年12月末	令和5年12月末
第1号被保険者数	14,386	13,806	13,495

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P170～P171)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害福祉総務管理費	15,295	16,540	△1,245

主な財源		主な経費	
一般財源	15,295	報酬	6,097
		職員手当等	1,123
		共済費	932
		旅費	244
		需用費	600
		役務費	5,867

【目的】

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実施に係る審査会及び認定調査、支給決定事務を円滑に行うとともに、各種障害福祉サービスの周知を図り、障害のある人が必要とするサービスの利用に適切につなげる。

【実施内容】

- (1) 障害支援区分等審査会及び支給決定関係経費 11,434
 - ・ 障害支援区分等審査会委員（医師、社会福祉士、精神保健福祉士等 15人）
 - ・ 障害支援区分認定調査員（会計年度任用職員 2人）
 - ・ 主治医意見書作成、受給者証発行等に関する事務費
- (2) その他事務費等 3,861
 - ・ 障害福祉ハンドブック作成、ヘルプカードの作成・配布等

歳出科目（P170～P171）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
重度心身障害者医療費助成事業	429,843	416,752	13,091

主な財源		主な経費	
県支出金	189,415	一般財源	189,448
繰入金	26,159	報償費	2
諸収入	24,821	需用費	107
		委託料	8,307
		扶助費	421,427

【目的】

重度の障害のある人を対象に、医療費の自己負担額の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 制度概要

一部負担金（医療機関ごとに精算）を超える額について、市が負担する。

- ・外来 同じ医療機関で1か月4回までは1回530円（5回目以降は無料）
- ・入院 1日1,200円
- ・薬剤費 調剤薬局での薬剤費は無料

(2) 対象者

身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者（所得制限あり）

(3) 周知方法

手帳交付時に障害福祉ハンドブックを用いて制度の説明をするとともに、手帳所持者で制度を利用していない人に個別に案内する。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
受給者数(人)	4,610	4,525

歳出科目 (P170～P171)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
特別障害者手当給付等事業	140,781	142,675	△1,894

主な財源		主な経費	
国庫支出金	85,185	役務費	6
一般財源	55,596	扶助費	140,775

障害のある人に各種手当を支給するほか、心身障害者扶養共済制度掛金及び精神障害者入院医療費を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

○特別障害者手当等 113,581

【目的】

在宅で生活する重度の障害のある人に手当を支給し、経済的な負担の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 特別障害者手当 95,836

在宅で生活する20歳以上の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額28,840円を支給する。

※手当の支給月額、全国消費者物価指数の物価変動率により改定

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	3,359	3,323

(2) 障害児福祉手当 17,745

在宅で生活する20歳未満の人で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする人に月額15,690円を支給する。

※手当の支給月額、全国消費者物価指数の物価変動率により改定

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	1,185	1,131

○在宅介護手当 18,215

【目的】

在宅で生活する重度の障害のある人を介護又は介助している人を慰労する。

【実施内容】

- ・対象者 在宅で一定の基準以上の障害のある人（介護保険法に定める要介護認定者を除く）を常時介護している人

(1) 介護手当 17,115

療育手帳A又は身体障害者手帳1・2級の交付を受けている重度の障害のある人を常時介護している人に月額5,000円を支給する。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	3,346	3,423

(2) 介助手当 1,100

身体障害者手帳1・2級の交付を受けている中・軽度の障害のある人を常時介助している人に年額20,000円を支給する。（年度途中で認定になった場合は月割りで支給）

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	59	62

○心身障害者扶養共済制度掛金助成 1,125

【目的】

障害のある人を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を出し合い、保護者が死亡した場合などに、残された障害のある人に年金を支給する共済制度掛金の一部を助成することで、保護者が抱く将来への不安の軽減を図る。

【実施内容】

- ・対象者 市内に居住する新潟県心身障害者扶養共済制度加入者
(平成25年度以降の新規加入者は助成対象外)
- ・助成額 共済制度の1口目の掛金の3分の1を助成

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成件数(件)	374	351

○精神障害者入院医療費助成 7,860

【目的】

精神に障害のある人の入院に係る医療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

- ・対象者 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者で、精神科病院の精神科病床に入院している人
- ・助成額 入院医療費自己負担額の一部として、月額 5,000 円を助成する（所得制限あり）。

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
助成件数 (件)	1,643	1,572

歳出科目（P170～P171）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者施設助成事業	5,028	22,396	△17,368

主な財源		主な経費	
一般財源	5,028	負担金補助及び交付金	5,028

社会福祉法人等に対し、障害者施設の建設費や運営費等を負担又は補助することにより、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を送るために必要な障害福祉施設の整備を推進する。

○障害者施設建設費等助成及び維持管理経費 1,332

【目的】

障害者施設の建設費及び運営費に対し、負担金を交付することにより、障害のある人の生活訓練、職業訓練及び福祉就労の場を確保する。

【実施内容】

- ・やひこの里（弥彦村）入所者に係る施設運営費負担金 858
- ・まごころ学園（見附市）入所者に係る施設運営費負担金 474

○障害福祉サービス事業所整備事業 3,696

【目的】

障害のある人の日常生活及び社会生活を支援する障害福祉サービス事業所（生活介護、訓練、就労支援、放課後等デイサービス等）の整備を推進する。

【実施内容】

障害福祉サービス事業所を整備する社会福祉法人等に施設整備費の一部を助成する。

区分	令和5年度	令和6年度
補助施設数（施設）	3	1
補助金額（千円）	17,752	3,696

歳出科目（P170～P171）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住環境等整備事業	1,152	924	228

主な財源		主な経費	
県支出金	576	負担金補助及び交付金	
一般財源	576		1,152

【目的】

障害のある人が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送れるよう、専用居室の改造等に必要な費用を助成し、身体状況に適した住環境整備を促進するとともに、経済的負担の軽減を図る。

【実施内容】

障害者住宅整備補助金（障害者向け住宅リフォーム補助）

玄関・浴室・トイレ・居室・廊下等の改造、段差解消機・階段昇降機・ホームエレベーターの設置等に係る費用の一部を助成する。

- ・対象者 身体障害者手帳（個別等級）1・2級又は療育手帳Aの交付を受けている人のうち、世帯の総収入が600万円未満の人
- ・補助基準額 50万円
※障害者日常生活用具給付事業（基準額20万円）の対象者は30万円
- ・助成額 補助基準額に次の区分による割合を乗じた額

生活保護世帯	10/10
所得税非課税世帯	3/4
その他世帯	1/2

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成件数(件)	6	6

歳出科目 (P170～P171)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
心身障害者福祉団体助成費	1,489	1,550	△61

主な財源		主な経費	
一般財源	1,489	負担金補助及び交付金	1,489

【目的】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、自主的に活動する福祉関係団体に補助金を交付し、障害のある人の地域活動を支援する。

【実施内容】

障害のある人やその家族等で組織される8つの障害者団体に対し補助金を交付し、活動を支援する。

<連合会構成団体>

(令和5年1月末日現在)

区分	団体名	会員数(人)
身体障害	上越市身体障害者連絡協議会	286
知的障害	上越地区手をつなぐ育成会	218
	上越市浦川原手をつなぐ育成会	35
	頸北手をつなぐ育成会	54
	名立手をつなぐ育成会	5
精神障害	上越市家族会	65
視覚障害	上越市視覚障害者福祉協会	38
聴覚障害	上越市ろう協会	22
合計		723

<補助金の内訳>

区分	金額 (千円)	内訳
団体育成費	1,079	団体区分ごと 100,000円 会員1人当たり 800円
連合会事業費	410	研修会費等
合計	1,489	

※補助金は各団体代表で組織する連合会に一括交付

※団体育成費は、前々年度1月末の会員数に基づき算出

歳出科目 (P170～P171)	3款1項3目	障害福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
上越市障害児(者)福祉ネットワーク構築事業	817	1,039	△222

主な財源		主な経費	
一般財源	817	報償費	355
		旅費	61
		需用費	133
		役務費	268

障害のある人の生活を地域全体で支え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、関係者の連携強化に向けた情報交換や協議等の場を設ける。

○上越市自立支援協議会 269

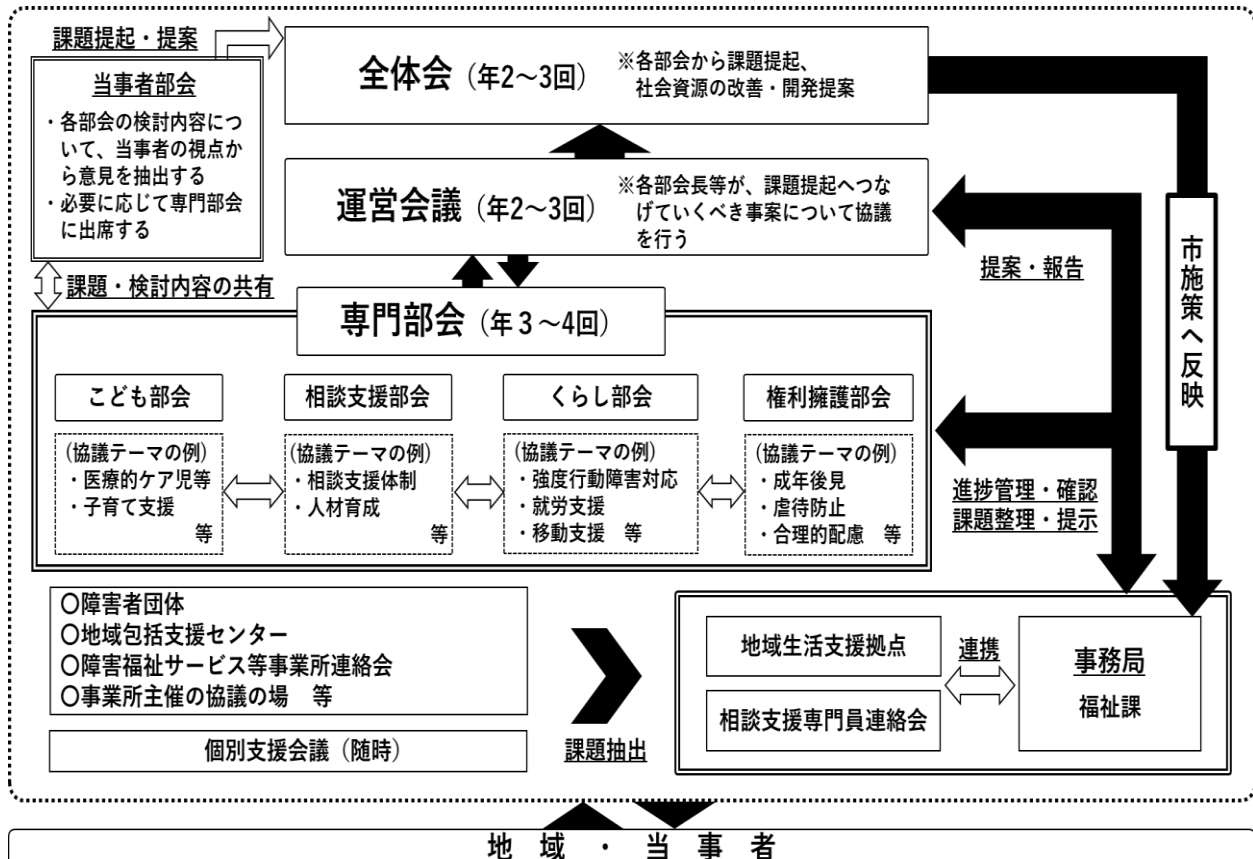
【目的】

障害福祉関係者のネットワークの強化を図るとともに、課題等について協議を行い、障害のある人の地域生活の支援につなげる。

【実施内容】

令和6年度を初年度とする、「上越市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき自立支援協議会の体制の充実を図り、障害福祉に関する地域課題の解決に向けた協議を行うとともに、効果的な支援策を検討する。

<令和6年度自立支援協議会イメージ>



○上越市福祉有償運送運営協議会 54

【目的】

道路運送法に基づき実施する福祉有償運送の必要性や実施に伴う安全確保、利用者ニーズ等について協議し、安全で利便性の高い運送を実現する。

【実施内容】

福祉有償運送の実施団体の登録・更新に際し、安全の確保等に関する協議を行うとともに、福祉有償運送の運営に関する課題等について協議する。

○上越市障害者差別解消支援地域協議会 494

【目的】

関係機関と連携し、障害者差別解消法の趣旨を広く市民に周知・啓発することにより、障害のある人が差別されることなく、地域で安心して生活できる環境づくりを推進する。

【実施内容】

(1) 上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催

関係者間において、障害者差別に関する地域の実情を共有するとともに、効果的な相談体制の整備、周知・啓発方法等について協議を行う。

(2) 周知・啓発の実施

- ① 市民を対象とした啓発イベントの開催及び広報等を活用した周知・啓発
- ② 企業等を対象とした周知・啓発
- ③ 市新規採用職員を対象とした研修会の開催及び庁内各課への周知・啓発

歳出科目（P172～P173）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者緊急短期入所用居室確保事業	13,406	13,447	△41

主な財源		主な経費	
一般財源	13,406	委託料	13,406

【目的】

重症心身障害のある人等を自宅で介護する人の負担軽減及び社会参加の促進を支援する。

【実施内容】

医療行為を必要とする重症心身障害のある人やこれに準ずる強度行動障害のある人を自宅で介護する人が、病気や冠婚葬祭等の事情により介護できない場合に備え、医療機関に短期入所用病床を2床確保し、緊急的な受入れを行う。

受入施設	独立行政法人国立病院機構 さいがた医療センター
利用形態	医療型
対象者	医療行為を必要とする重症心身障害のある人等

※このほか、上越地域医療センター病院において、空床利用による短期入所を実施

歳出科目 (P172～P173)	3 款 1 項 3 目	障害福祉費
------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
軽・中等度難聴者補聴器助成事業	9,294	3,849	5,445

主な財源		主な経費	
県支出金	254	扶助費	9,294
一般財源	9,040		

【目的】

補聴器購入に係る費用の一部を助成し、身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語の習得やコミュニケーション能力の向上を図り、また突発性難聴などにより、日常生活に支障が生じている軽・中等度難聴者の社会参加を促進する。

【実施内容】

- ・助成対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴者
- ・聴力レベル 両耳聴力レベル 30 デシベル以上
※医師が補聴器の装用を必要と認めた場合はこの限りでない。
- ・助成基準額（上限） 52,900 円（高度難聴用耳かけ型の補装具基準額）
※両耳に装用が必要と認められる場合は、助成基準額に 2 を乗じた額を基準額とする。
- ・助成率

世帯区分	年齢区分	助成率
生活保護世帯	18 歳未満	10/10
	18 歳以上	
市民税非課税世帯	18 歳未満	
	18 歳以上	
市民税課税世帯	18 歳未満	9/10
	18 歳以上	5/10

※補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の額に助成率を乗じる。

- ・助成件数

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
難聴児 (18 歳未満)	8	8
難聴者 (18 歳以上)	261	277

歳出科目（P172～P173）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
障害者就労支援事業	7,294	6,737	557

主な財源		主な経費	
繰入金	2,160	委託料	6,108
一般財源	5,134	負担金補助及び交付金	1,186

障害のある人の就職や就労の機会の拡大を図り、障害のある人が自立して自分らしく暮らすことのできる環境づくりを推進する。

○障害者就労・定着促進業務委託 5,908

【目的】

障害者就業・生活支援センターに「ジョブサポーター」を配置し、障害のある人の就労や職場定着の促進を図る。

【6年度目標】

障害のある人の意向や特性を踏まえた就労支援や新たな就労先の開拓、職場実習の支援等を通して、一般就労の拡大を図る。

【実施内容】

(1) 就労に向けた支援

- ・未就労の障害のある人への助言や働きかけにより、積極的な就労活動を促す。
- ・障害福祉サービスを利用した就労訓練の実施に当たり、対象者と障害福祉サービス事業所との連絡調整を行うとともに、訓練状況を把握して、対象者に対し、必要な助言等を行う。
- ・実習先企業への対象者の障害特性の説明や実習計画の作成、同行支援、その他必要な連絡調整を行うとともに、実習の状況を把握し、必要な助言等を行う。

(2) 就労先企業等の開拓

市と障害者就業・生活支援センターが連携し、障害のある人の就労先又は実習先となりうる企業等の開拓を行う。

(3) 就労定着に向けた支援

障害のある人が就職した企業等において継続的に就労できるよう、就労状況の定期的な確認、職場訪問などを通して、就労に伴い生じる課題や不安を把握し、必要な助言等を行う。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (12月末時点)
一般就労者数（人）	21	27	20

[充]○障害者受託作業拡大事業補助金 1,186

【目的】

市内の障害者福祉施設における受注先の開拓、受注促進、就労に必要な能力や作業工賃の向上に関する取組を支援する。

【実施内容】

市内の障害者福祉施設が共同で作業の受注等を行い、障害者の作業工賃の引上げにつながることを目的とする「上越ワーキングネットワーク」の活動の一層の充実に向け、補助金を増額する。

[新]○庁舎内清掃業務委託 200

【目的】

上越市障害者優先調達推進方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会及び民間企業における雇用や就労機会の拡大を図る。

【実施内容】

市役所木田庁舎の清掃について、一部を障害者就労継続支援事業所に委託する。

歳出科目（P172～P173）	3款1項3目	障害福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
強度行動障害支援者養成事業	213	361	△148

主な財源		主な経費	
一般財源	213	報償費	12
		旅費	1
		負担金補助及び交付金	200

【目的】

自傷・他害行為等、危険を伴う行動を頻回に行う強度行動障害のある人に対し、適切な支援を行うことのできる支援者を養成する。

【6年度目標】

研修会やコンサルテーション事業を通じて、障害福祉サービス事業所等の職員のスキルアップを図るとともに強度行動障害のある人の受入体制を整える。

【実施内容】

(1) 強度行動障害支援者研修会 13

障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、強度行動障害の特性に基づく適切な支援方法や、実践に即した支援方法等の習得に向けた研修会を開催する。

- ・対象者

市内の障害福祉サービス事業所職員、相談支援専門員など（定員 30 人）

- ・研修内容

講義と実践に即した演習をセットで実施

(2) コンサルテーション事業 200

障害福祉サービス事業所において強度行動障害を有する人の支援体制の強化及び充実に図るため、専門家による現地指導等を受けるための講師派遣費用等を補助する。

- ・補助対象事業所数

市内の障害福祉サービス事業所等 2 か所

- ・助成金の額

上限額 10 万円（実際にかかった補助対象経費と限度額のいずれか少ない額）

歳出科目 (P172～P173)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
介護給付・訓練等給付事業	5,105,762	4,709,183	396,579

主な財源		主な経費	
国庫支出金	2,549,478	一般財源	1,281,498
県支出金	1,274,739	委託料	6,336
分担金及び負担金	47	扶助費	5,099,426

【目的】

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人個々の希望や状況に応じて必要なサービスが利用できるよう、障害福祉サービスの利用に係る介護給付費等を支給する。

【実施内容】

(1) 介護給付・訓練等給付費 5,099,426

① 居宅介護 249,865

居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	295	294

② 同行援護 12,762

視覚障害のため、一人での行動が困難な人の外出にヘルパーが同行し、必要な情報の提供や支援を行う。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	23	24

③ 行動援護 7,600

知的障害又は精神障害のある人で、一人での行動が困難な人の外出にヘルパーが同行し、危険回避のために必要な支援を行う。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	24	24

④ 重度訪問介護 38,199

重度の肢体不自由により常時の介護を必要とする人にヘルパーを派遣し、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行う。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	7	6

⑤ 生活介護 1,573,439

常時の介護を必要とする人に対し、通所施設において入浴、排泄、食事等の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供する。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	546	551

⑥ 療養介護 214,979

医療と常時の介護の両方を必要とする人に対し、医療機関への入所を行い、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下で介護及び日常生活の支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	49	66

⑦ 短期入所 175,702

介護者が病気などにより、介護ができなくなった際、介護が必要な人を短期入所施設で受け入れ、入浴、排泄、食事等の介護を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	218	222

⑧ 放課後等デイサービス 497,126

在学中の障害のある児童に対し、放課後や休日・長期休暇中などに、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流を促進するための支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	320	329

⑨ 障害児相談支援 31,905

障害のある児童の個々の実情にあわせた支援を行うため、指定障害児相談支援事業者が課題の解決や適切なサービス利用に向けたサービス利用計画の作成及びモニタリングを通じたケアマネジメントを行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	127	127

⑩ 児童発達支援 58,280

就学前の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	48	53

⑪ 保育所等訪問支援 3,224

保育所等を訪問し、障害のある児童に対し、集団生活への適応のために必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	9	9

⑫ 居宅訪問型児童発達支援 941

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知能技術の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	1	1

⑬ 就労移行支援 146,102

就労を希望する障害のある人に対し、施設内外での就労体験、面接訓練、面接への同行など、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を一定期間行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	75	82

⑭ 就労定着支援 11,689

就労移行支援等を利用して新たに雇用された障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関等との連絡調整を行うとともに、日常生活や社会生活を営む上での課題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	29	29

⑮ 就労継続支援A型 92,592

企業での就労が困難な障害のある人に雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	53	60

⑯ 就労継続支援B型 875,602

企業での就労が困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	584	604

⑰ 自立訓練（機能訓練） 2,731

障害のある人に対し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	8	8

⑱ 自立訓練（生活訓練） 102,441

障害のある人に対し、入浴、排泄及び食事等、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言、その他の必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	61	65

⑲ 宿泊型自立訓練 46,299

障害のある人に対し、家事等の日常生活能力を向上させるための宿泊型の訓練を提供するとともに、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	32	32

⑳ 自立生活援助 1,364

単身生活を送る障害のある人に対し、定期的な巡回訪問や相談対応など、自立した日常生活を営めるように支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	6	6

㉑ グループホーム 465,231

障害のある人が共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	231	256

㉒ 施設入所支援 377,980

施設に入所する障害のある人に対し、入浴、排泄、食事の介護等の支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	212	212

⑳ 計画相談支援 105,186

障害のある人の自立した生活を支えるため、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画の作成及びモニタリングを通じたケアマネジメントを行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	453	452

㉑ 地域移行支援 886

長期間、入院や入所をしていた人が地域生活に移行する際、移行後の連絡体制の確保や緊急時の相談に応じる等の支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	3	3

㉒ 地域定着支援 1,485

単身生活を送る障害のある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急の事態が発生した際に、相談対応やその他必要な支援を行う。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	29	30

㉓ 高額障害福祉サービス費 5,816

- ・ 障害福祉サービス、障害児通所支援、介護保険サービスなど、複数の制度を併用している人が、制度ごとに設定している月額負担上限額を超えた場合に、超えた額を高額障害福祉サービス費として支給する。
- ・ 65歳に達するまでに5年間以上、特定の障害福祉サービスを利用していた非課税世帯等の障害者が、介護保険移行後に障害福祉サービスを利用する際、介護保険で設定される月額負担上限額と障害福祉サービスを利用した際に設定される月額上限額との差額分を新高額障害福祉サービス費として支給する。

(2) その他 6,336

① 障害者支援施設等措置委託料 568

障害のある人が虐待等により周囲の支援が受けられなくなった際、施設入所等の緊急的な措置を行う。

② 障害介護給付費支払委託料 5,768

サービス事業者への給付費支払業務を新潟県国民健康保険団体連合会等に委託する。

歳出科目（P172～P173）	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
補装具費支給事業	49,081	47,885	1,196

主な財源		主な経費	
国庫支出金	24,540	扶助費	49,081
県支出金	12,270		
一般財源	12,271		

【目的】

身体に障害のある人の身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理に係る費用の一部を支給し、経済的負担の軽減、日常生活の能率や質の向上及び自立や社会参加を促進する。

【実施内容】

医療機関や障害者施設、更生相談所、補装具作成業者等と連携し、支給対象者個々の障害状況に合った補装具の購入又は修理に係る費用の一部を支給する。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	407	415

<主な対象品目>

区分	補装具名
視覚障害	視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害	補聴器、人工内耳用音声信号処理装置修理
音声機能障害	重度障害者用意思伝達装置（肢体不自由の認定が必要）
肢体不自由	義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ、座位保持装置、歩行器
内部障害 (呼吸機能障害等)	車椅子、電動車椅子

歳出科目（P172～P175）	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
日常生活用具給付事業	48,049	47,130	919

主な財源		主な経費	
国庫支出金	13,308	扶助費	48,049
県支出金	6,742		
一般財源	27,999		

【目的】

重度の障害のある人等に安全かつ容易に使用できる実用的な用具を給付することにより、日常生活上の困難を改善し、自立と社会参加を促進する。

【実施内容】

身体障害者手帳等の交付を受けた人、難病患者及び小児慢性特定疾病児童を対象に日常生活を快適に過ごすための用具を給付する。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
給付件数（件）	4,500	4,614

<主な対象品目>

区分	品名
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用血圧計
聴覚障害	聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、人工内耳用電池
肢体不自由	移動・移乗支援用具、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マット、情報・通信支援用具、居宅生活動作補助用具
呼吸器機能障害	ポータブル電源、ネブライザー、電気式たん吸引器
膀胱直腸機能障害	ストマ用装具、紙おむつ
知的・精神障害	頭部保護帽
難病患者	パルスオキシメーター（動脈血中酸素飽和度測定器）
その他	人工喉頭（笛式、電気式、埋込型用人工鼻）

歳出科目（P174～P175）	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
相談支援事業	66,141	51,597	14,544

主な財源		主な経費	
国庫支出金	11,994	旅費	22
県支出金	5,498	需用費	16
一般財源	48,649	役務費	107
		委託料	61,045
		扶助費	4,951

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、相談支援体制を整備する。

○相談支援事業委託料等 34,980

【目的】

障害のある人等の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談支援を行う。

【6年度目標】

身近な地域に相談窓口を設置し、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう相談支援体制の充実を図る。

【実施内容】

地域における身近な相談窓口である地域包括支援センターにおいて、障害のある人やひきこもりの人等への相談支援を行う。

地域包括支援センターの機能強化を図るため、「春日・有田区」エリアを「春日区」と「有田区」に分割し、「春日区」エリアに拠点となるセンターを新設する。

[充]・地域包括支援センター数

11センター → 12センター

・障害者等相談支援事業

相談支援、障害福祉サービスの利用支援等

・権利擁護業務

虐待の防止・早期発見に向けた相談支援、成年後見制度の利用支援

○成年後見制度利用助成事業等 18,767

【目的】

身寄りのない障害のある人等の人権や財産を守るための成年後見制度の利用に係る経費の助成等を実施することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援するとともに、制度の利用促進を図る中核機関を設置し、支援を必要とする人が適切に利用できる環境を整える。

【6年度目標】

中核機関を設置し、成年後見制度の啓発を図るとともに相談支援機能の充実を図る。

【実施内容】

(1) 成年後見制度利用助成事業 4,557

生活保護受給者など、成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難な人を対象に、後見人へ支払う報酬等を助成する。

(助成件数)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
件数(件)	18	20

(2) 成年後見等開始審判の市長申立て 145

身寄りのない人や親族等による申立てが見込めない人について、成年後見の申立てを行う。

(対象者)

次のいずれかに該当する成年後見制度の利用を必要とする人

- ・配偶者及び2親等以内の親族がない人
- ・配偶者及び親族等が成年後見に係る審判の申立てを拒否している人
- ・配偶者及び親族等に虐待、財産の侵害等の事実がある人

(市長申立て件数)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
件数(件)	3	4

[新](3) 成年後見制度中核機関運営委託 14,065

- ① 委託先 上越市社会福祉協議会
- ② 委託内容

上越市成年後見支援センターを設置するとともに、成年後見制度に関する次の業務を行う。

- ・市民や関係機関等からの相談対応、関係機関等への助言や支援
- ・市民や関係機関等を対象とした講座や研修会の実施
- ・後見人からの相談対応等

○地域生活支援拠点等機能強化事業 12,394

【目的】

障害の重度化・困難化に対応するとともに、「親亡き後」障害のある人が地域で安心して生活していくための体制の強化を図る。

【6年度目標】

緊急時が想定される対象者の事前把握と受入体制等を整えるほか、地域における相談支援体制の充実を図る。

【実施内容】

(1) 地域生活支援拠点等機能強化事業委託 12,000

- ① 委託先 地域生活支援拠点等(市内4法人)

② 委託内容

各拠点に主任相談支援専門員等を1人配置するとともに、拠点運営法人が連携会議を組織し、次の業務を行う。

- ・市内相談支援事業所等が抱える困難ケースへの助言・同行支援
- ・障害者の施設利用に関する受入調整
- ・障害者の希望するサービスが提供できる体制の検討
- ・事業所職員や相談支援専門員のスキルアップ等

[充](2) 緊急時支援事業 394

強度行動障害のある人に加え、障害の程度に関わらず支援が必要な人を対象とし、介護者の急病や緊急入院、障害の特性に起因した事態などの発生時に、障害福祉サービス事業者等が連携し、居宅等へ訪問して適切な支援を行う。

歳出科目 (P174～P175)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
移動支援事業	134,429	125,761	8,668

主な財源		主な経費	
国庫支出金	5,310	一般財源	126,260
県支出金	2,656	需用費	1,006
諸収入	203	委託料	14,908
		補助金	560
		扶助費	117,955

障害のある人が住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、余暇活動や社会参加のための外出支援を行う。

○タクシー利用料金等助成事業 101,745

【目的】

障害のある人の余暇活動や社会参加に係る交通費の一部を助成する。

【実施内容】

[充](1) タクシー利用券等の交付及び自動車燃料費助成 98,289

- ・対象者 身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級のいずれかを所持する人（所得制限あり）
- ・助成内容 タクシー利用券 24,000 円/年
タクシー利用券 12,000 円/年とバス利用券 12,000 円/年のセット
自動車燃料購入券 19,000 円/年
自動車燃料費助成 19,000 円/年
※利用者の希望により、いずれかを交付又は助成する。

(2) 施設等通所交通費助成 2,450

- ・対象者 新潟県はまぐみ小児療育センターなどの市外の医療機関等へ年 1 回以上通所する児童の保護者
- ・助成額 高速道路利用料金の 2 分の 1 相当額

(3) 印刷製本費 1,006

- ・タクシー利用券(48 枚綴) 2,370 冊
- ・タクシー利用券(24 枚綴) 30 冊
- ・バス利用券(150 枚綴) 30 冊
- ・自動車燃料購入券(38 枚綴) 3,000 冊

○人工透析患者通院交通費助成事業 10,872

【目的】

腎臓の機能に障害のある人が人工透析療法（血液透析療法）を受けるための通院に要する交通費を助成し、経済的負担を軽減する。

【実施内容】

- (1) 対象者 人工透析療法（血液透析療法）を受けるため、公共交通機関、タクシー又は自家用車で週 2 回以上通院している人（所得制限あり）

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
申請者数 (人)	332	332

- (2) 助成額 通院した週数（年 52 回）に、通院距離に応じた助成単価を乗じて得た額
- ・ 通院距離が片道 10 km 未満 31,200 円/年（助成単価 600 円）
 - ・ 通院距離が片道 10 km 以上 20 km 未満 39,000 円/年（助成単価 750 円）
 - ・ 通院距離が片道 20 km 以上 46,800 円/年（助成単価 900 円）

○福祉バス運行事業 14,908

【目的】

リフト付き福祉バスを運行し、一般の交通機関を利用することが困難な心身に障害のある人の団体での外出を支援する。

【実施内容】

- ・ リフト付き福祉バス「ふれあい号」（座席 34 席・車いす設置 2 台分）と「フレンド号」（座席 20 席・車いす設置 2 台分）を運行する。
- ・ 人件費、燃料費、維持費及び修繕費等全てを含む全面委託によりバスを運行する。
- ・ 利用料金 ふれあい号：40 円/km フレンド号：20 円/km

○移動支援 6,904

【目的】

ガイドヘルパーを派遣し、屋外での移動が困難な障害のある人の外出を支援するとともに、新潟県立特別支援学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図る。
また、送迎サービスにより、障害のある人や介護が必要な高齢者等の外出を支援するとともに、介助する家族等の負担の軽減を図る。

【実施内容】

- (1) 移動支援サービス 4,392

屋外での移動が困難な障害のある人が、ガイドヘルパーの外出支援を利用した場合に利用に係る費用を給付する。

[充](2) 特別支援学校の児童生徒に対する通学支援 1,952

- ・ 対象者 新潟県立特別支援学校への通学に「福祉有償運送」や「ファミリーサポートセンター事業」を利用している児童生徒の保護者
- ・ 助成額 月額における利用料金の 2 分の 1 及び自己負担額の上限 3,500 円を超えた額

[新](3) 地域独自の予算事業 560

- ・ 福祉外出支援事業（三和区）（560）
障害のある人や介護が必要な高齢者等が、通院や買い物等で外出する際の送迎サービスを行う。

実施主体：NPO 法人三和区振興会

歳出科目 (P174～P175)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域活動支援センター事業	43,291	43,291	0

主な財源		主な経費	
国庫支出金	3,337	負担金補助及び交付金	
県支出金	1,668		43,291
一般財源	38,286		

【目的】

障害のある人に対する創作的活動、生産活動及び社会との交流促進等の機会の提供など、障害のある人の地域生活支援を促進する。

【実施内容】

地域活動支援センターへ職員体制や利用状況に応じた補助金を交付し、運営を支援する。

・地域活動支援センターの活動概要

切り絵や手芸などの創作的活動や利用者同士のサークル活動等交流の支援、訪問相談など

<補助額>

センター名等	令和5年度 (見込み)	令和6年度
社会福祉法人 上越つくしの里医療福祉協会 つくしセンター	19,450	19,450
社会福祉法人 上越頸城福祉会 夕映えの郷 つながり支援センター 木もれBe	19,450	19,450
特定非営利活動法人 上越メンタルネット 地域活動支援センター あ・ぽあん	4,391	4,391
合計	43,291	43,291

歳出科目 (P174～P175)	3款1項4目	障害者自立支援費
------------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自立・社会参加支援事業	28,337	28,667	△330

主な財源		主な経費	
国庫支出金	7,116	報償費	144
県支出金	3,558	需用費	65
一般財源	17,663	委託料	9,646
		扶助費	18,482

障害のある人の自立や社会参加につながる支援を実施する。

○日中一時支援事業 1,986

【目的】

介護者の就労や休息等のため、一時的に見守り等が必要な障害のある人に対し、施設等で活動の場を提供することで、家族の介護負担の軽減を図るとともに、本人が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整える。

【実施内容】

日中に介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある人に、施設等で活動の場の提供などの支援を行う。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	11	11

○訪問入浴サービス 14,019

【目的】

身体に重度の障害があり、自宅の浴槽での入浴が困難な人に対し、訪問入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、生活機能の維持、向上を図る。

【実施内容】

自宅を訪問して浴槽を提供し、入浴の介助を行う。

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
月平均利用人数(人)	16	16

○手話通訳・要約筆記派遣養成等事業 9,707

【目的】

聴覚に障害のある人が、手話通訳・要約筆記を用いて、他者と円滑にコミュニケーションができる環境を整備する。

【実施内容】

(1) 手話通訳者等派遣業務 4,982

聴覚に障害がある人の通院や社会参加の促進のため、福祉団体や企業、病院等へ

手話通訳・要約筆記者を派遣する。

(2) 手話通訳・要約筆記者養成等業務 4,527

手話通訳者等を確保するため、手話通訳養成講座や要約筆記、点字、音声訳の知識・技術習得のための講習会を開催する。

(3) 手話通訳養成講座受講者支援 61

手話通訳養成講座受講生に講座テキストを無料配付する。

(4) 障害者生活訓練業務 137

福祉関係団体に委託し、障害のある人を対象に屋内外での日常生活で必要となる動作や行動などを訓練する講座を開催する。

○自動車改造費助成事業（運転免許取得費を含む） 900

【目的】

身体に障害のある人の就労や外出等の社会参加を支援するため、自動車改造費や運転免許取得費の一部を助成する。

【実施内容】

身体に障害のある人が、自動車を運転するために必要な自動車改造費及び運転免許取得費の一部を助成する（上限10万円）。

○介護者用自動車改造費助成事業 1,577

【目的】

身体に障害のある人を介護する人に対し、介護時に使用する改造自動車の購入費や自動車改造費の一部を助成し、障害のある人の社会参加を促進するとともに、経済的な負担軽減を図る。

【実施内容】

介護時に使用する改造自動車の購入又は自動車改造に要する費用の一部を助成する（上限60万円）。

○声の広報発行事業 148

【目的】

視覚に障害のある人に市政情報や暮らしの情報を提供する。

【実施内容】

広報じょうえつの内容をCDに録音し、視覚に障害のある人に提供する。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
利用者数(人)	34	34

歳出科目（P174～P175）	3款1項4目	障害者自立支援費
-----------------	--------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
自立支援医療費支給事業	99,857	54,270	45,587

主な財源		主な経費	
国庫支出金	49,777	委託料	302
県支出金	24,888	扶助費	99,555
一般財源	25,192		

身体に障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、また障害のある児童の日常生活能力の回復向上を図るため、その障害を除去又は軽減するための医療に係る自己負担額を軽減する。

○自立支援更生医療費支給事業 96,567

【目的】

身体に障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その障害を除去又は軽減することを目的とした治療等に必要な医療費の一部を支給する。

【実施内容】

- ・対象者：18歳以上の身体障害者手帳所持者
- ・対象となる医療：障害の除去又は軽減を目的とした治療で原則手術を伴うもの
- ・自己負担額：原則1割（所得に応じて月額上限負担額を設定）

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	5,311	6,780

○自立支援育成医療費支給事業 3,290

【目的】

身体に障害のある児童の日常生活能力の回復向上を図るため、その障害を除去又は軽減することを目的とした治療等に必要な医療費の一部を支給する。

【実施内容】

- ・対象者：18歳未満で身体に障害があるか、又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童
- ・対象となる医療：障害の除去又は軽減を目的とした治療で原則手術を伴うもの
- ・自己負担額：原則1割（所得に応じて月額上限負担額を設定）

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
支給件数(件)	71	75

歳出科目 (P174～P177)	3 款 1 項 4 目	障害者自立支援費
------------------	-------------	----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
療養介護医療費支給事業	53,128	44,490	8,638

主な財源		主な経費	
国庫支出金	26,545	委託料	38
県支出金	13,272	扶助費	53,090
一般財源	13,311		

【目的】

療養介護を利用している障害のある人の経済的な負担軽減を図る。

【実施内容】

療養介護に係る介護給付費の支給決定を受けた障害のある人が、医療施設で療養介護医療を受けた際に必要な医療費の自己負担額の一部を支給する。

(給付例：医療保険適用分 7 割の受給者)

公費負担分 (9 割)		自己負担分 (1 割)
医療保険適用分 (7 割)	療養介護医療費 (2 割)	

区分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
支給件数 (件)	588	792

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P176～P177)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉施設建設事業	4,451	6,850	△2,399

主な財源		主な経費	
一般財源	4,451	委託料	492
		負担金補助及び交付金	3,959

【目的】

高齢者福祉施設の建設費の一部助成などを行い、高齢者福祉サービスに必要な施設整備を促進する。

【実施内容】

- (1) グループホーム等の建設資金借入の償還金に係る負担金 3,959

施設の名称	令和6年度 交付額	交付年度	
		開始	終了
グループホーム大潟	1,674	H17	R6
デイサービスセンター大潟	2,285	H17	R6
合計	3,959	-	-

- (2) 市施設の維持管理費 492

- ・旧板倉のびやかハウス草刈り業務委託料
- ・柿崎第2デイサービスセンター周辺草刈り業務委託料
- ・三和デイサービスセンターすいせんの里周辺草刈り業務委託料

歳出科目 (P176～P177)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
五智養護老人ホーム管理運営費	283,372	250,731	32,641

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	130,926	需用費	4,164
財産収入	1,593	委託料	276,069
一般財源	150,853	備品購入費	3,139

上越五智養護老人ホームへの措置入所、短期入所を通して、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活を確保する。

○措置入所 280,015

【目的】

家庭環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活を確保する。

【実施内容】

(1) 施設概要及び委託料

これまで入所者一人当たりの支弁額をベースに指定管理料を算定していたが、施設の安定運営を図るため、他の自治体の取組を参考にしながら、関係市である糸魚川市、妙高市、上越市及び指定管理者との協議に基づき、必要な経費を積み上げる定額の委託料とした。

施設名	定員	委託料
上越五智養護老人ホーム（五智6丁目）	150人	272,343

(2) 修繕等の内容

区分	内容	予算
修繕料	冷温水発生機4号機真空バルブ交換、冷温水発生機1号機燃焼用送風機交換、バーナー保炎板劣化交換(1・2号機分)、冷却塔分解修繕、営繕修繕料	4,150
備品購入費	ガス煮炊き釜、湿温蔵庫	3,139

(3) その他事務費等 383

○短期入所 3,357

【目的】

養護者の疾病等の理由により、一時的に養護する必要がある高齢者を短期に受け入れ、生活の安定を図る。

【実施内容】

- (1) 対象者 おおむね65歳以上で、居宅において養護を受けることが一時的に困難になった人
- (2) 入所定員 5人

歳出科目 (P176～P177)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人保護措置費等	116,800	104,378	12,422

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	2,181	報償費	90
一般財源	114,619	需用費	4,277
		役員費	15
		委託料	110,547
		使用料及び賃借料	1,871

養護老人ホームへの入所措置、軽費老人ホームの管理運営を通して、在宅生活が困難な高齢者の生活の安定を図る。

○老人保護措置事業 12,009

【目的】

家庭環境や経済的な理由により、在宅生活が困難な高齢者の安定した生活を支援する。

【実施内容】

(1) 施設入所状況及び委託料

施設名	措置人数	委託料
養護老人ホーム春日園（群馬県渋川市）	2人	5,796
養護盲老人ホームひとみ園（埼玉県深谷市）	2人	6,123
合計	4人	11,919

(2) 老人ホーム入所判定委員会委員報償費 90

○軽費老人ホーム管理運営事業 104,791

【目的】

家庭環境や住宅事情等の理由により、在宅生活が困難な高齢者に対し、低料金で安心して利用できる施設を提供する。

【実施内容】

(1) 施設概要及び委託料

施設名	定員	委託料
千寿園（寺町3丁目）	50人	62,131
ケアハウス上越（新光町3丁目）	30人	36,068
合計	80人	98,199

(2) 修繕等の内容

<千寿園>

区 分	内 容	予 算
修繕料	食堂エアコン更新、2階屋上手すり修繕、 2階談話室間仕切り設置工事、営繕修繕料	3,638
広告料	入口電柱看板広告	15
委託料	建築物及び防火設備点検委託料	165
使用料及び賃借料	土地借上料	1,871

<ケアハウス上越>

区 分	内 容	予 算
修繕料	営繕修繕料	639
委託料	建築物及び防火設備点検委託料	264

歳出科目（P176～P177）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人短期入所事業	58	58	0

主な財源		主な経費	
一般財源	58	扶助費	58

【目的】

介護保険の支給限度額を超えて短期入所（ショートステイ）を利用する必要がある低所得者に、介護保険と同様の自己負担額で利用できるよう助成する。

【実施内容】

(1) 対象者

次のいずれにも該当する人

- ・要介護・要支援認定者で介護者の疾病等により支給限度額を超えて短期入所の利用が必要な人
- ・介護保険サービス利用者負担金助成認定証の交付を受けている人又は生活保護受給者

(2) 内容

要介護・要支援認定者のうち低所得者が、緊急かつやむを得ない事由で短期入所を利用したことにより介護保険法に定められた居宅サービス等区分支給限度基準額を超過した場合に、介護保険と同様に1割の自己負担で利用できるよう、7日分を限度として利用料の9割を助成する。

歳出科目 (P176～P177)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
日常生活用具助成事業	32,543	31,339	1,204

主な財源		主な経費	
繰入金	8,456	委託料	32,543
市債	4,700		
一般財源	19,387		

虚弱なひとり暮らし高齢者等への緊急通報装置やGPSの貸与により、不安の解消と安心した日常生活を確保する。

○緊急通報装置貸与 31,861

【目的】

健康に不安を抱える低所得のひとり暮らし高齢者等の緊急通報手段を確保し、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。

【実施内容】

対象者の利用申請に基づき、緊急通報装置を貸与する。

- (1) 対象者 市民税所得割非課税のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等
- (2) 貸与状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
緊急通報装置(件)	928	911

[新]○GPS貸与事業 682

【目的】

認知症高齢者等の介護者にGPSを貸与し、徘徊する認知症高齢者等の早期発見を支援し、介護者の負担軽減や不安の解消を図る。

【実施内容】

対象者の利用申請に基づき、GPSを貸与する。

- (1) 対象者 市民税所得割非課税の認知症高齢者等の介護者
- (2) 貸与予定件数

区分	令和6年度
GPS(件)	15

歳出科目（P176～P177）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
紙おむつ助成事業	58,408	56,714	1,694

主な財源		主な経費	
一般財源	58,408	役務費	597
		扶助費	57,811

【目的】

在宅で介護を受けている寝たきりの高齢者等に紙おむつを支給することにより、健やかで心地よい生活を支援する。

【実施内容】

- (1) 対象者
 - ・市民税所得割非課税世帯の要介護1～5の認定者で、常時紙おむつを必要とする人
 - ・市民税所得割非課税世帯の要支援1・2の認定者等で、排尿障害等により常時紙おむつを必要とする人
- (2) 支給方法 紙おむつと引換えできる支給券を交付
- (3) 支給内容

支給対象者	支給上限額
要介護2以下の人	月額3,500円（年額42,000円）
要介護3の人	月額4,000円（年額48,000円）
要介護4・5の人	月額5,000円（年額60,000円）

(4) 支給状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
登録者数(人)	1,379	1,402
要支援1・2等	72	74
要介護1・2	667	677
要介護3	301	306
要介護4・5	339	345

歳出科目 (P176～P179)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
在宅福祉支援事業	18,251	15,578	2,673

主な財源		主な経費	
一般財源	18,251	報酬	3,762
		職員手当等	1,080
		共済費	902
		旅費	216
		役務費	1,699
		扶助費	8,964

高齢者が安心して在宅で生活を営めるよう、高齢者と高齢者を支える介護者の負担軽減や地域の見守り支援等を通じて、福祉の増進を図る。

○寝具丸洗い乾燥サービス事業 7,030

【目的】

寝具の衛生管理が困難な要介護、要支援認定者やひとり暮らし高齢者等に、寝具の丸洗い・乾燥サービスを提供することにより、在宅で快適な生活を営めるように支援する。

【実施内容】

(1) 実施内容

<利用回数>

区分	丸洗い	乾燥
要支援以上の認定を受けた人	年2回 (5月・11月)	月1回 (5月・11月を除く)
ひとり暮らし高齢者世帯又は高齢者のみ世帯で寝具の衛生管理が困難な人	年1回 (11月)	月1回 (11月を除く)

<自己負担額>

区分	丸洗い	乾燥
市民税所得割非課税世帯	無料	無料
市民税所得割課税世帯 介護保険負担割合が1割	480円	300円
市民税所得割課税世帯 介護保険負担割合が2割・3割	960円	600円

(2) 利用状況

区分		令和5年度 (見込み)	令和6年度
登録者数 (人)		386	381
利用件数 (件)	丸洗い	495	526
	乾燥	1,538	1,531
	合計	2,033	2,057

○訪問理・美容サービス出張費助成事業 2,149

【目的】

理・美容店へ行くことが困難な要介護認定者に、訪問理・美容サービスを提供することにより、在宅で快適な生活を営めるよう支援する。

【実施内容】

- (1) 対象者 要介護1～5の認定者で、理容店や美容院へ行くことができない人
- (2) 限度回数 年間6回
- (3) 助成額 出張費1件1,500円（理・美容料金は本人の負担）
- (4) 利用状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
利用件数(件)	1,683	1,800

※施設への出張については、午前・午後を単位として、複数人を整髪した場合であっても1回の出張として扱う。

○高齢者福祉相談事業 5,960

【目的】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民からの高齢者福祉に関する相談に対応するとともに、高齢者福祉サービスの紹介や関係機関との調整を行う。

【実施内容】

福祉総合窓口には高齢者福祉相談員2人を配置し、窓口での介護保険サービス等の申請受付及び高齢者福祉相談業務を実施する。

○救急医療・災害時支援情報キット配付事業 2,909

【目的】

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、救急医療・災害時支援情報キットを配付し、急病時や災害時において、一人一人の状態に合わせた迅速な救命救急活動ができるよう支援する。

【実施内容】

- (1) 新規の対象者にキットを配付するほか、情報シートの更新時期を迎える対象者に更新シートを配付する。自身で記入が困難な人においても、キットが適切に利用されるよう、居宅介護支援事業所等と連携し記載支援を行う。
- (2) 居宅介護支援事業所等の協力を得て情報シートの記載事項の確認を行い、救命救急活動の確実性の向上を図る。

「救急医療・災害時支援情報キット」



【概要】

かかりつけ医療機関、服薬や持病等の医療情報、緊急連絡先等を記入した情報シートを入れた筒状の容器で、冷蔵庫や非常用持出袋に保管し、急病時等における迅速な救命救急活動に役立てる。

【内容物】

- ・ 情報シート
- ・ マグネット（冷蔵庫に貼付）
- ・ ステッカー（玄関の内側に貼付）

【情報シートの更新期間】

2年間

○高齢者見守り支援ネットワーク事業 37

【目的】

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員・児童委員、協力事業所、関係機関、行政が連携し、地域全体で高齢者等の見守り支援をする。

【実施内容】

- (1) 民生委員・児童委員、町内会、関係機関に加え、地域包括支援センターや住民組織に対して、各地域（地域自治区単位など）の実情に合わせた形での見守り支援活動を働きかけ、高齢者の異変を早期発見する取組につなげる。
- (2) 高齢者等見守り支援協力事業所への見守りに関する情報提供を行う。

○地域独自の予算事業 166

・ 高齢者安全な暮らし支援事業（高土区）

高齢者が孤独を感じることなく、健康的に暮らせるように、住民による見守り活動とお楽しみ交流会を実施する。

実施主体：ひとふさの会

歳出科目（P178～P179）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人福祉対策事務費	13,128	11,825	1,303

主な財源		主な経費			
諸収入	27	報酬	5,856	需用費	421
一般財源	13,101	職員手当等	1,684	委託料	1,963
		共済費	1,385	使用料及び賃借料	1,033

高齢者福祉業務に係るシステムの運用管理及び事務に必要な経費を計上し、業務を円滑に遂行する。また、災害時における要支援者の確実な避難体制の確保を図る。

○老人対策事務費 7,068

【目的】

高齢者福祉業務に係るシステムや車両等の管理を適切に行い、円滑に業務を遂行する。

【実施内容】

高齢者福祉業務に係る事務費（会計年度任用職員報酬、複写機借上料、車両経費ほか）

○避難行動要支援者支援事業 6,060

【目的】

避難行動要支援者名簿の更新、個別避難計画の作成など、避難行動要支援者の支援体制を整備し、災害発生時における安否確認や避難誘導の迅速かつ円滑な支援につなげる。

【6年度目標】

避難行動要支援者に対し、町内会等において個別避難計画に基づき、地域の災害リスクに応じた実効性のある支援方法が検討、作成されている状態とする。

【実施内容】

- ・民生委員・児童委員、町内会長の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の更新・整備を行うとともに、町内会（自主防災組織）や関係機関（警察署、消防署、地域包括支援センター等）へ名簿を提供し、災害時の避難支援体制を構築する。
- ・個別避難計画が未更新の町内会等に対して、災害対応のノウハウを持つ（福）上越市社会福祉協議会の協力を得ながら、実効性のある計画作成を支援する。

○福祉避難所

【目的】

災害発生時に、福祉避難所避難対象者が直接、福祉避難所へ避難できる体制を整える。

【実施内容】

- ・福祉避難所避難対象者名簿の更新を定期的に行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報を提供する。

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P178～P179)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
住宅環境整備事業	9,455	9,781	△326

主な財源		主な経費	
県支出金	4,727	負担金補助及び交付金	
一般財源	4,728		9,455

【目的】

高齢者の身体状況に適した住宅の改造等に必要な経費を補助することにより、高齢者が住み慣れた家で安心して自立した生活を送ることができるようにするとともに、介護者の負担軽減を図る。

【実施内容】

- (1) 対象者 前年の世帯合計収入が600万円未満で、要介護・要支援認定を受けた65歳以上の人
- (2) 補助限度額 30万円（県の補助基準と同額）
- (3) 補助率 生活保護世帯 10/10（限度額30万円）
所得税非課税世帯 3/4（限度額22.5万円）
所得税課税世帯 1/2（限度額15万円）
- (4) 対象経費 玄関・浴室・トイレ・居室・廊下の改造費用
段差解消機・階段昇降機・ホームエレベーターの設置費用
- (5) 補助件数

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
補助件数(件)	51	54

歳出科目 (P178～P179)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
シルバー人材センター費	19,482	19,265	217

主な財源		主な経費	
一般財源	19,482	需用費	75
		役員費	32
		委託料	1,404
		負担金補助及び交付金	17,971

【目的】

シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者に就労を通じた生きがいの場を提供し、地域社会を活性化する。

【実施内容】

- (1) シルバー人材センター補助金等交付事業 17,971
 - ・上越市シルバー人材センターの運営費を補助
 - ・賛助会員となっている新潟県シルバー人材センター連合会及び全国シルバー人材センター事業協会の会費を負担
- (2) シルバープラザ上越の維持管理 1,511
 - ・機械警備業務委託、日常清掃業務委託、電気工作物保安管理業務委託、消防用設備点検業務委託、貯水槽清掃・消毒業務委託、建築物定期点検業務委託

歳出科目 (P178～P179)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
敬老祝賀事業	47,121	44,099	3,022

主な財源		主な経費	
一般財源	47,121	報酬	30
		報償費	2,595
		旅費	2
		需用費	44
		役務費	53
		委託料	44,397

家族や地域住民が、長年にわたり社会の発展に貢献した高齢者を敬愛する心豊かな地域社会づくりを促進する。

○敬老会 46,254

【目的】

市と地域による敬老会等の実施を通して、長年にわたり地域に貢献してきた高齢者の長寿を祝福し、感謝の意を表するとともに、地域や参加者同士の交流を図る。

【実施内容】

- (1) 対象者 75歳以上の高齢者
- (2) 内容
 - ・地区敬老会の開催又は祝品の贈呈を町内会等地域団体や住民組織等に委託するとともに、開催に向けて地区敬老会の事例集やアトラクション一覧の配付等の支援を行う。
 - ・上記の委託ができない場合、町内会や高齢者等入居施設を通じて、市が用意する祝菓子等を配付する。

○100歳祝賀事業 867

【目的】

祝賀対象者の長寿を祝い、長年にわたる社会への尽力に感謝の意を表する。

【実施内容】

- (1) 対象者 令和6年度中に100歳を迎える高齢者(大正13年4月1日から大正14年3月31日の間に出生した人) 124人(令和6年1月末現在)
- (2) 内容 対象者に祝状と記念品を贈呈する。

歳出科目 (P178～P179)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人趣味の家等管理運営費	27,528	64,705	△37,177

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	196	一般財源	21,272
寄附金	50	報償費	8,076
諸収入	6,010	旅費	305
		需用費	4,235
		役務費	1,369
		委託料	13,183
		使用料及び賃借料	348

各種講座の開催、老人憩の家の供用等を通し、高齢者同士や地域住民の交流を促進し、生きがいと活動の場の創出を図る。

○老人趣味の家趣味講座運営費 27,092

【目的】

趣味講座の開催等を通して、高齢者の活動意欲を高めるとともに、参加者や地域住民の交流を深める。

【6年度目標】

4月からリニューアルオープンする市民いこいの家について、高齢者の趣味活動や作品展示、地域住民の交流の場として広く周知し、施設の利用促進を図る。

【実施内容】

(1) 高田西趣味の家で講座を開催（各講座年間おおむね35回）

<講座の開催状況>

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
講座数	17	20
延べ受講者数(人)	7,387	8,970

※令和5年度まで春日山荘で実施していた油絵、謡曲A・B、民謡を、令和6年度から高田西趣味の家で実施する。

[新](2) 市民いこいの家で講座を開催（各講座年間おおむね32回）

春日山荘で実施していた趣味講座を、令和6年度から市民いこいの家に移転し、実施する。

<講座の開催状況>

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
講座数	30	26
延べ受講者数(人)	13,595	12,836

○老人憩の家管理運営費 436

【目的】

高齢者の趣味やレクリエーションの場として、磯野園の維持管理を行う。

【実施内容】

老人憩の家管理に係る鍵管理や冬囲い作業委託等

歳出科目（P178～P181）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ゲートボールハウス等管理運営費	12,232	18,192	△5,960

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	1,835	需用費	4,536
財産収入	87	役務費	269
一般財源	10,310	委託料	5,368
		使用料及び賃借料	2,008
		原材料費	39
		負担金補助及び交付金	12

【目的】

ゲートボールハウス等の施設設備を維持管理し、高齢者の健康保持と交流の場を提供するとともに、高齢者の生きがいづくりにつなげる。

【実施内容】

(1) 施設の維持管理等 12,232

屋内ゲートボール場（7施設）及び屋外ゲートボール場（2施設）の維持管理と施設運営の委託

区分	施設名	所在地	コート数	予算
屋内	直江津ゲートボールハウス	有田区（佐内町）	2	1,198
	中部ゲートボールハウス	新道区（富岡）	2	1,824
	高田西ゲートボールハウス	金谷区（大貫）	2	1,476
	高田東ゲートボールハウス	津有区（本新保）	2	1,550
	安塚多目的交流施設	安塚区（安塚）	1	984
	大潟コミュニティスポーツハウス	大潟区（雁子浜）	2	883
	三和ふれあいホール	三和区（島倉）	2	1,887
屋外	春日山ゲートボール場	春日区（大豆）	8	2,416
	牧ゲートボール場	牧区（田島）	2	14
合計	9施設		23	12,232

(2) 利用状況（延べ人数）（単位：人）

区分	令和5年度 （見込み）	令和6年度
屋内	35,412	37,683
屋外	6,221	6,370
合計	41,633	44,053

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人クラブ助成事業	17,075	18,212	△1,137

主な財源		主な経費	
県支出金	7,238	負担金補助及び交付金	
一般財源	9,837		17,075

【目的】

会員同士の交流を深め、高齢者の生きがいと健康づくりの増進を図るため、老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動を支援する。

【実施内容】

- (1) 老人クラブへの補助 11,960
- ・老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブへの補助
 - ① 活動割額 3,500 円×活動月数
 - ② 会員数割額 450 円×会員数
 - ・老人クラブ連合会に加入していない単位老人クラブへの補助
 - ① 活動割額 1,500 円×活動月数
 - ② 会員数割額 150 円×会員数

区分		令和5年度 (見込み)	令和6年度
老人クラブ連合会に加入している単位老人クラブ	クラブ数	175	175
	会員数(人)	8,738	8,089
老人クラブ連合会に加入していない単位老人クラブ	団体数	41	41
	会員数(人)	1,520	1,486
合計	クラブ・団体数	216	216
	会員数(人)	10,258	9,575

- (2) 老人クラブ連合会への補助・・・11 連合会 4,915
- ① 基準割額 194,400 円
 - ② 構成団体割額 1,050 円×構成団体数×活動月数
 - ③ 会員数割額 70 円×会員数
- (3) 上越市老連連絡協議会への補助 200

歳出科目（P180～P181）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生きがいと健康づくり推進事業	5,602	5,567	35

主な財源		主な経費	
一般財源	5,602	需用費	88
		役務費	8
		委託料	3,223
		備品購入費	350
		負担金補助及び交付金	1,933

【目的】

スポーツや趣味活動などを通し、高齢者同士の交流や市民との交流を深め、高齢者の健康増進と生きがいづくりにつなげる。

[充]○シニアスポーツ大会等 2,837

【実施内容】

- 上越市老人クラブ連合会等と連携し、シニアスポーツ大会を開催する。また、グラウンド・ゴルフ場として試行的に利用している福祉交流プラザの広場に用具庫やベンチを設置するなど環境整備を行う。
- 参加の状況

区分	令和5年度	令和6年度
参加者数（人）	1,838	1,885

○シニア作品展 459

【実施内容】

- 上越市老人クラブ連合会等と連携し、高田西趣味の家及び市民いこいの家受講者等、創作活動を行う高齢者の作品を展示する。
- 出品内容
書道、水彩画、陶芸、パッチワーク、水彩画、盆栽、ちぎり絵等
- 出品の状況

区分	令和5年度	令和6年度
出品者数（人）	312	322

○シニアゲートボール大会等 373

【実施内容】

- 上越市老人クラブ連合会等と連携し、ゲートボールや輪投げ競技の大会を行う。
- 参加の状況

区分	令和5年度	令和6年度
参加者数（人）	264	267

○地域独自の予算事業 1,933

- ゲートボールによる高齢者の健康増進と地域の憩いの場づくり事業（津有区）（181）
高齢者を始めとした住民の健康増進に役立てるため、ゲートボール大会を開催する

とともに、地域の憩いの場として芝ゲートボール場の環境づくりを行う。

実施主体：戸野目公園芝ゲートボール場運営委員会

- ・有田地区いきいき支援事業（有田区）（598）

地域全体で支え合う基盤を作り、地域活性化を図るため、カルチャーセンターを拠点に高齢者の介護予防につながる通いの場として実施している「すこやかサロン」及び子育て世代の交流を図る「子育てサロン」を充実させる。

実施主体：有田福祉の会

- ・中郷区高齢者いきいき支援事業（中郷区）（816）

「生きがいは与えられるものではなく、自ら実現していくもの」という視点から、学びのきっかけづくりの場を提供し、仲間づくりや健康づくり、生きがいを包み込んだ住み続けたい地域づくりを目指す。

実施主体：中郷区老人クラブ連合会

- ・名立区いきいきサロン運営事業（名立区）（338）

高齢者の居住地に近い地元の集会所など区内 8 か所を会場に、軽運動や趣味活動、茶話会などを実施し、高齢者が元気にいきいきと生活できるよう、健康の維持と介護予防を図る。

実施主体：名立区いきいきサロン運営協議会

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
老人医療対策事業	1,937	1,655	282

主な財源		主な経費	
県支出金	767	需用費	1
繰入金	400	委託料	72
一般財源	770	扶助費	1,864

【目的】

65 歳から 69 歳までのひとり暮らし又は寝たきりの人が、病気などにより通院や入院をした際の医療費自己負担額の軽減を図る。

【実施内容】

(1) 対象者

後期高齢者医療制度の対象にならない 65 歳から 69 歳までの人で、常時ひとり暮らしで経済的に独立している人、又は 3 か月以上寝たきりで日常生活において介助を必要とする人で、前年中の合計所得が 135 万円以下の人

(2) 助成額

医療費の自己負担額について、本来の 3 割を 2 割に軽減するため、残りの 1 割を助成する。

<ひと月の自己負担限度額>

(単位：円)

所得区分	外来	入院+外来
区分Ⅰ (住民税非課税世帯で年金収入 80 万円以下及び給与収入 65 万円以下の人)	8,000	15,000
区分Ⅱ (住民税非課税世帯で区分Ⅰに当てはまらない人)	8,000	24,600
一般 (住民税課税世帯の人)	18,000	57,600

(3) 制度周知

広報上越や地域包括支援センター職員研修会等で制度の周知を図る。

(4) 受給者数等の年間見込み (受給者数は年間平均人数)

区分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
受給者数 (人)	25	27
助成件数 (件)	799	829
1 人当たり助成額 (円)	59,838	69,016
助成額 (千円)	1,496	1,864

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
シニアパスポート事業	38,074	33,100	4,974

主な財源		主な経費	
一般財源	38,074	報酬	168
		旅費	7
		需用費	86
		役務費	249
		補償、補填及び賠償金	
			37,564

【目的】

高齢者に外出するきっかけを提供し、家族や仲間との交流を深めることで健康維持及び生きがいのある充実した生活を送ることができるよう支援する。

【6年度目標】

引き続き、民間事業者への働きかけを行い、サービスを受けられる協賛事業者数の拡大を図るとともに、本事業の更なる周知を行い、利用者の増加につなげる。

【実施内容】

- (1) 70歳以上の高齢者を対象にシニアパスポートを発行し、パスポート提示者の市内の公共施設等の利用料金を半額程度に減免する。減免相当額については、指定管理者等へ市が補填する。
- (2) シニアパスポートの割引対象施設
くるみ家族園、吉川ゆったりの郷、鶉の浜人魚館など 29 施設
- (3) 利用者の状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
延べ利用者数(人)	129,806	135,454

歳出科目 (P 180～P 181)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
ふれあいランチサービス事業	75,803	84,581	△8,778

主な財源		主な経費	
諸収入	35,788	役務費	75
市債	4,300	委託料	75,728
一般財源	35,715		

【目的】

ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、配達時に安否確認を行い、高齢者等が健康で自立した生活ができるよう支援する。

【実施内容】

(1) 対象者

ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯等で身体が虚弱な人のうち、アセスメントによりサービス利用が適当と認められる人

(2) 内容

バランスのとれた食事を提供するとともに、手渡しで弁当を配達することにより安否確認を行う。

(3) 実施日

年末年始（12月31日～1月3日）を除く毎日

(4) 自己負担金

令和6年10月利用分から物価高騰に伴う自己負担金の増額改定を行う。

区分	令和6年9月まで	令和6年10月から	比較
ごはんセット(円)	407	451	44
おかずのみ(円)	305	340	35

(5) 利用状況

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
配食数(食)	95,103	95,969

歳出科目（P180～P181）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
介護保険サービス利用者負担金等助成事業	32,103	28,739	3,364

主な財源		主な経費	
県支出金	4,875	役員費	116
一般財源	27,228	扶助費	24,190
		負担金補助及び交付金	
			7,797

【目的】

低所得者の介護保険サービス利用者負担金を助成することにより、介護保険サービスを利用しやすい環境を整える。

【実施内容】

- (1) 対象者：市民税非課税世帯であり、次の全ての要件に該当する人
 - ① 年間収入額が次の額以下であること
単身世帯：150万円、2人世帯：200万円（以降、世帯員1人増ごとに50万円加算）
 - ② 預貯金等の額が次の額以下であること
単身世帯：350万円、2人世帯：450万円（以降、世帯員1人増ごとに100万円加算）
 - ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - ④ 負担能力がある親族等に扶養されていないこと
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと
- (2) 事業概要
 - ① 助成対象となる介護保険サービスについて、市が利用者負担金の4分の1の額を軽減する。
 - ② 助成対象となる介護保険サービスについて、介護保険事業所が利用者負担金の4分の1の額を軽減した場合は、補助金を交付する。
 - ③ 特定福祉用具購入及び住宅改修等について、市が利用者負担金の2分の1の額を軽減する。
- (3) 助成対象となる介護保険サービス
 - 居宅サービス
 - ・訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修
 - 施設サービス
 - ・介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- (4) 助成対象者数

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成対象者数（人）	437	440

歳出科目（P180～P183）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
生活支援ハウス運営費	78,281	75,890	2,391

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	420	報酬	1,839
諸収入	2,695	需用費	5,369
市債	47,300	委託料	50,594
一般財源	27,866	負担金補助及び交付金	
			19,452
			補償、補填及び賠償金 543

【目的】

独立して生活することに不安のある高齢者に対し、生活の場と交流の機会を提供し、安心して健康的な生活を送ることができるよう支援する。

【実施内容】

介護支援サービス、居住サービス及び交流の機会を総合的に提供する生活支援ハウスを指定管理で運営し、在宅生活に不安のあるひとり暮らし高齢者等の生活を支援する。

- (1) 指定管理施設 5施設 73,160
 指定管理期間 5年間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）
 開設期間 通年

施設名	定員等	入居者数等 (令和5年 12月末現在)	指定管理者	委託料
浦川原生活支援ハウス	10人 8室	8人 7室	(福)上越市社会福祉協議会	9,662
頸城生活支援ハウス	10人 9室	10人 9室	(福)上越市社会福祉協議会	10,146
板倉生活支援ハウス	12人 10室	5人 5室	(福)上越市社会福祉協議会	7,658
清里生活支援ハウス	16人 14室	13人 12室	(福)上越市社会福祉協議会	8,490
名立生活支援ハウス	15人 13室	6人 6室	(福)上越市社会福祉協議会	12,870
合計	63人 54室	42人 39室		48,826

<指定管理委託料以外の主な経費>

- ・負担金：キュービクル更新（頸城）、空調機器取替え（名立） 19,452
- ・修繕料：IHクッキングヒーター取替え（名立）、網戸取替え（名立）等 1,464
- ・その他 3,418

(2) 直営管理施設 5,121

施設名	定員等	入居者数等 (令和5年 12月末現在)	開設期間	事業費
牧高齢者等福祉センター	20人 10室	12人 10室	12月1日～ 翌年4月30日	4,619

・旧安塚かたくりの家 業務委託料 502

歳出科目 (P182～P183)	3款1項5目	老人福祉費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者交流施設管理運営費	1,408	1,613	△205

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	14	需用費	48
一般財源	1,394	委託料	829
		使用料及び賃借料	22
		負担金補助及び交付金	509

【目的】

大潟老人福祉センターを高齢者の趣味活動や健康づくりの場として提供する。

【実施内容】

高齢者交流施設の維持管理

- ・施設の管理委託 468

施設名	所在地	委託先
大潟老人福祉センター	大潟区 (九戸浜)	(福)上越市社会福祉協議会

- ・管理委託料以外の経費 (修繕料、施設設備点検委託等) 940

提出課	国保年金課
-----	-------

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
後期高齢者医療制度運営費	2,729,784	2,548,302	181,482

主な財源		主な経費	
県支出金	435,959	負担金補助及び交付金	
諸収入	25,242		2,078,670
一般財源	2,268,583	繰出金	651,114

【目的】

当市の被保険者に係る保険給付や事務執行に必要な経費を負担するとともに、市の後期高齢者医療特別会計事業における事務費や保険料軽減分を繰り出すもの

【実施内容】

- (1) 事務費負担金 149,146
広域連合における事務費（被保険者証作成等業務委託料や電算システム賃借料などの共通経費）を負担
- (2) 療養給付費負担金 1,929,524
当市の保険給付費総額（見込額）に対する負担
- (3) 後期高齢者医療特別会計繰出金 651,114
 - ・後期高齢者医療特別会計事務費繰出金 69,835
 - ・保険基盤安定繰出金 581,279
 保険料の軽減分相当額 県負担金 435,959 (3/4)、市負担額 145,320 (1/4)

<当市の1人当たり保険給付費>

	令和5年度 (見込み)	令和6年度
被保険者数(人)	33,691	34,678
保険給付費総額(千円)	24,089,503	25,092,793
1人当たり保険給付費(円)	715,013	723,594

<広域連合の予算規模> (一般会計:18億5,306万円、特別会計:2,956億3,489万円)

	広域連合(県全体)	上越市
被保険者数(人)	400,544	34,678
	県全体に占める当市の被保険者割合 8.66%	
保険給付費総額(千円)	289,831,419	25,092,793

提出課	高齢者支援課
-----	--------

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者外出支援事業	17,556	16,708	848

主な財源		主な経費	
一般財源	17,556	需用費 240	扶助費 16,255
		役務費 841	
		負担金補助及び交付金 220	

【目的】

高齢者の外出を促し、閉じこもりによる体力低下及び認知症を予防する。

【実施内容】

○高齢者外出支援事業 17,336

タクシー及び路線バスの利用券を交付する。

(1) 対象要件

- ① 75 歳以上のひとり暮らし高齢者
- ② 65 歳以上の高齢者世帯に属する 75 歳以上の人
- ③ 上越市タクシー利用料金等助成事業（障害者対象）の交付対象者となる障害のある人と 65 歳以上の人の世帯に属する 75 歳以上の人

(2) 対象除外要件

- ① 上越市タクシー利用料金等助成事業（障害者対象）の交付対象者
- ② 介護保険の要介護認定者（要支援 1・2 は対象）
- ③ 市民税所得割課税世帯の人
- ④ 車を所有している世帯の人

(3) 交付枚数

年間 60 枚 (5 枚/月×12 か月×150 円＝ 9,000 円分)

有効期間：9 月 1 日～翌年 8 月 31 日

(4) 利用状況

区分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
利用者数 (人)	2,378	2,540

○地域独自の予算事業 220

- ・高齢者支援・交流事業（「買い物ツアー」の実施）（三郷区）（125）

高齢者の買い物を支援するとともに、高齢者同士の交流を促進するため、市内の大型商業施設までバスで出かける「買い物ツアー」を実施する。

実施主体：三郷まちづくり振興会

- ・高士地区お買い物ツアー事業（高士区）（95）

閉じこもりがちで移動手段が限られる高齢者に対し、買い物支援と交流機会を創出するため、買い物ツアーを実施する。

実施主体：高士地区婦人会

歳出科目 (P 182～P 183)	3 款 1 項 5 目	老人福祉費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
在宅介護手当給付事業	34,553	39,160	△4,607

主な財源		主な経費	
一般財源	34,553	役務費	53
		扶助費	34,500

【目的】

中重度の要介護者を在宅で介護している人に介護手当を給付し、介護者を慰労する。

【実施内容】

- (1) 対象者 要介護 3～5 の認定を受けた人を在宅で介護している人
- (2) 給付額 月額 3,000 円
- (3) 給付状況

区分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
給付者数 (人)	1,498	1,504

歳出科目（P182～P183）	3款1項5目	老人福祉費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域福祉ボランティア事業	53	69	△16

主な財源		主な経費	
一般財源	53	需用費	9
		役務費	44

【目的】

高齢者の活躍の場を創出し、高齢者の介護予防・生きがいつくりの増進を図るとともに、市民が介護や福祉への理解を深めるよう支援する。

【6年度目標】

登録者数を前年度以上とする。

【実施内容】

市民が福祉施設等で地域福祉ボランティアとして活動できる環境づくりを行う。

(1) ボランティア登録者

15歳以上（中学生を除く）の要介護認定を受けていない人

(2) ボランティア受入先

福祉施設（介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等）

(3) ボランティアの活動内容

話し相手、お茶出し、配膳補助、草取り、その他補助的作業等

※ボランティア登録者が65歳以上の場合は、介護保険特別会計で事業を実施する。

（参考）

令和5年度登録者数（見込み） 40人

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P184～P185)	3款1項7目	リゾートセンター費
------------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
くるみ家族園管理運営費	23,969	23,409	560

主な財源		主な経費	
一般財源	23,969	需用費	4,891
		委託料	19,076
		使用料及び賃借料	2

【目的】

家族やグループが心身のリフレッシュと健康増進を図る目的で、気軽に利用できる憩いの場を提供する。

【実施内容】

- (1) 指定管理者
株式会社 メディカル&ケア（指定期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）
- (2) 業務内容
施設及び設備の維持管理並びに利用の承認

<施設の概要>

- (1) 所在地
上越市東中島 2487 番地（平成元年 12 月開設）
- (2) 構造等
鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 1,847.67 m²
- (3) 施設内容
浴場、和室、多目的ホールなど

提出課	すこやかなくらし包括支援センター
-----	------------------

歳出科目 (P 186～P 187)	3 款 2 項 1 目	児童福祉総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子どもの育ち支援事業	24,756	26,863	△2,107

主な財源		主な経費	
国庫支出金	75	報酬	11,950
県支出金	9,454	共済費	3,422
一般財源	15,227	給料	2,595
		旅費	543
		職員手当等	4,218
		需用費	1,301

子どもの虐待予防や、課題を抱える家族への支援を通して、子どもがすこやかに育まれる環境を整える。

○子どもの虐待予防推進事業 20,824

【目的】

保護者が抱える子育てに関する不安や負担感を軽減し、子どもの虐待防止につなげる。

【6年度目標】

教職員や認定こども園職員、放課後児童クラブ職員等を対象とした研修等を実施し、子どもの虐待の早期発見・早期支援ができるよう取り組む。

【実施内容】

- ・関係機関がそれぞれの役割や活動内容を確認し、連携して対応できるよう、要保護児童対策地域協議会を開催する。
- ・子どもの虐待に関する相談があった時には、社会福祉士や家庭児童相談員等の専門職が児童相談所等の関係機関と連携し、子どもや保護者の状況に応じた支援を行う。
- ・教職員や認定こども園職員、放課後児童クラブ職員等を対象に早期に相談につなげるための研修を実施する。
- ・子ども自身が虐待を理解し、虐待を受けた時に発信ができるよう、小中高校生を対象にリーフレットを作成し配布する。
- ・市民への虐待防止の認識を高めるため、子どもの虐待予防出前講座を実施する。

○すこやかな育ち総合支援事業 3,932

【目的】

保護者の子育てに関する不安や負担感の軽減を図り、家庭における子どもを育てる力を高め、子どものすこやかな育ちを育む。

【6年度目標】

- ・子どもの育てにくさを抱える家族が、課題を理解し、家庭の中で子どもをすこやかに育む環境を整える。

【実施内容】

- ・臨床心理士や相談員等が、困りごとを抱える家族の状況を丁寧に聞き取り、関係機関と連携しながら必要な支援を行う。
- ・保育園や学校、関係機関等の職員を対象に、相談支援ファイル「わたしのきろく」の活用に関する研修を関係課と連携しながら実施する。
- ・健康診査を受ける乳幼児や保育園・認定こども園等に通う年少児の保護者等を対象に親子間のコミュニケーションを学ぶ機会を設ける。
- ・こども発達支援センター利用児や支援を要する小学校低学年の児童の保護者等を対象に、子どもの特性に合わせた関わり方に関する学習会を実施するとともに、参加者同士が交流する場を設ける。
- ・保育士や保健師等を対象に発達特性のある子どもへの支援について学ぶ研修を実施する。

※令和6年度のうち、一部の経費は3款2項6目のこども発達支援センター事業から移行

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P 198～P 199)	3 款 3 項 1 目	生活保護総務費
--------------------	-------------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保護事務費	35,494	28,192	7,302

主な財源		主な経費	
国庫支出金	11,985	報酬	16,541
一般財源	23,509	旅費	910
		職員手当等	4,569
		役務費	3,100
		共済費	3,766
		使用料及び賃借料	3,938

【目的】

相談者に対し、生活保護制度や他法・他施策の説明などきめ細かな面接相談を行い、必要な支援に迅速につなげる。

【実施内容】

- (1) 被保護者就労支援事業（就労支援員 2 人） 5,810
就労が可能な被保護者に、個々の状況に応じた段階的な就労支援を行う。
- (2) 生活保護相談事業（面接相談員 2 人） 7,051
他法・他施策の説明なども含め、生活保護制度について、きめ細かな面接相談を行う。
- (3) 適正化事業 22,633
 - ① 医療扶助費の適正化（診療報酬明細書点検専門員 1 人）
診療報酬明細書の請求内容について、医療事務資格を有する診療報酬明細書点検専門員が審査・点検し、医療扶助費の適正化を図る。
 - ② 被保護者健康管理支援事業
生活習慣病などの発症及び重症化の予防のため、保健師と連携し 40 歳～74 歳までの被保護者に健康診断の受診を勧めるほか、ハイリスク者に対し、医療受診の勧奨や生活指導を行う。
 - ③ 職員研修事業
職員の社会福祉についての知識向上を図るため、社会福祉主事資格の取得を進めるほか、各種研修を実施する。
 - ④ 庁用自動車の管理
庁用自動車 4 台分の燃料費、維持管理費等
 - ⑤ その他事務費等
消耗品費、通信運搬費、システム借上料等

※令和 6 年度のうち、一部の経費は 3 款 1 項 1 目の社会福祉総務管理費から移行

※令和 6 年度のうち、一部の経費は 3 款 1 項 1 目の福祉業務管理システム開発・運営費から移行

歳出科目（P198～P199）	3款3項2目	扶助費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
扶助費	2,054,615	1,996,409	58,206

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,515,460	一般財源	482,733
県支出金	22,422	扶助費	2,054,615
諸収入	34,000		

【目的】

生活保護法に基づき、被保護者に対して生活扶助費等を支給し、最低限度の生活を保障するとともに自立に向けた支援を行う。

【実施内容】

- ・ケースワーカーが訪問、電話等により被保護者の生活状況等を把握し、安定的な日常生活や健康を維持するために必要な各種支援に取り組む。
- ・就労可能な被保護者が早期に経済的に自立できるよう、引き続き就労支援を行うなど、被保護者それぞれの自立に向けた支援に取り組む。

<扶助費>

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
生活扶助費	543,733	581,266
住宅扶助費	231,493	250,296
教育扶助費	6,119	6,067
介護扶助費	59,854	59,528
医療扶助費	993,003	1,034,373
出産扶助費	1,483	1,238
生業扶助費	1,947	1,515
葬祭扶助費	2,894	3,720
施設事務費	113,386	114,662
就労自立給付金、 進学準備給付金	1,456	1,950
合計	1,955,368	2,054,615

<生活保護の状況>

(月平均値)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
被保護世帯数(世帯)	1,075	1,122
被保護者数(人)	1,313	1,342

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目（P200～P201）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健衛生総務費	7,739	8,642	△903

主な財源		主な経費	
諸収入	1,158	旅費	68
一般財源	6,581	需用費	2,678
		委託料	163
		使用料及び賃借料	2,503
		負担金補助及び交付金	
			2,308

自動体外式除細動器（AED）の維持管理のほか、新型インフルエンザ等の感染症対策などの保健衛生に係る業務を行うもの

○自動体外式除細動器（AED）の設置 2,526

【目的】

事故等の救急時に適切に使用できるよう、市所管施設に設置したAEDの更新及び維持管理を行うとともに、民間事業所等に設置されている市民が利用可能なAEDの設置場所を周知し、利用環境の向上及び市民の安全・安心の確保を図る。

【実施内容】

- (1) 市施設に設置したAEDの保守管理及び消耗品の補充のほか、令和5年度に屋外へ移設したAEDの管理上の課題等を検証するとともに、今後のAEDの維持管理等について、施設閉館時の使用方法を含め検討を行う。
- (2) 民間事業所等の設置状況調査
- (3) 広報上越や市ホームページによるAEDの使用方法及び設置状況の周知・普及啓発
- (4) 職員等に対する救命講習の実施（年2回）

○新型インフルエンザ対策事業 1,628

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備えるとともに、事案発生時における社会機能の維持・確保のため、感染予防に関する情報提供や防護対策等を行い、市民の安全・安心を確保する。

【実施内容】

- (1) 新型インフルエンザ等の感染症に関する情報収集及び県主催の研修等への参加
- (2) 消毒薬、マスク及び防護服等、備蓄している対策物品の更新、管理

○保健医療等支援事業 2,233

【目的】

保健・医療に携わる各団体を支援し、安全・安心な医療及び保健事業の提供や協力体制を堅持することにより、健診等の質的向上、市民の健康増進及び地域医療体制の充実を図る。

【実施内容】

名 称	目的・事業内容等	令和5年度	令和6年度
上越医師会保健医療福祉業務調整等交付金	市内医療機関への各種事業の連絡・周知、事業に係る相談・調整等に対する事務費を上越医師会に交付し、市の保健医療福祉業務を円滑に行う。	1,320	1,320
上越歯科医師会交付金	歯科保健事業活動費用の一部を上越歯科医師会に助成し、健康診査等の質的向上と地域住民の健康増進を図る。	913	913

○その他事務費等（旅費や消耗品費等） 1,352

※令和6年度のうち、一部の経費は4款1項2目の保健センター管理運営費から移行

歳出科目（P200～P201）	4款1項1目	保健衛生総務費
-----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健福祉総合データベース事業	5,795	5,752	43

主な財源		主な経費	
一般財源	5,795	委託料	5,795

【目的】

適切な保健指導等を迅速に行うために必要となる健（検）診情報、疾病歴、在宅療養者の健康情報及び訪問指導状況などの基礎的な個人情報データを適正に管理する。また、蓄積したデータを分析し、疾病の傾向などの統計データを作成することにより、様々な健康に関する施策への活用を図る。

【6年度目標】

令和6年度に予定しているシステム改修について、設計やテストを徹底し、不具合なく作業を完了する。

【実施内容】

- (1) 健康管理システムの保守管理 1,845
健康管理システムによる成人保健、母子保健及び予防接種の各事業の円滑な運用を図るとともに、市民の健康増進の基礎となる健康情報の適正な管理を行う。
- (2) 健康管理システムの改修 3,950
令和6年度の新潟県健（検）診ガイドラインの変更及び国への事業報告レイアウトの変更に伴い、システム改修を行う。

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P200～P201)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域バス運行事業	4,228	4,249	△21

主な財源		主な経費	
一般財源	4,228	需用費	383
		役務費	48
		委託料	3,797

【目的】

無医地区である吉川区川谷地区の住民の通院を支援することにより医療不安の軽減を図るとともに、スクールバス等の利用が困難な地域における児童・生徒の通学手段を確保する。

【実施内容】

- (1) 運行形態
- ① 通常運行（定時便：月曜日から金曜日） 1日2回
 - ② 通常運行（デマンド便：月曜日から金曜日） 1日9回
 - ③ 臨時運行 随時 学校行事等が運休日に実施される場合等
- (2) 令和5年度見込み及び令和6年度計画

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
運行数(回)	771	924
通常運行(定時便)	482	482
通常運行(デマンド便)	288	260
臨時運行	1	182
利用者数(延数)	992	982
通常運行(定時便)	537	433
通常運行(デマンド便)	453	367
臨時運行	2	182

※通院等には、通院以外の移動も含む。

※通学利用者は、令和5年度小学生2人、令和6年度小学生1人と中学生1人
中学生は部活動後の下校時間が通常運行より遅くなるため、臨時運行で対応

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P202～P203)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
骨髄移植ドナー支援事業	297	366	△69

主な財源		主な経費	
一般財源	297	需用費	17
		負担金補助及び交付金	280

【目的】

骨髄移植の一層の推進を図るため、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となって実施する骨髄バンク事業により骨髄等を提供した人（以下「ドナー」という。）等に助成を行い、骨髄ドナーの登録者の増加を図るとともに、ドナー提供に協力しやすい環境を整備することにより、白血病など血液の難病に苦しむ人々の治療につなげる。

【6年度目標】

関係団体と協力し、骨髄ドナー登録併行型献血会場や職場献血にあわせて、助成事業の周知や骨髄バンクの普及・啓発活動を行い、骨髄ドナー登録に向けた機運の醸成を図り、ドナー登録者数を増加させる。

【実施内容】

(1) ドナー及びドナーが勤務する事業所等への支援 280

① 助成対象者

市内に在住し、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄等の提供が完了し、これを証明する書類の交付を受けたドナー

② 助成対象事業所

ドナーが勤務している市内の事業所等（ただし、国、地方公共団体及び独立行政法人を除く）で、ドナー特別休暇制度を設けており、ドナーの雇用を証明できる書類を提出できる事業所等

<対象及び助成金額一覧>

対 象		助成金額
助成対象者	ドナー特別休暇制度がない事業所に勤務の場合	2万円/日×日数※（上限14万円）
	ドナー特別休暇制度がある事業所に勤務の場合	1万円/日×日数※（上限7万円）
助成対象事業所等	ドナー特別休暇制度がある事業所	1万円/日×日数※（上限7万円）

※骨髄等の提供のための通院又は入院に要した日数

<骨髄移植ドナー支援事業助成見込み及び計画> (単位：千円、件)

年 度	令和5年度 (見込み)	令和6年度
当初予算	350	280
助成金額	140	280
助成件数	1	3

(2) 助成事業の周知、啓発 17

- ・ 広報上越や市ホームページ、市公式SNSを通じて周知する。
- ・ 商工会議所、商工会を通じて全市の事業所に骨髄ドナー登録や助成制度の啓発チラシを配布する。
- ・ 市内で行われる骨髄ドナー登録併行型献血会場等において、上越保健所やNPO団体と協力し、助成制度の啓発チラシ等を配布するとともに、ドナー登録者の増加に向けた呼び掛けを行う。

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P202～P203)	4款1項1目	保健衛生総務費
------------------	--------	---------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
地域医療推進費	128,549	101,739	26,810

主な財源		主な経費	
一般財源	128,549	報酬	1,464
		需用費	365
		役員費	336
		委託料	1,935
		負担金補助及び交付金	123,517

【目的】

高度かつ専門的な医療を提供する医療機関の運営を支援するなど地域医療提供体制の充実を図るほか、上越地域医療センター病院周辺地区及び市立診療所や普通財産の診療施設等を適切に維持管理する。

【6年度目標】

上越総合病院における救急、周産期等の高度医療機能を維持するとともに、市内医療機関において、医療通訳等の外国人への受診支援が確実に行われている状態とする。

【実施内容】

- [充](1) 公的病院等運営費補助金 122,467
- ・救急医療、小児・周産期医療や透析医療の中核を担う上越総合病院への支援を強化
- (2) 上越地域臨床研修医確保支援事業補助金 1,000
- ・基幹型臨床研修病院の連携（THE RESIDENT CIRCLE 不識庵）による臨床研修医の研修環境の充実に向けた取組を支援
 - ※国内外の著名な講師による研修プログラムの提供や所属病院を超えた研修医同士の交流の場の提供など、若手医師の確保・定着に向けた環境整備
- (3) 外国人医療通訳ボランティア派遣事業 1,740
- ・医療通訳ボランティアの派遣件数（年間300回）
- [充]・医療通訳ボランティア育成講座の開催（4回）
- ・医療機関における外国人受入体制整備に向けた出前講座の開催（1回）
- (4) 上越地域の医師確保に向けた取組に係る旅費等 438
- (5) 上越地域医療センター病院周辺地区の除草委託料（2回） 195
- (6) 市立診療所、旧板倉診療所、旧名立診療所及び旧名立歯科診療所の修繕費 350
- (7) その他事務費等（報酬や消耗品費等） 2,359

提出課	健康づくり推進課
-----	----------

歳出科目 (P202～P203)	4款1項2目	母子衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
母子保健事業	206,781	213,603	△6,822

主な財源		主な経費	
国庫支出金	6,056	諸収入	4,844
県支出金	2,992	一般財源	191,451
繰入金	1,438		
		報酬	28,493
		報償費	8,515
		需用費	4,758
		委託料	126,374
		使用料及び賃借料	1,158
		扶助費	31,078

令和6年度を初年度とする上越市第2次健康増進計画等に基づき、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進及び生涯を通じた健康への基盤づくりのための各種母子保健サービスを推進するもの

○妊婦一般健康診査等事業 111,912

【目的】

妊婦自身が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群等の予防や体調変化に早期に対応できるようにするとともに、妊娠期から子どもの成長・発達・育児について考える機会を持つことにより、子育てに関する不安の軽減及び生涯を通じた健康への基盤づくりを推進する。

【6年度目標】

- ・妊娠届出時や各種母子保健事業において電子母子手帳サービスの活用を促し、利用者が利用可能な支援について適切な時期に情報収集できることを目指す。
- ・産婦健康診査において産後うつ病等の支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

- (1) 母子健康手帳交付・妊婦一般健康診査
 - ・妊娠届出時に全数面談を行い、アンケート及び子育て応援プランを基に必要な支援の提案など妊娠期から育児期までの見通しを立てるための支援を行う。(伴走型相談支援対応)
 - ・妊婦一般健康診査14回分を公費負担し、適切に受診するよう促す。
 - ・里帰り出産等、県外で妊婦健診を受診した人に健診費用を還付する。
- (2) すくすく赤ちゃんセミナー・産前産後相談事業 (伴走型相談支援対応)

生涯を通じた健康づくりは妊娠期から始まるという視点で、妊婦及びその家族への健康教育を実施する。また、産前産後に不安を抱える妊産婦への相談支援を行う
- (3) 電子母子手帳サービス事業

スマートフォンアプリで妊娠・出産・育児に関する情報等を発信する。
- (4) 産婦健康診査

産後間もない時期の産婦に対する健康診査を公費負担(1回、上限5,000円)し、支援の必要な産婦を把握する。

(5) 初回産科受診料公費負担 (上限 10,000 円)

低所得の妊婦に対し、初回産科受診料を公費負担し、妊娠早期の受診につなげる。

(単位：件)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
妊婦一般健康診査	12,360	12,309
産婦健康診査	876	853

○妊産婦・新生児訪問指導事業 7,500

【目的】

母子保健法に基づき、保健指導が必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導や子育て相談を行うことにより、正常な妊娠・出産及び育児の確保に努め、母子の健康の保持・増進と虐待予防の強化を図る。

【6 年度目標】

- ・妊娠期及び乳児期からの健康づくりを推進するため、必要に応じて妊婦訪問を勧めるとともに、生後 4 か月までの乳児及び産婦の全数訪問を目指す。
- ・産後うつ病のリスクが高いなど支援が必要な産婦を把握し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

- (1) 妊産婦・新生児訪問指導事業及びこんにちは赤ちゃん事業 (伴走型相談支援対応)
出産後不安の強いおおむね生後 4 か月までに、乳児及び産婦への助産師や保健師による全数訪問を実施する。
- (2) 訪問型産後ケア事業 (1 日の利用につき自己負担 1,500 円、上限 5 回)
産婦・新生児訪問や産婦健康診査において把握した支援が必要な産婦に対し、助産師や地区担当保健師が家庭訪問を行い、授乳及び育児指導等を行う。

[充](3) 宿泊型産後ケア事業 (1 日につき自己負担 5,000 円、上限 5 日)

出産後間もない時期に、産科医療機関等において把握した支援が必要な産婦に対し、医療機関等への宿泊により、産後の身体回復及び育児指導等を行う。

(単位：件)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
訪問指導	2,420	2,202
訪問型産後ケア事業	248	234
宿泊型産後ケア事業	-	40

○産前・産後ヘルパー派遣事業 1,964

【目的】

体調不良のため家事や育児が困難な妊産婦の家庭及び多胎児を出生した家庭等に対して、ホームヘルパーを派遣することにより、妊産婦の心身の健康を維持する。

【6 年度目標】

- ・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業を実施する際に事業の周知を図り、支援が必要な家庭が漏れなく制度を利用できるようにする。
- ・委託事業者数を維持し、支援が必要な家庭の利用希望に応えられる環境を整える。

【実施内容】

- (1) 派遣期間 妊娠中及び産後 16 週以内、また多胎児の場合は妊娠中及び産後 1 年以内とする。
- [充](2) 利用時間 子 1 人あたり 60 時間を限度とする。
(多胎児の場合の上限 70 時間を子 1 人あたり 60 時間に見直す)
- (3) 派遣内容 家事援助、兄姉の世話、乳児の世話及び母親への支援
- (4) 利用料金 日中 (午前 8 時～午後 6 時) 30 分につき 275 円
早朝 (午前 6 時～午前 8 時) 30 分につき 625 円
夜間 (午後 6 時～午後 10 時) 30 分につき 625 円
深夜 (午後 10 時～午前 6 時) 30 分につき 943 円
(単位：時間)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
延べ利用時間	320	795

○乳幼児健康診査等事業 54,682

【目的】

子どもの成長・発達に関する学習の機会を提供することにより、保護者自らが子どもの育ちを確認できることを目指すとともに、適切な時期での健康診査の受診を促すことにより、疾病や異常の早期発見と成長・発達に応じた支援につなげる。

【6 年度目標】

- ・乳幼児健康診査の受診率 98.0%以上を目指す。
- ・乳幼児健診や離乳食相談会において、肥満予防の個別保健指導を行い、肥満度 15%以上の 3 歳児の減少を目指す。

【実施内容】

- (1) 集団健診
- ・3 か月児、1 歳児、1 歳 6 か月児、2 歳児、2 歳 6 か月児及び 3 歳児に対する健康診査を実施し、疾病等が発見された場合には、医療機関への受診を促す。
 - ・3 か月児を除く集団健診において、歯科健康診査とフッ化物歯面塗布 (希望者のみ：自己負担 1,000 円) をあわせて実施する。
 - ・成長曲線を活用した乳幼児期の保健指導及び成長・発達や育児等に関する個別相談を行う。
- (2) 個別健診 (医療機関委託)
- 医療機関において、6 か月児及び 9 か月児の個別健診を実施する。
- (3) 離乳食相談会
- ・離乳食初期 (5 か月児)、離乳食中期 (7 か月児) の 2 回実施する。
 - ・離乳期の栄養、成長・発達及び育児等に関する個別相談を行う。
- (4) 新生児聴覚検査
- 生後 2～4 日に行う新生児聴覚検査の初回検査費用を公費負担 (上限 5,000 円) し、聴覚障害児の早期診断・早期支援につなげる。

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
乳幼児健康診査受診率	98.0%	98.0%
新生児聴覚検査件数 (件)	911	844

○不妊不育治療費助成事業 28,782

【目的】

子どもを産み育てたいと願う市民が安心して妊娠・出産を迎える環境を整えるため、不妊不育治療に係る費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【6年度目標】

- ・必要な人が漏れなく制度を利用できるよう、医療機関への周知を行うとともに、広報上越や市ホームページ等により市民への情報発信を行う。

【実施内容】

(1) 助成対象：不妊不育治療や検査及び保険診療費の一部負担金、保険適用外診療費の自己負担分、薬局で処方された薬の自己負担分
ただし、国又は他の地方公共団体の助成金その他の金銭の給付を受けた場合は、給付を受けた額を差し引いた後の額を助成対象とする。

(2) 助成割合等

① 生殖補助医療（保険適用）

- ・助成割合 100%（上限 10 万円）
- ・体外受精、顕微授精及び男性不妊の手術に係る治療を対象に、治療周期ごとに申請が可能（年度内に複数回の治療が行われた場合、全ての治療について申請が可能）

② 一般不妊治療及び生殖補助医療（保険適用外）

- ・助成割合 50%（上限 10 万円）
- ・1 年度につき 1 回、治療に要した期間（最大 1 年間）を対象に申請が可能

③ 不育治療

- ・助成割合 50%（上限額 10 万円）
- ・1 年度につき 1 回、治療に要した期間（最大 1 年間）を対象に申請が可能

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
助成件数 (件)	465	493
助成金額	24,162	28,710

○子育て・女性・思春期相談事業 1,941

【目的】

生涯を通じた健康づくりの推進に向け、妊娠・出産・育児期や次世代を担う思春期及び更年期等、各ライフステージに応じた知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活にあわせた適切な支援や保健指導を行う。

【6年度目標】

- ・助産師の健康相談室において母親等の不安を軽減できるよう支援する。
- ・中学生、高校生を対象とした思春期保健事業について、関係機関と連携し、市内全ての中学校及び上越管内の高等学校での健康講座を実施する。

【実施内容】

(1) 助産師の健康相談室

- ・開設回数：週 4 回 月・木曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
金曜日 午前 9 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
- ・相談体制：電話及び来所による相談（来所相談は午前の開設時のみ）
- ・周知方法：市ホームページや各種子育て支援関連のパンフレットでの周知
妊娠届出時及び訪問、思春期保健事業等の事業を通じた周知

(2) 思春期保健事業

- ・中学校で「命、きずなを考える講座」を、高等学校で「思春期保健講座」を開催し、性の発達及びそれに伴う健康問題など、学年や実態にあわせた健康教育を実施する。

(単位：回)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
命、きずなを考える講座	79	76
思春期保健講座	35	40

※ 135 頁の「本年度」及び「前年度」の金額は当初予算額である。

ただし、下表の表は、各年度における国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による補正予算の影響額を反映し、実質的な予算比較を表示している。

本年度			前年度			比較
令和 5 年度 1 月、 3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	令和 4 年度 1 月、 3 月補正予算額 (※)	当初予算額	合計	
5,747	213,603	219,350	0	203,225	203,225	16,125

※各年度の補正予算額は、国の補正予算を活用した事業費の前倒し等による額を示す。

歳出科目（P202～P205）	4款1項2目	母子衛生費
-----------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健センター管理運営費	40,655	39,922	733

主な財源		主な経費	
財産収入	4,150	報酬	191
諸収入	3,642	需用費	25,483
市債	1,400	委託料	11,384
一般財源	31,463	使用料及び賃借料	781
		負担金補助及び交付金	2,530

【目的】

各種保健サービスを総合的に行うとともに、地域住民の自主的な保健活動の場として施設環境を整備し、市民の健康づくりを推進する。

【実施内容】

施設の保守点検や修繕工事等の維持管理を行う。

(1) 主な経費の内容

- ・燃料費、光熱水費 18,440
- ・営繕修繕料 6,804
 - 誘導灯交換修繕（吉川、板倉）
 - エレベーター停電時自動着床バッテリー交換修繕（板倉）
 - ガス漏れ火災警報設備バッテリー交換修繕（板倉）
- ・委託料 11,384
 - 清掃業務委託料（上越、柿崎、大潟、吉川、中郷、板倉、三和）
 - 機械警備業務委託料（上越、中郷、三和）
 - 冷暖房切替保守等業務委託料（上越、柿崎、大潟、中郷、板倉、三和）
 - 屋上等除雪委託料（安塚、中郷）ほか
- ・負担金 2,530
 - 施設設備維持管理費用負担金（浦川原）
- ・その他経費等（会計年度任用職員報酬や消耗品費等） 1,497

※令和6年度のうち、一部の経費は4款1項1目の保健衛生総務費へ移行

(2) 各保健センター別当初予算

区 分	令和5年度	令和6年度	比較増減	備 考
上越保健センター	8,762	8,705	△57	
安塚保健センター	2,950	3,035	85	
浦川原保健センター	4,241	4,602	361	
大島保健センター (令和5年度廃止予定)	106	0	△106	施設の維持管理費は保健衛生総務費に移行
柿崎保健センター	1,383	1,646	263	
大瀧保健センター	2,239	2,363	124	
吉川保健センター	2,299	3,497	1,198	
中郷保健相談センター	2,305	2,048	△257	
板倉保健センター	6,824	10,958	4,134	
三和保健センター	8,813	3,801	△5,012	
合 計	39,922	40,655	733	

(3) 各保健センターの利用者数

(単位：人)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度	備 考
上越保健センター	4,700	3,900	
安塚保健センター	0	0	保健センターとしての利用見込みはないが、1階部分を市が診療所として使用
浦川原保健センタ	2,700	2,300	
大島保健センター (令和5年度廃止予定)	-	-	令和2年度から休止中
柿崎保健センター	1,812	1,800	
大瀧保健センター	4,166	4,200	
吉川保健センター	5,700	6,000	
中郷保健相談センター	1,430	1,350	
板倉保健センター	1,722	1,700	
三和保健センター	2,775	2,700	
合 計	25,005	23,950	

歳出科目（P204～P205）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
市民健康診査事業	104,279	95,368	8,911

主な財源		主な経費	
県支出金	1,176	報酬	3,688
諸収入	64,184	給料	3,891
一般財源	38,919	職員手当等	2,076
		需用費	1,711
		役務費	8,622
		委託料	82,277

【目的】

予防可能な生活習慣病の発症と重症化を予防するため、市民健康診査等を実施し、健診結果を基に適切な治療や栄養・運動等の生活指導、各種健康教育・相談につなぐことで、市民の健康寿命の延伸と医療費負担の軽減を図る。

【6年度目標】

健診対象者への健診日時・会場の指定、電話及びはがきによる受診勧奨、24時間予約可能なインターネット健診予約システムの活用などにより、受診しやすい環境を整えることで、受診率の向上を図り、生活習慣病の発症と重症化の予防につなげる。

<健康診査受診者の比較>

(単位：人)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
市民健康診査	1,248	1,380
後期高齢者健康診査	7,358	8,345
肝炎ウイルス検診	230	320

<健康診査受診率の見込み、計画>

(単位：%)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
市民健康診査	25.1	28.0
後期高齢者健康診査	23.3	25.0

※市民健康診査は過去3年間の受診歴の有無により健診対象者を抽出

【実施内容】

(1) 市民健康診査、後期高齢者健康診査、肝炎ウイルス検診の実施（226回）

対象者

① 市民健康診査

令和6年度末の年齢が18歳から39歳までの人のうち、国民健康保険加入者、他保険被扶養者等及び18歳以上の生活保護受給者

② 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療保険制度加入者のうち要介護4又は5以外の人

③ 肝炎ウイルス検診

40 歳以上の人で肝炎ウイルス検診未受診者

(2) 健康診査受診者増加への取組

- ・令和 5 年度に市の健康診査を受診した人に対し、日時・会場を指定し、通知する。
- ・初めて健康診査を受ける人にも分かりやすい健康診査カレンダーの作成を行う。
- ・広報上越、市公式 SNS などを活用した周知を行う。
- ・24 時間、健康診査の申込みができるインターネット健診予約システムを活用する。
- ・国民健康保険に新規加入した 18 歳から 39 歳の人や乳幼児健診に来られる保護者などに対し、受診勧奨を行う。
- ・生活援護課と連携し、生活保護世帯の健診対象者に対して受診勧奨を行う。
- ・健康づくりポイント事業の活用により、健診受診者の増加を図る。
- ・未受診者に対し、受診勧奨のはがきの送付や電話により受診を促す。

歳出科目（P204～P207）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
がん予防推進事業	162,712	156,477	6,235

主な財源		主な経費	
国庫支出金	878	報酬	1,477
諸収入	18,471	委託料	152,047
一般財源	143,363	需用費	512
		役務費	4,686
		負担金補助及び交付金	3,188

【目的】

各種がん検診を実施し、がんの早期発見に努め、精密検査が必要な人を医療機関の受診へつなぐことで早期治療に結び付ける。

【6年度目標】

検診対象者への検診日時・会場の指定や、モバイル端末から全てのがん検診の申込みが可能なインターネット健診予約システムの運用等により、市民ががん検診を受診しやすい環境を整備し、がん検診の受診率向上を目指す。

<受診者数の比較>

(単位：人)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
胃がん	6,652	6,900
大腸がん	14,442	15,490
肺がん	17,292	19,030
喀痰	553	600
子宮頸がん	5,003	5,260
乳がん	4,461	4,610
前立腺がん	4,689	5,370

【実施内容】

(1) 各種がん検診の実施

対象者（年齢は全て令和6年度末時点）

① 胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・喀痰検診※（226回）：40歳以上

※肺がん検診受診者のうち高危険群該当者

② 子宮頸がん検診※（102回）：20歳以上の女性

※医療機関検診は随時

③ 乳がん検診（137回）：40歳以上の女性

④ 前立腺がん検診（226回）：50歳以上の男性

(2) 各種がん検診の受診率向上への取組

- ・個別通知のほか、国民健康保険新規加入者や乳幼児健診時の保護者及び町内会等の健康講座参加者へ受診勧奨を実施する。
- ・民間生命保険会社と連携し、健康診査やがん検診の受診の必要性に関するチラシ等により、市内事業所等への啓発活動を行う。
- ・24時間、がん検診の申込みができるインターネット健診予約システムを活用する。
- ・胃がん検診（40歳）を無料とするとともに、子宮頸がん検診（21歳）、乳がん検診（41歳）の無料クーポン券を配付し受診を促す。

[新](3) がん患者医療用補正具購入費助成事業

がん患者の治療と社会参加の両立を目指し、がん患者の苦痛と経済的な負担の軽減を図るため、がん治療による外見の変化を補完する補正具の購入費用の助成を行う。

<助成対象>

(単位：円)

区 分	助成金の上限額	備 考
ウィッグ等	25,000	助成対象経費の額の2分の1を乗じて得た額と上限額の低い額
胸部補正具	25,000	
人工乳房	50,000	

歳出科目（P206～P207）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
結核検診事業	21,198	18,082	3,116

主な財源		主な経費	
一般財源	21,198	役務費	125
		委託料	21,073

【目的】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく健康診断として結核検診を実施し、結核の早期発見により市民の結核に対する不安の解消及び結核のまん延防止に努める。

【6年度目標】

結核検診の受診率の向上を目指す。

<受診者数の比較> (単位：人)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
結核検診	14,774	16,260

<受診率の見込み・計画> (単位：%)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
受診率	23.9	26.4

※65歳以上の全人口で対象者数を算出

【実施内容】

- ・65歳以上の市民を対象として結核検診（胸部間接撮影）を実施する。（226回）
- ・活動性肺結核による精密検査対象者に対しては、確実に受診につながるよう受診勧奨を行う。

歳出科目（P206～P207）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
訪問指導事業	2,144	19,304	△17,160

主な財源		主な経費	
県支出金	139	報酬	283
諸収入	1,381	旅費	151
一般財源	624	需用費	1,185
		役務費	139
		使用料及び賃借料	354
		公課費	32

【目的】

健診等の結果から生活習慣病を発症するリスクがあると判定された人に、訪問指導を実施することにより、自らの身体の状態を理解した上で食生活や身体活動等の生活習慣を振り返り、生活習慣病の発症と重症化予防のための行動ができるようにする。

【6年度目標】

健診等の結果から生活習慣病の発症及び重症化のリスクがある対象者に対し訪問指導を実施し、生活習慣病の重症化を予防する。

【実施内容】

(1) 重症化予防訪問(特定保健指導含む)

生活習慣病の重症化予防及び介護予防を図るため、健診結果やレセプト情報を基に、市民一人一人の生活状況に合わせた保健指導を実施する。

(単位：人)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
訪問延べ人数	4,450	6,262

※高齢者健康支援訪問事業委託終了等に伴う訪問延べ人数の増加

(2) 健診受診勧奨

生活習慣病の重症化リスクを持つⅡ度高血圧以上(160/100 mm Hg以上)の人及び糖尿病領域(HbA1c6.5%以上)にある人等や働き盛り世代である40代、50代の特定健診未受診者を中心に訪問や電話等で受診勧奨を実施する。

歳出科目（P206～P207）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
子どもの予防接種事業	413,464	424,103	△10,639

主な財源		主な経費	
一般財源	413,464	報酬	1,720
		共済費	348
		需用費	713
		役務費	1,966
		委託料	406,272
		扶助費	1,899

【目的】

様々な疾病に対する予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病の発生とまん延を防ぎ、公衆衛生の向上を図る。

【6年度目標】

医療機関と連携し、積極的に接種勧奨を行い、各種予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

対象者 定期接種対象者
 実施方法 委託医療機関での個別接種
 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 助成額 接種費用の全額

<接種率の見込み・計画>

(単位：%)

種類		令和5年度 (見込み)	令和6年度
四種混合		97.5	94.8
二種混合		72.7	88.0
麻しん風しん混合	1期	88.2	95.0
	2期	88.2	92.0
日本脳炎（定期）		98.2	85.7
BCG		86.3	93.0
ヒブ		87.4	94.0
小児用肺炎球菌		87.7	93.0
水痘		87.0	92.0
B型肝炎		86.9	92.0
ロタウイルス		72.8	92.0
子宮頸がん※		29.7	25.8

※定期接種対象年齢の小学6年生から高校1年生相当の女性及び接種勧奨の差し控えに伴い接種機会を得られなかった平成9年度から19年度生まれの女性に対して個別に接種勧奨を行う。

※令和5年度までは、「予防接種事業」として予算計上

※令和6年度のうち、一部の経費は4款1項3目の高齢者等予防接種事業へ移行

歳出科目 (P 206～P 209)	4 款 1 項 3 目	予防費
--------------------	-------------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
保健指導事業	26,927	19,540	7,387

主な財源		主な経費			
県支出金	613	報酬	7,171	報償費	1,242
諸収入	5,542	職員手当等	999	需用費	901
一般財源	20,772	共済費	836	委託料	11,484

令和6年度を初年度とする上越市第2次健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進するため、生活習慣病予防の啓発及び健康教育等により、生活習慣病の発症及び重症化を予防するもの

○生活習慣病予防対策事業 22,402

【目的】

上越市第2次健康増進計画に基づき、生涯を通じて市民が自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善に気づくことができるよう保健指導を行うことで、高血圧や糖尿病等の生活習慣病予防と脳血管疾患や虚血性心疾患、慢性腎臓病等の重症化予防を図り、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を目指す。

【6年度目標】

健診受診者のⅡ度高血圧以上(160/100mmHg以上)の人及び糖尿病領域(HbA1c6.5%以上)にある人の減少を目指す。

【実施内容】

(1) 健康づくり推進協議会の開催(2回)

上越市第2次健康増進計画に基づいた健康づくり事業の報告や、健康づくり施策の方向性についての協議を行うため、健康づくり推進協議会を開催する。

(2) 高血圧対策

脳血管疾患や心疾患につながる高血圧を予防・改善するため、I度高血圧以上(140/90mmHg以上)の人等への継続した保健指導を全市で実施するとともに、医療機関等の関係機関と連携し、家庭血圧測定の定着や食環境の整備を含めた減塩の推進などを図る。

(3) 生活習慣病予防講座

・糖負荷検査(3回)

糖尿病等の生活習慣病予備群を対象に糖負荷検査を行い、その結果に基づく保健指導を行い、自ら健康管理ができるよう支援する。

(単位：人)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
糖負荷検査	37(2)	40(2)

※ () 内の値は、国民健康保険加入者以外の人数

(4) 健診会場での保健指導

市が実施する健診会場で健診結果に基づいた個別保健指導を行う。

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
回数 (回)	221	226
参加者 (人)	21,950	22,600

(5) 健診結果説明会での保健指導

経年の健診結果から市民自らが健康状態を確認し、重症化予防のために生活習慣の改善に取り組むことができるよう保健指導を行う。

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
回数 (回)	277	290
参加者 (人)	4,900	4,600

(6) 健康講座、健康相談会

高血圧対策等の地域や職域の健康課題に沿った健康講座等を実施する。

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
回数 (回)	290	300
参加者 (人)	5,900	8,000

(7) たばこと健康

喫煙による健康被害を減少させるため、未成年者の喫煙防止や成人及び妊婦の禁煙を支援する。

(8) 働き盛り世代の健康づくりの推進

- ・企業等との連携による健康支援の取組

商工会議所や商工会等に働きかけ、中小事業所等における健康講座を行うとともに、民間保険会社と連携し、健診やがん検診、生活習慣病予防に関する啓発チラシを配布する。

- ・企業看護職との連携による健康支援の取組

健康保険組合や健診実施機関等の看護職を対象とする研修会を上越保健所と連携し開催する。

- ・全国健康保険協会新潟支部との連携協定に基づく取組

人工透析予防サポート事業等を実施する。

・健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりに関する取組に対しポイントを付与し、市温浴施設等の入浴券又は地産地消推進店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品の地場産品などを贈呈する。

(単位：人)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
取組参加者	3,200	3,360

[充]・健康DX事業

アプリ機能を通じて、マイナポータルの健診結果を活用した生活習慣病の進行度チェック並びに生活習慣改善のアドバイスにより、市民自らが身体の状態を理解することにつなげる。また、楽しみながら継続してウォーキングや血圧、体重測定等のデータを管理し、より健康な状態で生活できるよう支援する。

取組参加者数(計画)：1,500人

(9) 学校血液検査保健指導

小学5年生及び中学2年生並びにその保護者に対して、養護教諭や栄養教諭等と連携しながら、食事や運動と血液の関係について学習する機会を通じ、自ら生活習慣の改善に取り組むことができるよう支援する。

(単位：校)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
小学校	46	47
中学校	22	20

○健康づくり地域支援事業 487

【目的】

地域の健康課題を明らかにし、地域によって異なる健康課題に沿った健康づくり活動が自発的に行われるように、上越市第2次健康増進計画を踏まえた総合的な健康づくり施策を推進する。

【6年度目標】

健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が主体的に健康づくり活動を推進できるよう支援する健康づくり推進活動チーム研修会の参加者1,164人を目指す。

【実施内容】

- ・健康づくりリーダー、食生活改善推進員及び運動普及推進員が地域における主体的な活動を展開できるよう、各地区において健康づくり推進活動チーム研修会を年1回開催する。
- ・食生活改善推進員及び運動普及推進員の新規会員に養成講座を開催する。現会員には生活習慣病重症化予防に向けた地区別研修会を開催する。

<健康づくり推進活動チーム研修会>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	29	29
参加者(人)	1,137	1,164

<食生活改善推進員及び運動普及推進員養成講座受講者> (単位:人)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
食推	32	30
運推	23	20

<食生活改善推進員地区別研修会>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	35	29
参加者(人)	310	280

<運動普及推進員地区別研修会>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	15	20
参加者(人)	95	100

○食生活改善事業 2,439

【目的】

市民が健康な身体づくりのために、バランスの取れた食習慣の大切さを理解し、生活の中に取り入れることができるよう、地域ごとの特徴や実情を踏まえた活動を支援することで、生活習慣病予防につなげる。

【6年度目標】

乳幼児の保護者及び健診結果説明会等の参加者が、子どもの発育・発達にあわせた食べ方や自分自身の身体にあった食べ方を理解し、食習慣を選択できるよう支援することで、適正体重の人の割合を増やす。

【実施内容】

(1) 生活習慣病予防教室

健診結果説明会や地区の健康講座等の会場で、生活習慣病予防のガイドラインに基づく1日の食品の基準量を展示し、食生活の見直しを支援する。

また、高血圧予防に重点を置き、塩分の目安量や減塩食品を展示する。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	397	395
参加者(人)	16,700	16,600

(2) 元気っこ教室

乳幼児健診等の会場で、年齢にあわせた1日の食品の基準量を展示し、保護者が子どもの発育・発達にあった食べ方ができるように支援する。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	96	96
参加者(人)	2,300	2,300

○身体機能維持支援事業 911

【目的】

市民が身体活動・運動の大切さを理解し、習慣付けるような行動変容を促すとともに、若い頃から自分の身体に関心を持ち、身体活動の増加を図るよう意識付けることにより、生活習慣病や身体機能の低下を予防する。

【6年度目標】

身体活動・運動普及活動の継続や健康づくりポイント事業及び健康DX事業により運動習慣のある人(※)を増やす。

※1 20歳から74歳は、歩行又は身体活動を1日1時間以上実施している人、1回30分以上の運動を週2日以上、1年以上実施している人

※2 75歳以上は、ウォーキング等の運動を週に1回以上実施している人

【実施内容】

(1) 体力測定活動

保育園や子育てひろば等で保護者の握力測定を実施し、身体活動の増加、運動習慣の動機付けや定着を図る。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	43	41
参加者(人)	1,300	920

(2) 運動普及活動

健診結果説明会等で健診結果を確認しながら、運動や血圧の資料を用いた啓発を行うことにより、適正体重の維持や血圧管理の必要性について理解を促し、運動の動機付けや生活習慣病予防・フレイル予防につなげる。

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
回数(回)	118	110
参加者(人)	2,400	2,460

○地域独自の予算事業 688

・「こ食」解消で健康な身体づくり事業(中郷区)(688)

小・中学生と保護者、70歳以上の高齢者を対象とした「こ食」を解消し、健康な身体づくりに資するため、食育講話や食堂などを実施する。

実施主体：一般社団法人中郷区さとまる学校

歳出科目（P208～P209）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
高齢者等予防接種事業	186,488	160,620	25,868

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金	57	報酬	554
国庫支出金	17,135	需用費	120
諸収入	10	役員費	1,751
一般財源	169,286	委託料	177,183
		扶助費	61
		補償、補填及び賠償金	6,811

【目的】

予防接種法に基づき、高齢者等の市民を対象に予防接種を実施し、疾病の発症や重症化を予防する。

【6年度目標】

定期接種対象者等への個別通知を実施するほか、広報上越や市ホームページ、委託医療機関による周知を図り、予防接種の接種率の向上を目指す。

【実施内容】

(1) 季節性インフルエンザ

- ① 助成対象者 接種日時点の年齢が満65歳以上の人
接種日時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人
- ② 接種方法 委託医療機関での個別接種
- ③ 接種期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
- ④ 接種回数 実施期間内で1回
- ⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額5,362円（自己負担なし）
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,712円
（自己負担額1,650円）

⑥ 接種率の見込み・計画

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
対象者数(人)	61,832	66,800
接種者数(人)	39,500	44,756
接種率(%)	63.9	67.0

(2) 肺炎球菌感染症

① 助成対象者

- ・令和6年度に65歳になる人
- ・令和6年度末時点の年齢が満60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害があり、かつ、身体障害者手帳1級に相当する人

② 接種方法 委託医療機関での個別接種

③ 接種期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

④ 接種回数 生涯で1回

⑤ 助成額 生活保護世帯の人 接種費用の全額8,193円(自己負担なし)
生活保護世帯以外の人 接種費用の一部3,493円

(自己負担額4,700円)

⑥ 個別通知 助成対象者に対して、個別通知を実施する。

⑦ 接種率の見込み・計画

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度*
対象者数(人)	9,520	2,509
接種者数(人)	1,657	477
接種率(%)	17.4	19.0

※対象者に係る経過措置が令和5年度をもって終了することに伴い、対象者数が減少するもの

(3) 大人の風しん予防接種(任意接種)

対象者 市内に住所を有し、風しん抗体価が基準値未満で、次の①から③のいずれかに該当する者

① 妊娠を希望する女性

② 風しん抗体価が基準値未満である妊娠を希望する女性の夫又は同居者

③ 風しん抗体価が基準値未満である妊婦の夫又は同居者

※ただし、②と③については、次項(4)の対象者を除く。

実施方法 委託医療機関での個別接種

実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

助成額 風しん単独：4,000円、麻しん風しん混合：6,000円

接種者数 144人(計画数)

(4) 大人の風しん抗体検査・予防接種(定期接種)

① 抗体検査

対象者 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性

実施方法 ・委託医療機関での検査

・特定健診や健康増進法に基づく健診での検査(市町村国保加入者や生活保護受給者)

・事業所健診での検査(健康保険等加入者)

実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

助成額 検査費用の全額

受検者数 686人(計画数)

② 予防接種

対 象 者	昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日までに生まれた男性のうち 抗体価が基準値未満の者
実施方法	委託医療機関での個別接種
実施期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
助 成 額	接種費用の全額
接種者数	172 人 (計画数)

(5) 予防接種補償金 6,811 千円

予防接種健康被害救済制度に基づき、予防接種健康被害認定者への給付を行う。

※令和 5 年度までは、「高齢者予防接種事業」として予算計上

※令和 6 年度のうち、一部の経費は 4 款 1 項 3 目の高齢者等予防接種事業から移行

歳出科目（P208～P209）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
歯科保健事業	11,295	13,645	△2,350

主な財源		主な経費	
国庫支出金	1,129	報酬	498
県支出金	2,413	委託料	4,601
一般財源	7,753	需用費	155
		役務費	1,406
		負担金補助及び交付金	4,511

【目的】

令和6年度を初年度とする上越市第2次歯科保健計画に基づき、生涯を通じて歯や口腔の健康状態を保ち、生活の質（QOL）を維持・向上させるため、歯科疾患の発症予防及び重症化予防の取組を推進する。

【6年度目標】

- ・定期的な受診の重要性について啓発し、過去1年間に歯科健康診査を受診した人の割合55%以上を目指す。
- ・成人歯科健康診査の受診率向上を目指す。

【実施内容】

[充] (1) 歯科健康診査事業

① 歯科医院やイベントで行う歯科健康診査

国が歯周疾患検診の対象者に30歳を加えたことに伴い、成人歯科健康診査の対象に30歳を追加し、20歳から70歳までの年代に受診の機会を設ける。また、歯と口の健康週間にお口の健康フェスタを開催し、歯科健康診査やブラッシング指導等を行う。

事業名	対象者
成人歯科健康診査業務委託	令和6年度末の年齢が20歳、30歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の人 妊婦とその夫
歯と歯ぐきの健康診断	お口の健康フェスタ参加者

<事業内訳>

(単位：%)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
成人歯科健康診査 受診率	6.2	6.3

- ② 受診率向上に向けた取組
- ・ 歯周疾患が全身の健康に影響を与えることなど、定期的な歯科健康診査や歯・口腔ケアの必要性について、広報上越や保育園等での健康講座において周知する。
 - ・ 健康づくりポイント事業の活用により歯科健康診査受診者の増加を図る。
 - ・ 民間保険会社との連携協定により、歯科健康診査の受診や口腔ケアの必要性の啓発を行う。
- (2) 健康教育・健康相談
- ① すくすく赤ちゃんセミナーにおける啓発
- 妊娠期における歯周病が早産や低出生体重児のリスクとなることから、口腔ケアの必要性等を伝え、歯周病予防の意識付けを行う。
- ② 歯周病予防講座
- 保育園等において、歯周病の予防効果がある若い世代を対象に歯科衛生士による講話を行い、歯や口腔の健康管理の実践につなげる。3か年で市内全地区において実施する。
- ③ 高校生を対象とした歯肉炎予防講座
- かかりつけ歯科医への定期的な通院の習慣化や、規則的な生活リズムと食習慣の形成、口腔ケアの定着を図るため、歯科衛生士による講話を実施する。
- ④ 地区の健康講座や健診結果説明会等における啓発
- 成人歯科健康診査事業や健康講座など様々な機会を通じ、歯周病と全身疾患との関連や、定期的な歯科健康診査や歯・口腔ケアの必要性等について啓発を行う。
- (3) 障がい者歯科診療センター負担金
- 上越歯科医師会が運営する休日歯科・障がい者歯科診療センターにおける障害のある人の診療体制を確保するため、妙高市及び糸魚川市と共に負担金を交付する。

歳出科目（P208～P209）	4款1項3目	予防費
-----------------	--------	-----

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
こころの健康づくり推進事業	424	406	18

主な財源		主な経費	
県支出金	185	報酬	32
一般財源	239	報償費	290
		旅費	49
		需用費	10
		負担金補助及び交付金	43

【目的】

令和6年度を初年度とする上越市第2期自殺予防対策推進計画に基づき、精神保健や自殺予防対策に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりなど、自殺予防対策を総合的に推進し、自殺者の減少を図る。

【6年度目標】

- ・地域の実態を踏まえた健康講座等の啓発活動を実施し、地域で自殺予防に取り組む必要性や相談窓口の周知を図る。
- ・自殺予防に関わる支援者や関係機関と連携を図り、自殺リスクのある人を早期に発見し、適切な支援につなげる。

【実施内容】

(1) 自殺予防の啓発活動

- ・一般市民を対象に自殺予防や相談窓口の周知を図るため、関係機関と連携しながら町内会や企業、高校等においてメンタルヘルズ講座等の啓発活動を実施する。

[充]・働き盛り世代を対象に啓発活動を充実させるため、働き盛り向け自殺予防研修会を開催する。

(2) 相談支援

- ・悩みを抱える人に対して電話や面談、家庭訪問による相談を行い、必要に応じて関係機関につなげる等適切な支援を行う。

[新]・自死遺族支援を強化するため、相談窓口等を記載した自死遺族向けリーフレットを新たに作成し、遺族と接する機会が多い関係機関に配布する。

(3) 支援者の人材養成・連携強化

- ・地域や行政の関係機関が自殺の実態を共有し、自殺予防に向けた取組について協議するため、上越市自殺予防対策連携会議を開催する。
- ・上越保健所や上越地域いのちこころの支援センターと連携しながら、自殺予防に関わる地域の支援者に向けた研修会を開催する。

提出課	福祉課
-----	-----

歳出科目 (P 208～P 209)	4 款 1 項 4 目	環境衛生費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
斎場管理運営費	101,258	113,384	△12,126

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	32,440	需用費	32,210
財産収入	67	役務費	126
諸収入	217	委託料	63,201
一般財源	68,534	使用料及び賃借料	1,229
		負担金補助及び交付金	4,492

【目的】

上越斎場及び頸北斎場を効率的かつ安定的に管理運営し、快適な利用環境を維持するとともに、公衆衛生の保持につなげる。

【実施内容】

(1) 上越斎場 66,899

<主な経費の内容>

区分	現在の _{上越} 斎場 (4月～11月)	新たな _{上越} 斎場 (12月～3月)	合計
光熱水費、燃料費	11,429	7,118	18,547
火葬等業務委託料、火葬炉保守点検委託料等	30,054	15,092	45,146
その他	1,274	1,932	3,206
合計	42,757	24,142	66,899

(2) 頸北斎場 29,867

<主な経費の内容>

- ・光熱水費、燃料費 6,089
- ・火葬等業務委託料、火葬炉保守点検委託料等 18,055
- ・その他（修繕料等） 5,723

(3) 経塚斎場使用料補助金 4,492

斎場使用料の均衡を図るため、経塚斎場を使用する中郷区及び板倉区の住民に補助金を交付する。

歳出科目 (P 208～P 211)	4 款 1 項 4 目	環境衛生費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
斎場整備事業	1,617,290	687,313	929,977

主な財源		主な経費	
市債	1,570,100	需用費	16
一般財源	47,190	委託料	3,547
		使用料及び賃借料	71
		工事請負費	1,612,095
		備品購入費	1,488
		負担金補助及び交付金	66

【目的】

上越斎場施設設備の老朽化と将来の火葬需要の増加に対応するため、新上越斎場を整備する。

【6年度目標】

令和6年12月の新上越斎場供用開始に向け、建設工事、火葬炉整備を完了させるとともに、斎場のオンライン予約の運用を開始する。

【実施内容】

- 令和5年度に引き続き、建設工事、火葬炉整備を進める。その後、現在の上越斎場の除却工事に着手する。

建設工事費 1,440,385

(建築工事、外構工事、現上越斎場アスベスト・ダイオキシン除去工事)

火葬炉整備費 171,710

(火葬炉設備設置)

- 利用者の利便性の向上と内部事務の効率化を図るため、オンラインによる斎場の予約を開始する。

斎場予約・案内表示システム導入委託料 2,200

- その他(備品購入費等) 2,995

<施設の概要>

建築場所：上越市大字居多地内

延床面積：約2,400㎡

構造/規模/高さ：鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)/地上2階建て/約14m

諸室等：火葬炉5基、告別室3室、待合室5室、収骨室2室、告別収骨予備室1室、多目的室1室、霊安室1室(2棺分)、キッズコーナー2か所 ほか

<工事スケジュール>

令和6年度 建築工事、外構工事

※令和6年12月供用開始

現上越斎場アスベスト・ダイオキシン除去工事

令和7年度 現上越斎場解体、跡地整備

歳出科目 (P210～P211)	4款1項4目	環境衛生費
------------------	--------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
霊園管理運営費	802	739	63

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	635	需用費	78
諸収入	9	役務費	13
一般財源	158	委託料	695
		使用料及び賃借料	16

【目的】

柿崎区、大潟区、中郷区及び板倉区における公設霊園の適正な管理を行い、公衆衛生を保持する。

【実施内容】

- (1) 霊園の墓地使用及び墳墓の設置等の許可
- (2) 施設内の草刈り、清掃等の維持管理業務

<施設概要>

区分	柿崎霊園	大潟霊園	中郷霊園	釜塚共同墓地
供用開始日	平成16年7月	平成6年1月	平成2年12月	昭和60年7月
墓地区画数	4㎡：33区画 6㎡：40区画	4㎡：189区画	4㎡：36区画 6㎡：112区画	12㎡：25区画
使用区画数	73区画	186区画	146区画	20区画
永代使用料	4㎡：300,000円 6㎡：450,000円	4㎡：350,000円	4㎡：136,000円 6㎡：204,000円	12㎡：40,000円
管理形態	直営	直営	直営	指定管理
付帯施設	トイレ1棟 給水施設1か所 外灯2基	トイレ(物置)1棟 給水施設2か所 外灯2基	トイレ1棟 東屋1棟 給水施設1か所 外灯2基	なし
事業費	42	310	450	-

※使用区画数は令和6年1月1日現在の区画数

提出課	地域医療推進課
-----	---------

歳出科目 (P210～P211)	4款1項5目	診療所費
------------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
中ノ俣診療所管理運営費	12,673	11,064	1,609

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	2,395	報酬	5,830
県支出金	5,259	職員手当等	433
諸収入	130	共済費	380
一般財源	4,889	需用費	2,148
		委託料	3,260
		使用料及び賃借料	227

【目的】

中ノ俣、上綱子地区における地域医療を確保し、地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図る。

【実施内容】

中ノ俣診療所を開設するとともに、市街地の医療機関への通院を支援する。

(1) 中ノ俣診療所の開設 9,538

- ① 診療日 毎週木曜日（午後1時から午後3時まで）
- ② 診療科目 内科、小児科
- ③ 運営形態 直営
- ④ 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
事業費（千円）	6,595	9,538
診療日数（日）	47	50
延べ患者数（人）	305	275
1日平均（人）	6.5	5.5

(2) 市街地への通院支援車運行 3,135

- ① 対象地区 中ノ俣、上綱子地区
- ② 運行日 毎週火曜日及び金曜日
- ③ 定員 1回につき9人まで
- ④ 運行形態 業務委託

⑤ 事業費及び運行状況（計画）

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
事業費（千円）	1,987	3,135
運行数（回）	71	83
延べ利用者数（人）	208	216
1回平均（人）	2.9	2.6

歳出科目（P210～P213）	4款1項5目	診療所費
-----------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
大島診療所管理運営費	32,085	32,178	△93

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	21,041	報酬	4,357
県支出金	7,866	職員手当等	1,079
諸収入	3,178	共済費	911
		需用費	17,343
		委託料	3,382
		使用料及び賃借料	2,231

【目的】

大島区における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図るとともに、市内の病院との連携により地域医療を確保する。

【実施内容】

- (1) 診療日 月曜日から木曜日まで及び土曜日（水曜日及び土曜日は午前のみ）
- (2) 診療科目 内科、外科、小児科
- (3) 運営形態 直営
- (4) 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和5年度 （見込み）	令和6年度
事業費（千円）	28,047	32,085
診療日数（日）	246	246
延べ患者数（人）	2,859	2,853
1日平均（人）	11.6	11.6

歳出科目（P212～P213）	4款1項5目	診療所費
-----------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
清里歯科診療所管理運営費	18,005	21,326	△3,321

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	17,116	需用費	200
一般財源	744	備品購入費	161
県支出金	120	役務費	7
諸収入	25	委託料	7,367
		負担金補助及び交付金	10,270

【目的】

清里区における歯科医療を確保することにより、地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図る。

【実施内容】

- (1) 診療日 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日（土曜日は午前のみ）
- (2) 診療科目 歯科
- (3) 運営形態 業務委託
- (4) 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和5年度 （見込み）	令和6年度
事業費（千円）	19,914	18,005
診療日数（日）	240	243
延べ患者数（人）	2,725	2,892
1日平均（人）	11.4	11.9

歳出科目（P212～P213）	4款1項5目	診療所費
-----------------	--------	------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
安塚診療所管理運営費	35,843	24,596	11,247

主な財源		主な経費	
使用料及び手数料	23,208	給料	5,944
財産収入	215	職員手当等	2,390
諸収入	5,020	需用費	6,153
市債	7,400	委託料	5,970
		使用料及び賃貸料	2,746
		備品購入費	8,181

【目的】

安塚区における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図るとともに、市内の病院との連携により地域医療を確保する。

【実施内容】

- (1) 診療日 月曜日から土曜日まで（第2・4・5水曜日と土曜日は午前のみ）
- (2) 診療科目 外科・呼吸器科・内科・整形外科
- (3) 運営形態 直営
- (4) 事業費及び診療状況（計画）

区分	令和5年度 （見込み）	令和6年度
事業費（千円）	33,053	35,843
診療日数（日）	261	254
延べ患者数（人）	5,751	5,756
1日平均（人）	22.0	22.7

歳出科目（P212～P215）	4款1項7目	休日・夜間診療所費
-----------------	--------	-----------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
休日・夜間診療所管理運営費	147,287	116,678	30,609

主な財源		主な経費	
分担金及び負担金 1,676	一般財源 43,372	報酬 59,937	使用料及び賃貸料 1,474
使用料及び手数料 102,238		需用費 21,169	負担金補助及び交付金
諸収入 1		委託料 20,642	42,269

病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保するとともに、二次救急病院の救急医療の負荷を軽減し、休日や夜間においても安心して医療を受けることができる体制を確保する。

○休日・夜間診療所運営事業 105,018

【目的】

年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、平日夜間や休日等に診療が必要となった軽症患者に、一次救急医療を提供する。

【実施内容】

(1) 診療科目及び診療時間

区分	内科・小児科		外科
	昼間	夜間	昼間
平日	—	19時30分～22時	—
土曜日	—	16時～21時	—
日曜日・祝日等	9時～21時		9時～16時

(2) 延べ患者数 (単位：人)

区分	令和5年度 (見込み)		令和6年度	
	延べ患者数	1日平均	延べ患者数	1日平均
平日	846	3.5	904	3.7
土曜日	905	18.1	967	19.3
日曜日・祝日等	5,510	75.5	5,885	80.0
合計	7,261	19.8	7,756	21.2

(3) 診療体制

(単位：人)

区 分		医 師		薬剤師	放射線 技師	看護師	事務員 (委託)
		内科・小児科	外科				
平日		1	-	1	-	1	2
土曜日		1	-	1	-	2	2
日曜日・祝 日・8/15	昼間	1	1	1	1	3	3~4
	夜間	1	-	1	-	2	2
GW・年末年 始・インフルエンザ 流行期	昼間	2	1	2	1	4~5	4~5
	夜間	1	-	1	-	2	3

- ・ゴールデンウィーク（5月3日から5月6日まで）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び例年のインフルエンザ流行期（12月中旬から3月下旬の日曜日・祝日）においては、医師、薬剤師、看護師をそれぞれ増員し、2診体制により対応する。
- ・8月15日は9時から21時まで内科・小児科1診、9時から16時まで外科1診で診療を行う。

(4) その他の実施内容

- ・医療機関の適正受診に関する啓発
- ・運営委員会の実施（年2回）

(5) 主な経費の内容

- ・出務者報酬（医師、薬剤師、放射線技師、看護師） 58,312
- ・医薬材料費（医薬品、医薬消耗品） 20,138
- ・委託料（受付会計委託、駐車場除雪委託、医療機器保守点検委託ほか） 20,642

○休日歯科診療センター運営事業負担金 13,374

【目的】

年間を通じて休日歯科診療センターを開設し、市民の休日における歯科医療への不安を軽減する。

【実施内容】

(1) 休日歯科診療センター運営事業負担金の支出

① 令和4年9月から令和5年8月までの間の利用者数に応じて3市が負担

区 分	上越市	妙高市	糸魚川市	合 計
利用者数（人）	294	22	20	336
負担割合（%） （利用割合）	87.50	6.55	5.95	100.00
負担額（千円）	13,374	1,000	910	15,284

② 診療日数及び延べ患者数

区 分	令和5年度（見込み）		令和6年度	
	診療日数（日）	延べ患者数（人）	診療日数（日）	延べ患者数（人）
日曜日・祝日等	74	356	74	370

(2) 負担額の内訳

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
運営費	5,652	5,885
医療機器更新費	1,220	1,270
上越保健センター貸付料及び光熱水費	1,491	1,589
駐車場舗装費	-	4,630
合 計	8,363	13,374

○病院群輪番制運営事業負担金・補助金 28,895

【目的】

年間を通じて平日夜間や休日等における二次救急医療体制を安定的に確保する。

【実施内容】

(1) 輪番制参加病院…県立中央病院、県立柿崎病院、県立妙高病院、新潟労災病院、上越総合病院、けいなん総合病院、上越地域医療センター病院

(2) 病院群輪番制運営事業負担金・補助金の支出

① 補助金交付対象病院(交付額)…新潟労災病院(8,431)、上越総合病院(8,431)、けいなん総合病院(8,431)

② 負担金交付対象病院(交付額)…上越地域医療センター病院(3,601)

(3) 輪番制参加病院の診療時間外における延べ救急患者数

(単位：人)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
自主来院	10,949	11,280
救急搬送	6,522	6,401
合 計	17,471	17,681

提出課	生活援護課
-----	-------

歳出科目 (P 286～P 287)	9 款 1 項 5 目	災害対策費
--------------------	-------------	-------

単位：千円

事業名	本年度	前年度	比較
福祉避難所整備事業	2,623	228	2,395

主な財源		主な経費	
一般財源	2,623	需用費	2,623

【目的】

福祉避難所に必要な災害備蓄品を配備し、災害時において、指定避難所での避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、特に配慮を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるようにする。

【6年度目標】

災害時に迅速かつ的確に対応できるよう開設・運営訓練の実施率を前年度以上とする。

【実施内容】

(1) 要配慮者用災害備蓄品の配備

福祉避難所施設に備蓄する災害備蓄品のうち、消費期限の到来するものの入れ替えを行う。

・対象備蓄品・・・ごはん、おかゆ、カレー、スープ

(2) 開設・運営訓練の実施

福祉避難所施設と連携し、開設・運営訓練を実施する。

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 7 号
提 出 課	国保年金課

令和 6 年度上越市国民健康保険特別会計予算の概要

1 事業の目的

被用者保険等に参加していない 75 歳未満の市民を対象とする国民健康保険事業を的確に運営し、加入者に対して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査等を実施し、加入者の健康維持・増進を図る。

2 事業の概要

(1) 国民健康保険税

- ・国民健康保険税は、国民健康保険事業に要する費用に充てるため、保険者は国民健康保険税を世帯主から徴収することとされている。また、公費を除く国保事業の財源は、原則として国民健康保険税で賄うこととされている。
- ・令和 6 年度の税率は、保険給付費の推移や収納率などを基に算定した結果、現行の保険税率で不足する保険給付費などについて財政調整基金を活用することで対応し、現行税率を「据置き」とする。
- ・団塊の世代の後期高齢者への移行等を踏まえ、被保険者数を 29,769 人と推計し、国民健康保険税の予算額を 26 億 825 万円、対前年度比 1 億 7,181 万円の減と見込んだ。

(2) 保険給付

- ・保険給付費は、1 人当たり給付費の増加を踏まえ、対前年度比 0.2%増の 118 億 5,051 万円とした。
- ・保険給付については、法に基づき給付が必要な被保険者に対して保険給付を行うとともに、レセプトの点検や交通事故等の第三者行為による求償等を適切に行うことで、保険給付の適正化に努める。

(3) 保健事業

- ・保健事業は、令和 6 年度を初年度とする第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第 4 期特定健康診査等実施計画に基づく事業を実施し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図ることで国民健康保険財政の健全化を目指す。
- ・新型コロナウイルス感染への不安による受診控えの影響により低下した特定健康診査の受診率をコロナ禍前の水準に回復させるため、前年度の特定健康診査受診者には市があらかじめ健診日時・会場を指定し案内するほか、過去 3 年間に人間ドックの受診歴がある人への受診勧奨や自発的に望ましい行動を選択するよう促すナッジ理論を活用した健診未受診者への受診勧奨案内の送付など受診率向上に向けた取組を行う。
- ・引き続き感染症の感染予防を図りながら特定健康診査を実施し、予防可能な糖尿病や高血圧などの生活習慣病の発症と重症化の予防を目指す。

3 令和6年度当初予算

(1) 予算額内訳

○ 歳入

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
1 国民健康保険税	2,780,069	2,608,254	△171,815
現年分	2,676,899	2,516,414	△160,485
滞納繰越分	103,170	91,840	△11,330
2 使用料及び手数料	1,553	1,367	△186
3 国庫支出金	1	1	0
4 県支出金	12,146,273	12,119,290	△26,983
普通交付金	11,810,434	11,835,674	25,240
特別交付金	335,838	283,615	△52,223
保険者努力支援分	119,628	108,700	△10,928
特別調整交付金分	112,758	63,519	△49,239
県繰入金分	54,656	54,656	0
特定健診等負担金分	48,796	56,740	7,944
財政安定化基金交付金	1	1	0
5 財産収入	18	17	△1
6 繰入金	1,224,158	1,358,314	134,156
一般会計繰入金	1,175,035	1,146,863	△28,172
基金繰入金	49,123	211,451	162,328
7 繰越金	56,260	66,754	10,494
8 諸収入	52,449	52,852	403
9 市債	1	1	0
合 計	16,260,782	16,206,850	△53,932

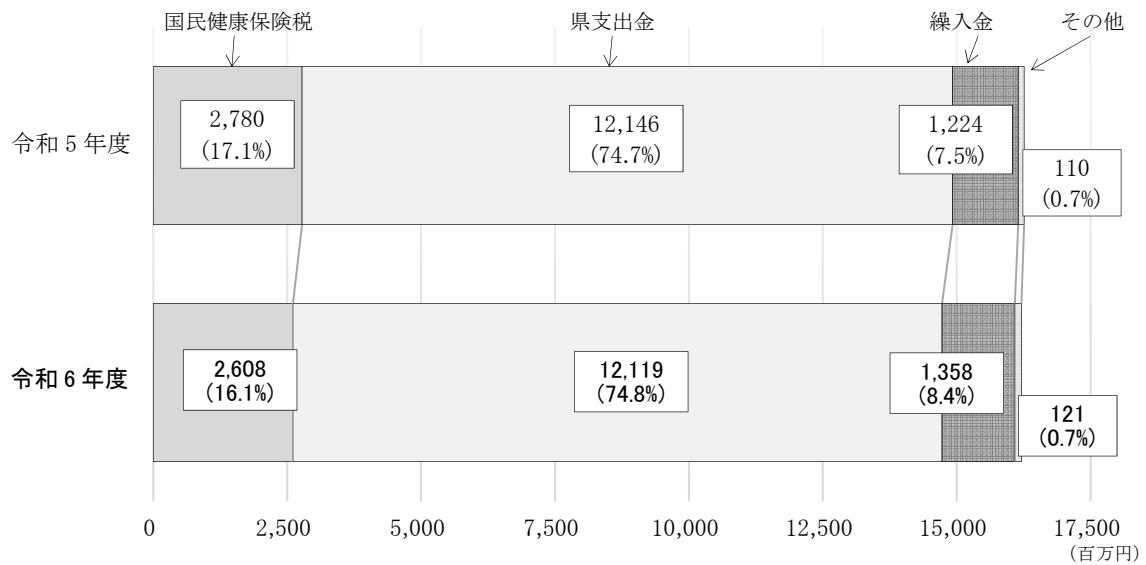
○ 歳出

(単位：千円)

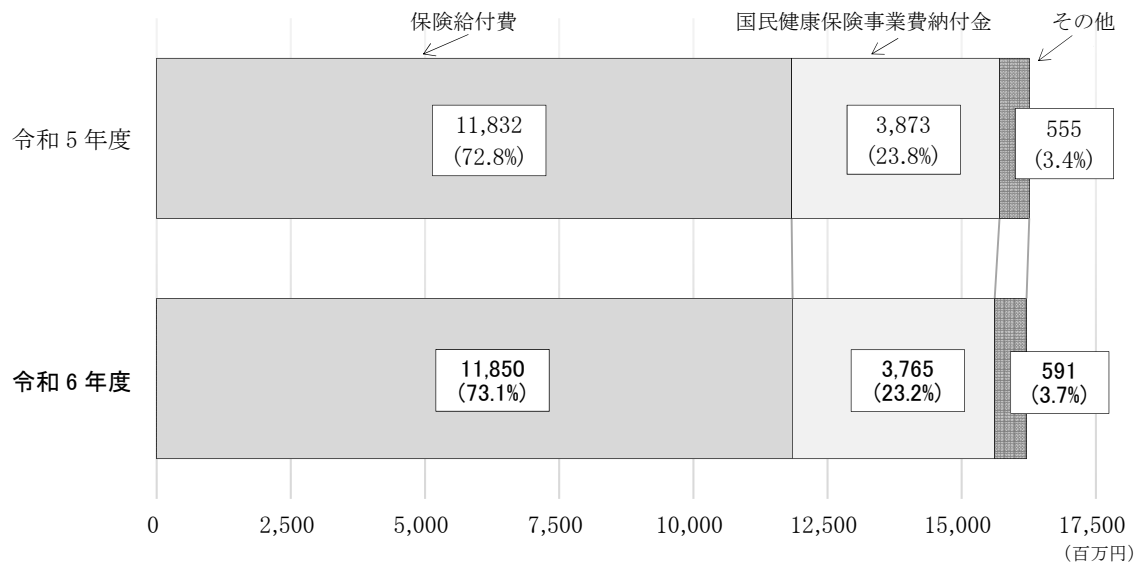
区 分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
1 総務費	174,345	213,601	39,256
2 保険給付費	11,831,785	11,850,513	18,728
療養諸費	11,766,018	11,768,212	2,194
一般分	11,766,013	11,768,212	2,199
退職分	5	0	△5
その他	65,767	82,301	16,534
3 国民健康保険事業費納付金	3,873,581	3,764,724	△108,857
4 財政安定化基金拠出金	1	1	0
5 保健事業費	213,073	198,285	△14,788
6 基金積立金	28,150	33,394	5,244
7 公債費	1	1	0
8 諸支出金	109,846	116,331	6,485
9 予備費	30,000	30,000	0
合 計	16,260,782	16,206,850	△53,932

(2) 予算額構成比

○歳入（令和6年度総額 16,206,850千円）



○歳出（令和6年度総額 16,206,850千円）



(3) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

内 訳		令和5年度 (見込み)	令和6年度
法定内繰入	保険基盤安定繰入金	787,005	764,530
	未就学児均等割保険料繰入金	3,861	3,517
	職員給与費等繰入金	172,475	210,990
	出産育児一時金等繰入金	17,000	16,334
	財政安定化支援事業繰入金	150,068	150,068
	産前産後保険料繰入金	357	1,424
合 計		1,130,766	1,146,863

(4) 国民健康保険特別会計財政調整基金の状況 (単位：千円)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
基金繰入金 (取崩し)	113,231	211,451
基金積立金 (積立て)	5,184	33,394
年度末基金残高	807,141	629,084

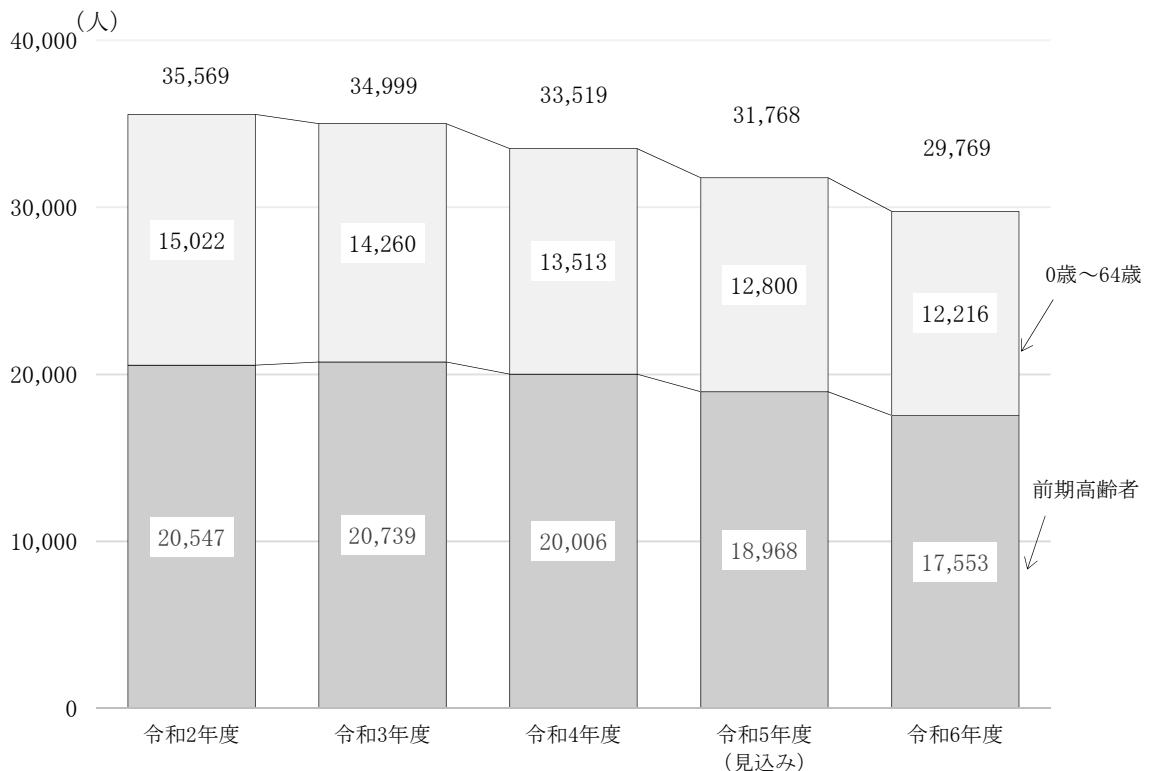
※ 「年度末基金残高」は前年度の「年度末基金残高」から「基金繰入金 (取崩し)」を減じ、「基金積立金 (積立て)」を加えた額

4 加入者(被保険者)等の推移 (単位：世帯、人、%)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度
加入世帯数	23,312	23,144	22,550	21,664	20,947
被保険者総数	35,569	34,999	33,519	31,768	29,769
前期高齢者 (65歳～74歳)	20,547	20,739	20,006	18,968	17,553
国保加入率	18.8	18.7	18.1	17.3	16.4

※ 加入世帯数、被保険者数は3月末から翌年2月末までの年間平均

※ 国保加入率は、被保険者総数を12月31日現在の住民基本台帳人口で除した。



5 令和6年度に予定する国民健康保険制度の改正内容

(1) 課税限度額の見直し

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる（医療給付費分・介護納付金分課税は変更なし）。

区 分	令和5年度	令和6年度	影響世帯	影響見込額
医療給付費分	65万円	65万円	—	—
後期高齢者支援金等分	22万円	24万円	185世帯	333万円
介護納付金分	17万円	17万円	—	—
合 計	104万円	106万円	185世帯	333万円

※ 令和5年12月末時点での試算

(2) 保険税の軽減判定所得基準額の見直し

国民健康保険税の均等割額及び平等割額の法定軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得基準額を見直す。

＜保険税の軽減判定所得基準額＞

軽減割合	現行の要件	改正後の要件
7割	基礎控除（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	変更なし
5割	43万円 + (29万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円 + (29.5万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円 + (53.5万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円 + (54.5万円×被保険者数) +10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※ 給与所得者等とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与収入額（専従者給与を除く）が55万円を超える者、又は公的年金等の収入額が65歳未満で60万円を、65歳以上で125万円を超える者をいう。

※ 波線部は、給与所得者等の数が2以上の場合に計算する。

＜影響世帯数・影響見込額＞

軽減割合	影響世帯	影響見込額
2割軽減→5割軽減へ	81世帯	185万円
軽減なし→2割軽減へ	88世帯	142万円
合 計	169世帯	327万円

※ 令和5年12月末時点での試算

※ (1)及び(2)については、地方税法等の一部を改正する法律案が国会で成立し、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布された後、速やかに国民健康保険税条例を改正する予定である。

(3) 被保険者証の廃止に伴う対応

令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止され、同日以降の新規加入者に対して、資格取得時にマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナ保険証を保有していない被保険者に対しては、本人の申請によらず「資格確認書」を交付することとし、マイナ保険証を保有している被保険者に対しては、「資格情報のお知らせ」を交付する。

6 国民健康保険税

(1) 保険税率

(単位：％、円)

区 分	保険税率・額			1人当たり 調定額
	所得割率	均等割額	平等割額	
医療給付費分	7.50	19,400	26,000	62,175
後期高齢者支援金等分	2.43	10,700	—	19,542
介護納付金分	2.33	13,800	—	23,269
合 計	—	—	—	104,986

※ 1人当たり調定額は令和5年度国民健康保険税賦課状況調査の報告額

(2) 収納対策

① 収納体制

- ・納入促進員を配置し、きめ細かな臨戸訪問を実施する。
- ・新潟県地方税徴収機構との連携による収納を実施する。
- ・予定収納率96.1％（現年度分）

② 納税相談の実施と柔軟な対応

- ・年度始め、年末及び年度末の休日に納付受付を行う。
- ・収納課が行う一斉催告後、国保年金課において電話催告を行う。
- ・短期証及び資格証明書発行者を含む滞納者に対しては、家庭状況や就労状況等の事情を聴き取り、納税計画の作成や分割納付の相談に応じるなど、個別に柔軟な対応を行う。
- ・口座振替を推進するとともに、従来の窓口納付、コンビニエンスストア決済、スマートフォンアプリ決済のほか、令和5年度に導入した二次元コードを用いた決済やクレジットカード決済等共通納税システムを介した納付方法により、納税者の利便性の向上を図り、収納率の向上を目指す。

7 保険給付

(1) 保険給付費と1人当たり保険給付費

① 保険給付費

(単位：千円)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
総 額	12,023,955	11,768,212
前期高齢者(65歳～74歳)	7,835,355	6,969,021

※ 審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。

② 1人当たり保険給付費

(単位：円)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
総 額	378,493	395,318
前期高齢者	413,083	—

※ 審査費、出産育児一時金、葬祭費及び傷病手当金を含まない。

(2) 出産育児一時金【1件当たり50万円（産科医療補償制度活用時）】

(単位：件、千円)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
給付件数	51	49
給付総額	25,500	24,500

※ 給付総額には、出産育児一時金審査委託料を含まない。

(3) 葬祭費（1件当たり5万円）

(単位：件、千円)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
給付件数	305	310
給付総額	15,250	15,500

(4) 医療費通知 2,301

被保険者に対し、健康の大切さや自身の健康管理への意識の向上を図るとともに、医療費の実態を理解していただくため、医療費通知を送付する。

区 分	内 容
発行回数	年1回（1月）
通知内容	受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称、入院・通院・歯科・薬局の別、日数、医療費の総額、国民健康保険の負担額、公費等の負担額、患者負担額
発送数	22,724件（見込み）

※ 令和5年度見込み：22,724件

(5) ジェネリック医薬品の利用促進 598

① ジェネリック医薬品差額通知 404

ジェネリック医薬品に対する理解の向上及び利用促進を目的に、ジェネリック医薬品のある先発医薬品が処方されている被保険者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の削減効果額を試算したお知らせを送付する。

区 分	内 容
発行回数	年2回（7月、3月）
通知内容	医薬品名、自己負担額、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に削減される自己負担額
抽出条件	・先発医薬品に対応するジェネリック医薬品があること ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合、差額の合計が100円以上で投与期間が14日以上であること等（腫瘍用薬・精神神経用剤を除く）
発送数	4,622件（見込み）

※ 令和5年度見込み：4,622件

② ジェネリック医薬品希望シールの配付 194

お薬手帳や被保険者証にシールを貼付することで、被保険者がジェネリック医薬品を希望していることを医療機関や薬局等に意思表示ができるよう、被保険者証の年次更新時に被保険者証の送付にあわせて配付する。

区 分	内 容
配付回数	年 1 回 (7 月)
シールの内容	・ジェネリック医薬品を希望することが記載されたシール ・1枚のシールにお薬手帳用シール4枚、被保険者証用シール8枚
配付数	22,000枚(見込み)

※ 令和5年度見込み：23,000枚

8 保健事業

(1) 特定健康診査 144,834

被保険者の健康の維持増進と予防可能な糖尿病、高血圧、脂質代謝異常症、肥満等の生活習慣病有病者・予備群の減少に向け、特定健康診査を実施する。

対象者	22,659人(40歳以上の被保険者のうち施設入所者等を除く)
目標受診率	51.4%(法定報告値)
自己負担金	1,500円(40歳、50歳、60歳及び70歳以上は無料)
検査項目	腹囲測定、心電図検査、眼底検査、問診、理学的検査、身長・体重・BMI測定、血圧測定、尿検査、脂質検査、肝機能検査、貧血検査、※腎機能検査、※血糖検査、※血清尿酸検査 (※は、市独自でクレアチニン検査、尿素窒素、HbA1c検査及び血清尿酸検査を実施)

- ・目標受診率については、令和6年度を初年度とする第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)で設定した数値で、年度途中の国保脱退、加入者を除く法定報告値(毎年12月頃に前年度の数値が確定する)

(単位：%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画目標値	43.6	46.3	48.5	51.4
法定報告値	44.7	49.4	49.4(見込み)	—

① 受診率向上に向けた取組

- ・令和5年度に特定健康診査を受診した被保険者に対して、市があらかじめ健診日時・会場を指定し、通知する。
- ・国保の加入手続きが増加する4月の繁忙期を中心に、窓口で健診予約システムを活用した受診勧奨を実施する。
- ・自発的に望ましい行動を選択するよう促すナッジ理論を活用し健診未受診者に受診勧奨案内を送付するとともに、保健師や栄養士から未受診者への個別連絡や健康講座等による受診勧奨を実施する。
- ・特定健康診査は医療機関で治療中の人にも対象になるため、各医療機関に対して診療情報の提供を依頼するとともに、受診率向上に向けた協力を要請する。
- ・JAや商工会が斡旋する健診の受診者に対して、市へ健診結果(データ)の提供を働きかけるとともに、保健指導の実施により重症化の予防を図る。
- ・年代ごとのライフサイクルにあわせて、土曜日健診、がん検診との同日実施や健診回数の増、保育ルームの設置により受診機会の確保と受診しやすい環境を整備する。

(2) 特定保健指導 10,452

全ての特定健康診査受診者を対象に健診結果説明会を実施する。その後、特定保健指導（国の基準により、「動機づけ支援」「積極的支援」に区分）の該当者を抽出し、対象者が自らの健康課題を認識し、主体的に生活習慣の見直しに取り組み、継続して自己管理を行うことで生活習慣病の予防や健康的な生活を維持できるよう、保健指導を実施する。

- ・対象者数 989人
- ・目標実施率 70.0%（法定報告値）

（単位：％）

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画目標値	62.0	63.0	63.0	70.0
法定報告値	63.3	69.6	69.6(見込み)	—

- ・目標実施率については、令和6年3月策定予定の第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）で設定した数値で、年度途中の国保脱退、加入者を除く法定報告値（毎年12月頃に前年度の数値が確定する）

(3) 生活習慣病予防対策 33,907

被保険者の健康増進及び疾病予防の実践を推進し、生活の質（QOL）の向上を目指すため、糖尿病や高血圧等の生活習慣病予備群の対象者等に対し、改善すべき課題と改善に向けた支援を実施する。

① 糖尿病・高血圧・心房細動等の重症化予防の取組

生活習慣病の重症化による心疾患、脳血管疾患等を予防するため、生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人のレセプトと健診受診状況を突合し、健診の受診勧奨や医療中断・服薬確認を確実に実施し、重症化を予防する。

② 健診受診者に対する保健指導

全ての特定健康診査受診者を対象に健診結果説明会や訪問等で保健指導を実施し、健診結果データから自己管理と生活改善を促すことで重症化を予防する。

また、健診結果から生活習慣病の重症化が懸念される危険因子を有する人を対象に個別保健指導（重症化予防訪問）を実施し、適切な治療と生活改善に結び付けることにより重症化予防を推進する。

③ 生活習慣病予防講座

- ・糖負荷試験検査（3回）

糖尿病等の生活習慣病の予備群の人を対象に糖負荷検査を行い、その結果に基づく保健指導を行い、自ら健康管理ができるように支援する（自己負担金：2,200円）。

④ 健康づくりポイント事業

市民が自ら行う健康づくりの取組を進めるため、各種健康診査の受診や健診結果説明会、健康に関する講座等への参加にポイントを付与し、市温浴施設の入浴券又は地産地消推進店の利用券を贈呈するほか、抽選でメイド・イン上越認証品を贈呈する。

(4) 人間ドック健診費用助成 9,092

被保険者の健康増進を図ることを目的に、35歳以上の人を対象に受診費用の一部を助成する（助成額：10,000円）。

受診率の向上に向け、令和3年度から令和5年度までの間に受診歴がある人へ受診勧奨を行う。

区 分	内 容
助成対象者	35歳から74歳までの国民健康保険被保険者
受診期間	4月から翌年3月まで
受診場所	市が指定した健診実施機関 9か所（市内5か所、市外4か所） その他健診実施機関

（単位：件、千円）

区 分	令和5年度 （見込み）	令和6年度
助成件数	1,834	1,905
助成総額	8,761	8,519

9 その他

(1) 市町村事務処理標準システムの導入 34,298

地方公共団体は、法令で基幹系業務システムを国の標準仕様書に適合するシステムに移行すること（標準準拠化）が義務付けられており、当市では令和7年度末までに標準準拠化することとしている。

国民健康保険システムにおいては、国が開発した市町村事務処理標準システムを令和6年度に導入し、当該システムをバージョンアップすることにより、令和7年度末までに標準準拠化することとする。

(2) 債務負担行為の設定

システムの標準準拠化は、令和6年度から7年度までの2か年度にわたる事業であるため、債務負担行為として43,450千円の限度額を設定する。

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第8号
提出課	地域医療推進課

令和6年度上越市診療所特別会計予算の概要

1 事業の目的

中山間地やへき地における地域住民の健康保持・増進及び医療不安の軽減を図るため、国民健康保険診療所を安定的に運営するとともに、市内の病院との連携により地域医療を確保する。

2 実施内容

(1) 診療状況及び患者数

診療所名	運営形態	診療日	区 分	5年度 (見込み)	6年度
牧診療所 (医科)	直営	火・水・金曜日 (火・水曜日は 午後のみ)	診療日(日)	137	151
			延べ患者数(人)	1,247	1,202
			1日平均(人)	9.1	8.0
牧診療所 (歯科)		月～金曜日	診療日(日)	240	243
			延べ患者数(人)	2,593	2,614
			1日平均(人)	10.8	10.8
くろかわ 診療所	業務委託	月～金曜日	診療日(日)	220	243
			延べ患者数(人)	4,851	5,709
			1日平均(人)	22.1	23.5
吉川診療所	直営	月～金曜日 (木曜日は午後のみ)	診療日(日)	233	243
			延べ患者数(人)	8,863	8,901
			1日平均(人)	38.0	36.6
清里診療所	直営	月～土曜日 (第2・4木・土曜日は 午前のみ)	診療日(日)	254	266
			延べ患者数(人)	6,864	6,966
			1日平均(人)	27.0	26.2
合 計			延べ患者数(人)	24,418	25,392

(2) 予算額

歳入

(単位:千円)

区 分	5年度 ①	6年度 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 診療収入	236,168	228,460	△7,708	
(1) 外来収入	236,161	228,453	△7,708	外来診療報酬 195,367 一部負担金 33,086
(2) 入院収入	7	7	0	入院診療報酬、一部負担金等
2 使用料及び手数料	1,729	1,689	△40	
(1) 使用料	14	14	0	施設使用料
(2) 手数料	1,715	1,675	△40	診断書料
3 県支出金	1,003	485	△518	医師確保促進支援事業補助金412 オンライン診療モデル事業補助金73
4 財産収入	61	41	△20	
(1) 財産運用収入	1	1	0	診療所財政調整基金利子
(2) 財産貸付収入	60	40	△20	自動販売機設置に係る貸付収入
5 繰入金	178,143	161,559	△16,584	
(1) 一般会計繰入金	146,555	128,286	△18,269	一般会計繰入金
(2) 事業勘定繰入金	31,588	33,273	1,685	運営費交付金 32,448 医療施設交付金 825
6 諸収入	15,564	16,451	887	保健事業受託収入 12,950 特養施設協力料 2,390 原子力立地交付金等 1,111
歳入合計	432,668	408,685	△23,983	

歳出

(単位:千円)

区 分	5年度 ①	6年度 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 総務費	324,951	316,564	△8,387	
(1) 施設管理費	324,203	316,043	△8,160	職員人件費 151,292 一般管理費 164,399 団体負担金 352
(2) 研究研修費	748	521	△227	研修旅費、医学書籍購入費等
2 医業費	92,466	76,876	△15,590	医薬品衛生材料費 54,545 医療用機械器具費 14,976 医療用消耗機材費 7,355
3 公債費	14,250	14,244	△6	地方債元利償還金 牧 2,390、くろかわ 11,854
4 諸支出金	1	1	0	過年度過納返還金
5 予備費	1,000	1,000	0	予備費
歳出合計	432,668	408,685	△23,983	

(3) 診療所別収支

(単位：千円)

区 分	牧		くろかわ	吉川	清里	
	医科	歯科				
運営形態	直営	直営	業務委託	直営	直営	
延べ患者数見込み (人)	1,202	2,614	5,709	8,901	6,966	
歳 入 ①	診療収入、使用料 及び手数料	17,762	21,430	57,543	67,069	66,345
	県支出金	412	-	-	-	73
	財産収入	10	10	-	20	-
	事業勘定繰入金	7,371	7,370	11,055	825	6,652
	諸収入	1,501	956	3,517	5,002	5,475
	合 計	27,056	29,766	72,115	72,916	78,545
歳 出 ②	人件費	36,428	27,613	-	52,152	50,040
	旅費	107	27	-	265	193
	需用費	6,475	6,463	1,426	38,213	13,757
	役務費	1,155	238	215	749	1,092
	委託料	5,372	6,246	39,982	13,957	12,180
	使用料及び賃借料	1,427	829	-	1,071	4,372
	備品購入費	-	30	-	2,628	142
	負担金等	2,254	176	56,369	60	96
	公債費	2,390	-	11,854	-	-
	合 計	55,608	41,622	109,846	109,095	81,872
収支 (①-②)	△28,552	△11,856	△37,731	△36,179	△3,327	

※上記は診療所別に区分できない経費（繰入金、予備費等）を除いた額

所管委員会	厚生常任委員会
関係案件	議案第9号
提出課	高齢者支援課

令和6年度上越市介護保険特別会計予算の概要

1 事業の目的

第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画に基づき、要介護状態になることを予防するための事業を実施し、高齢者の健康維持・増進を図るとともに、要介護状態にある人には、有する能力に応じて自立した日常生活が営めるよう介護保険サービスの給付を行う。

2 令和6年度の主な事業内容

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を続けることができるよう、高齢期の特性を踏まえた健康づくりと介護予防・フレイル予防を推進するとともに、複合的な課題に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図る。また、地域で高齢者を支え合う環境づくりに取り組むほか、介護予防・重度化防止に向けた取組を継続し、健康寿命の延伸につなげる。さらには、高齢者の出番を創出し、生きがいを持って暮らせるまちづくりを推進する。

これらの事業の実施により、次の第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画に掲げる3つの基本目標の達成を目指す。

<基本目標>

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境づくりの推進
- 利用者の自立を支え、介護する家族等を支援する介護保険サービスの充実
- 一人ひとりの出番を創出し、生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりの推進

【具体的取組（主なもの）】

(1) 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進

- ・ 健診・医療・介護データを一体的に分析し活用することで、介護予防・重度化防止の推進につなげる。

[充]・「通いの場」への医療専門職派遣などを通じてフレイル予備群を把握し、保健指導や健康相談等の支援に取り組むほか、地域包括支援センターと連携して医療や介護予防事業等につなぐ取組を進める。

(2) 地域支え合い事業の推進

- ・ 生活支援コーディネーター研修会を継続し、生活支援コーディネーターの育成と介護予防効果の高い事業の実施につなげる。
- ・ 事業受託団体や町内会等による協議体会議において、定期的に情報共有等を行い、参加者数を増やす方法を検討するとともに、人材やサービス等の地域ニーズを把握し、地域で支え合う体制づくりを進める。

- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- [充]・地域包括支援センターに機能強化担当職員を新たに配置し、介護予防や自立支援の取組を強化するほか、「春日・有田区」エリアを分割し、「春日区」エリアにセンターを新設する。
- (4) 認知症施策の推進
- ・認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう「共生」と「予防」を両輪として施策を進める。
- [充]・認知症の人や家族の困りごとを支援につなぐ仕組みであるチームオレンジを整備するための取組を強化する。
- (5) 介護保険サービスの基盤整備
- [新]・第9期介護保険事業計画・第10期高齢者福祉計画に基づき、小規模多機能型居宅介護（1施設）を訪問看護の機能を有する看護小規模多機能型居宅介護に転換する。
- [充]・住民主体によるサービスである有償ボランティアによる家事支援等（訪問型サービスB）を、地域の実情や利用者ニーズに合わせて見直し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を強化する。
- (6) 介護人材の確保及び業務効率化の推進
- [充]・先進事例発表会など、介護の魅力発信の更なる充実に取り組むとともに、外国人人材の積極的な活用を行う事業者への支援に向け、地域の実情に応じた具体的な支援策について検討を行う。
- [充]・介護認定調査用のタブレット端末を追加導入し、認定審査の更なる迅速化を図る。

I 介護保険特別会計総括表

(歳入)

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
保険料	4,875,797	4,969,184	93,387
現年度分特別徴収保険料	4,505,738	4,572,721	66,983
現年度分普通徴収保険料	361,521	388,744	27,223
滞納繰越分普通徴収保険料	8,538	7,719	△819
使用料及び手数料	1,294	690	△604
国庫支出金	5,875,031	5,690,681	△184,350
介護給付費負担金	4,075,993	4,021,967	△54,026
国庫補助金	1,799,038	1,668,714	△130,324
調整交付金	1,442,584	1,294,042	△148,542
地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	137,921	143,716	5,795
地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	150,123	173,175	23,052
保険者機能強化推進交付金	29,138	18,818	△10,320
介護保険保険者努力支援交付金	39,272	38,963	△309
支払基金交付金	6,305,051	6,240,794	△64,257
介護給付費交付金	6,118,858	6,046,778	△72,080
地域支援事業支援交付金	186,193	194,016	7,823
県支出金	3,450,560	3,432,971	△17,589
介護給付費負担金	3,289,299	3,256,562	△32,737
県補助金	161,261	176,409	15,148
地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)	86,200	89,822	3,622
地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)	75,061	86,587	11,526
財産収入	15	18	3
繰入金	3,724,335	3,778,296	53,961
一般会計繰入金	3,627,977	3,602,527	△25,450
介護給付費繰入金	2,832,805	2,799,434	△33,371
地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)	86,200	89,822	3,622
地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)	75,061	86,587	11,526
低所得者保険料軽減繰入金	229,537	162,943	△66,594
その他一般会計繰入金	404,374	463,741	59,367
介護保険財政調整基金繰入金	96,358	175,769	79,411
繰越金	1	1	0
諸収入	393	409	16
延滞金、加算金及び過料	271	286	15
第1号被保険者延滞金	270	285	15
第1号被保険者加算金	1	1	0
雑入	122	123	1
第1号被保険者保険料返還金	1	0	△1
広告料	90	92	2
シルバーハウジング入居者負担金	31	31	0
合 計	24,232,477	24,113,044	△119,433

(歳出)

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
総務費	405,759	464,523	58,764
一般管理費	150,506	201,213	50,707
一般管理費職員人件費	123,246	116,561	△6,685
一般経費	27,260	84,652	57,392
賦課徴収費	23,229	27,545	4,316
介護認定審査会費	231,264	233,240	1,976
介護認定審査会費	70,917	71,543	626
認定調査費等	160,347	161,697	1,350
趣旨普及費	180	2,241	2,061
運営協議会費	580	284	△296
保険給付費	22,663,360	22,396,472	△266,888
介護サービス等諸費	20,928,636	20,670,623	△258,013
居宅介護サービス給付費	7,502,265	7,378,314	△123,951
特例居宅介護サービス給付費	197,732	196,957	△775
地域密着型介護サービス給付費	4,366,392	4,219,669	△146,723
特例地域密着型介護サービス給付費	1	1	0
施設介護サービス給付費	7,795,081	7,824,862	29,781
特例施設介護サービス給付費	1	1	0
居宅介護福祉用具購入費	22,729	20,963	△1,766
居宅介護住宅改修費	44,366	37,272	△7,094
居宅介護サービス計画給付費	1,000,068	992,583	△7,485
特例居宅介護サービス計画給付費	1	1	0
介護予防サービス等諸費	513,336	547,139	33,803
介護予防サービス給付費	298,206	327,736	29,530
特例介護予防サービス給付費	5,133	5,668	535
地域密着型介護予防サービス給付費	70,290	75,975	5,685
特例地域密着型介護予防サービス給付費	1	1	0
介護予防福祉用具購入費	9,064	7,999	△1,065
介護予防住宅改修費	34,161	28,430	△5,731
介護予防サービス計画給付費	96,480	101,329	4,849
特例介護予防サービス計画給付費	1	1	0
審査費	17,450	16,837	△613
高額介護サービス等費	462,733	456,525	△6,208
高額医療合算介護サービス等費	68,942	62,830	△6,112
市町村特別給付費	920	996	76
特定入所者介護サービス等費	671,343	641,522	△29,821

(単位：千円)

区 分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
地域支援事業費	1,079,568	1,168,417	88,849
介護予防・生活支援サービス事業費	648,338	675,546	27,208
介護予防・生活支援サービス事業	602,079	630,672	28,593
介護予防ケアマネジメント事業	46,259	44,874	△1,385
一般介護予防事業費	39,191	40,930	1,739
包括的支援事業・任意事業費	389,963	449,837	59,874
包括的支援事業費	336,544	392,307	55,763
地域包括支援センター運営事業	267,504	320,132	52,628
在宅医療・介護連携推進事業	1,131	1,230	99
生活支援体制整備事業	63,963	66,626	2,663
認知症総合支援事業	3,616	3,918	302
地域ケア会議推進事業	330	401	71
任意事業費	53,419	57,530	4,111
認知症サポーター等養成事業	295	3,347	3,052
シルバーハウジング生活援助員派遣事業	3,629	3,760	131
成年後見制度利用助成事業	9,806	10,069	263
在宅介護手当給付事業	1,803	1,632	△171
介護相談員派遣事業	2,933	2,759	△174
認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業	23,384	23,573	189
保険給付費等適正化事業	8,688	9,321	633
住宅改修等適正化事業	2,881	3,069	188
審査費	2,076	2,104	28
基金積立金	15	18	3
諸支出金	43,775	43,614	△161
予備費	40,000	40,000	0
合 計	24,232,477	24,113,044	△119,433

II 介護保険の財政構造

1 「保険給付費」の財政構造

「保険給付費」・・・要介護・要支援認定を受けた人が利用する介護保険サービスに対し、
給付される費用（居宅介護サービス給付費・地域密着型介護サービス
給付費・施設介護サービス給付費・高額介護サービス費など）

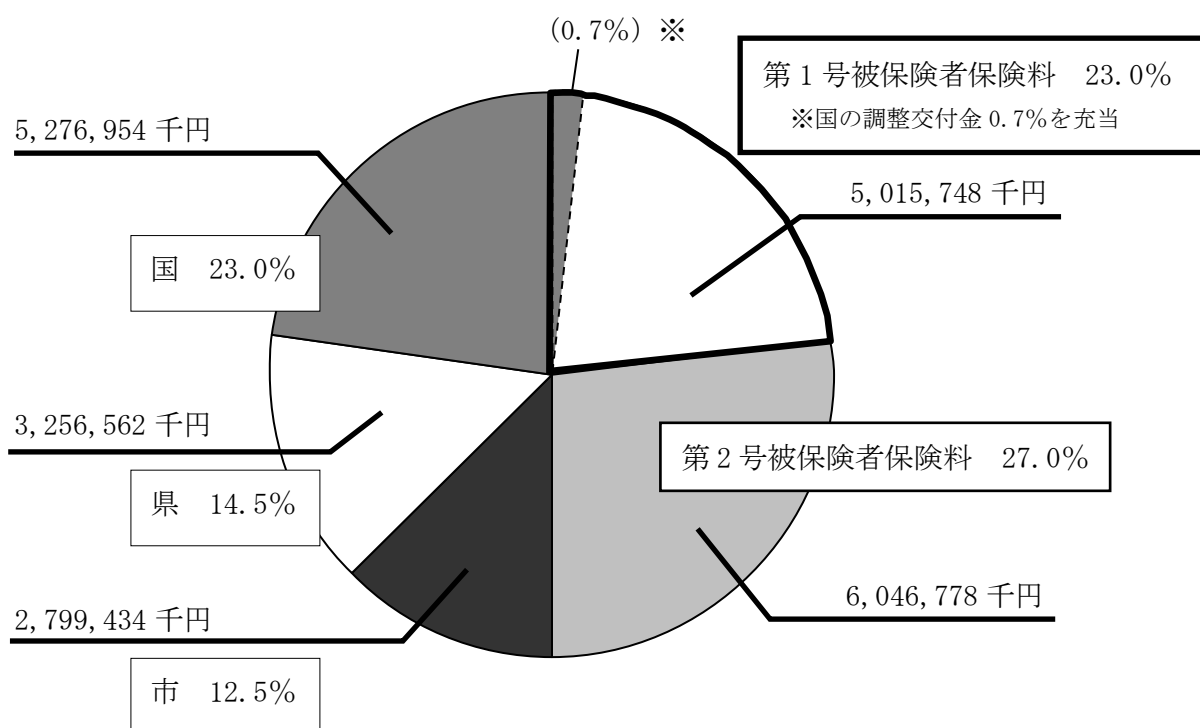
・保険給付費の財源は、国、県、市が50%を支出し、残り50%を65歳以上の第1号被
保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料によって賄う仕組みになっ
ている。

- ・第1号被保険者の負担率 23.0%
- ・第2号被保険者の負担率 27.0%

・なお、国負担のうち調整交付金は、市町村間の介護保険財政を調整するものであり、
後期高齢者の割合が高い当市の場合、0.7%上乘せされると見込んだ。

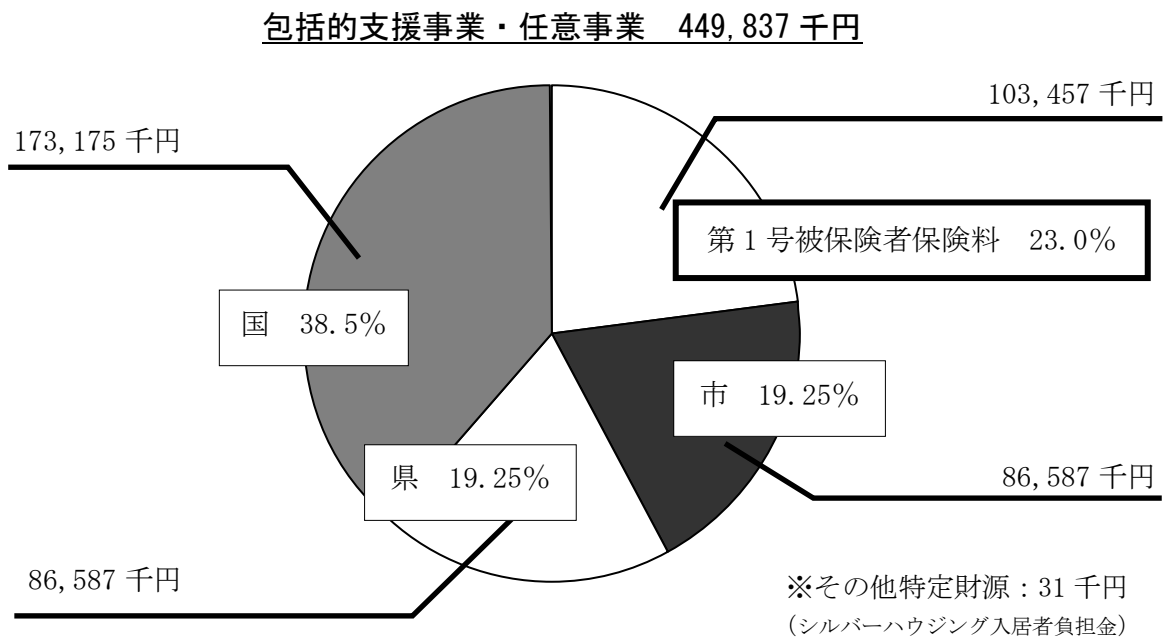
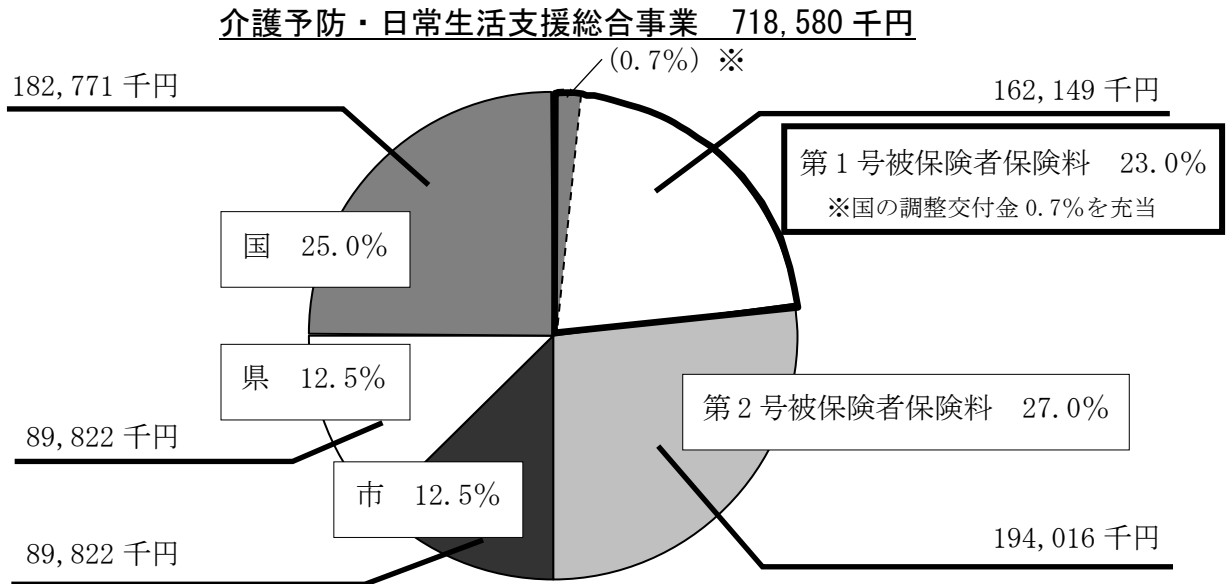
保険給付費 22,395,476 千円

(市町村特別給付費 996 千円を除く)



2 「地域支援事業費」の財政構造

「地域支援事業費」・・・要支援認定を受けた人及びチェックリスト該当者に対して訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業や、要支援・要介護状態になることを防ぐために実施する介護予防・日常生活支援総合事業のほか、地域包括支援センター運営事業などの包括的支援事業・任意事業に要する費用



3 「市町村特別給付費」の財政構造

「市町村特別給付費」・・・市町村の条例に定めることにより、要介護・要支援認定を受けた人に対して介護保険法で定められた保険給付以外に独自で支給できる給付費

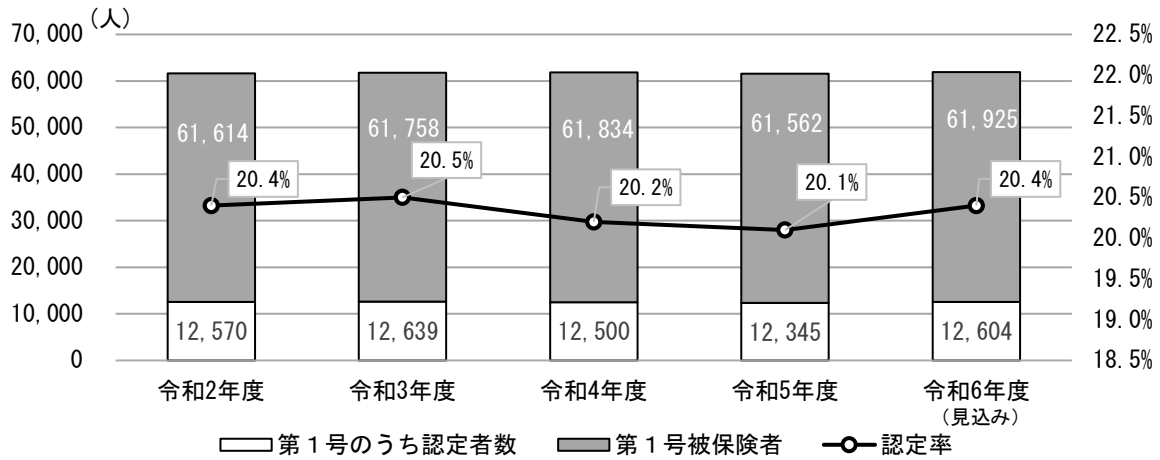
- ・市町村特別給付には公費負担はなく、第1号被保険者の負担割合が100%となる。

市町村特別給付費 996 千円

Ⅲ 介護保険の現状

1 認定者数等の推移

第1号被保険者 要介護認定者数の推移

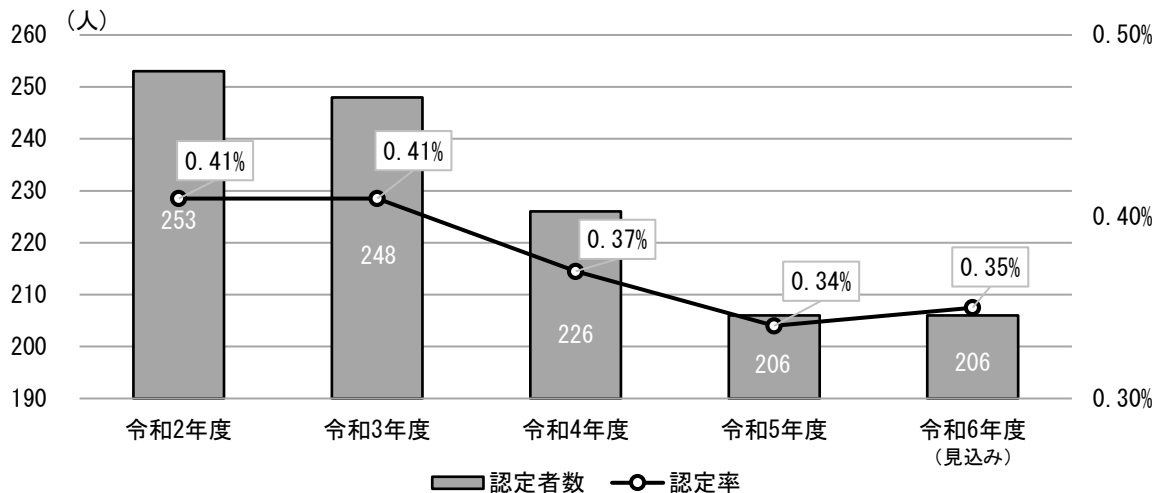


(単位：人)

区 分	第7期	第8期			第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
第1号被保険者数	61,614	61,758	61,834	61,562	61,925
認定者数	12,570	12,639	12,500	12,345	12,604
認定率	20.4%	20.5%	20.2%	20.1%	20.4%

※各年度10月1日現在

第2号被保険者 要介護認定者数の推移

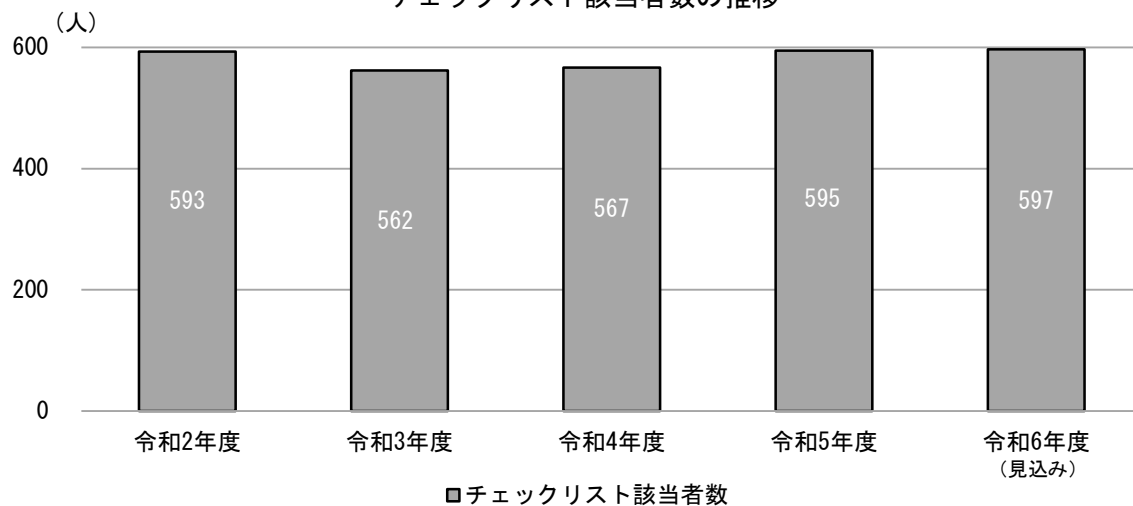


(単位：人)

区 分	第7期	第8期			第9期
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (見込み)
40～64歳人口	61,545	60,833	60,284	59,869	59,340
認定者数	253	248	226	206	206
認定率	0.41%	0.41%	0.37%	0.34%	0.35%

※各年度10月1日現在

チェックリスト該当者数の推移

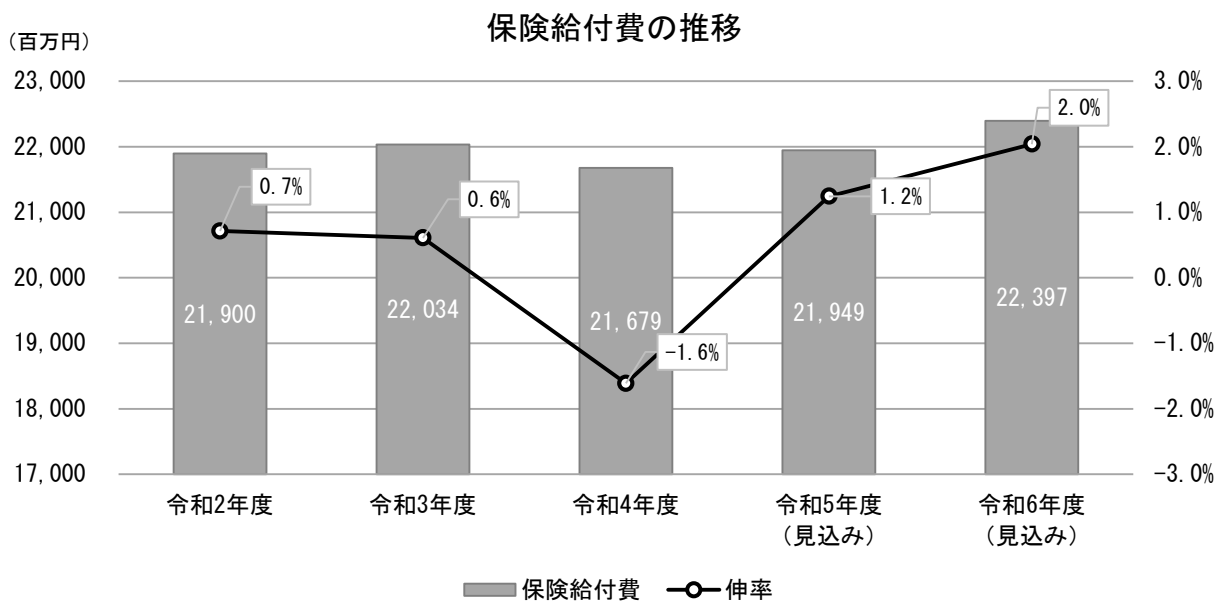


(単位：人)

区 分	第 7 期	第 8 期			第 9 期
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度 (見込み)
チェックリスト 該当者数	593	562	567	595	597

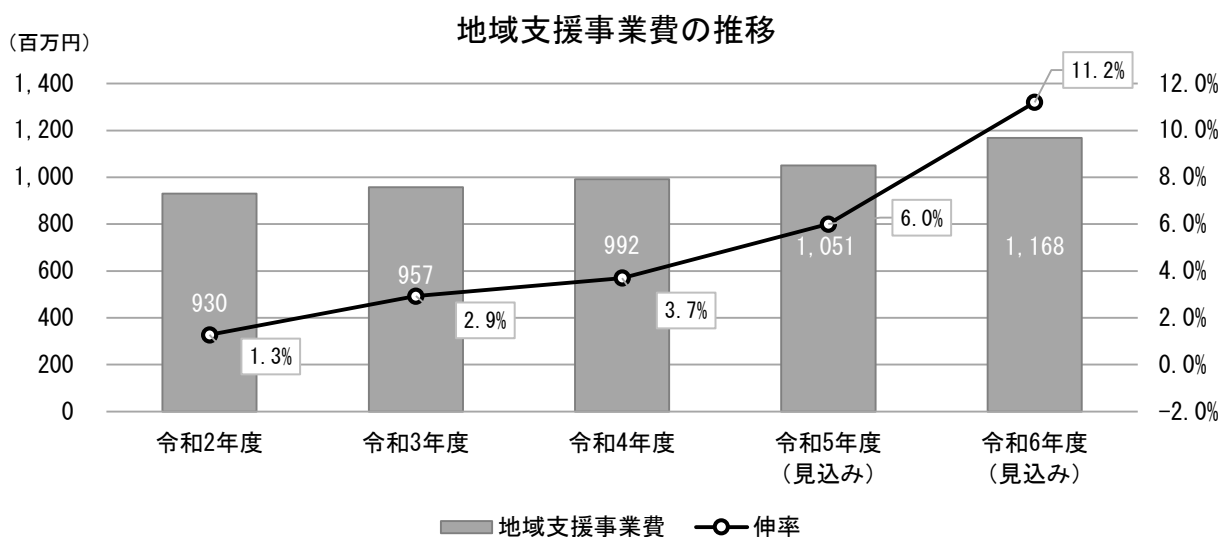
※各年度 10 月 1 日現在

2 保険給付費等の推移



(単位：千円)

区 分	第 7 期	第 8 期			第 9 期
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (見込み)
保険給付費	21,899,790	22,033,230	21,678,435	21,948,911	22,396,472
伸率	0.7%	0.6%	△1.6%	1.2%	2.0%



(単位：千円)

区 分	第 7 期	第 8 期			第 9 期
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度 (見込み)
地域支援事業費	929,331	956,510	992,017	1,051,075	1,168,417
伸率	1.3%	2.9%	3.7%	6.0%	11.2%

IV 公費による低所得者の介護保険料の軽減

国の低所得者に対する介護保険料軽減強化策^(※)により、市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）に係る介護保険料の負担軽減を図る。

^(※) 令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い創設された軽減制度

・令和6年度の公費軽減割合等

保険料の段階等		公費軽減前 A	公費軽減割合等 B	公費軽減後 (A - B)
第1段階 (6,730人)	基準額に対する 負担割合 (%)	0.37	0.17	0.20
	保険料年額 (円)	28,700	13,200	15,500
第2段階 (4,659人)	基準額に対する 負担割合 (%)	0.46	0.20	0.26
	保険料年額 (円)	35,700	15,500	20,200
第3段階 (4,733人)	基準額に対する 負担割合 (%)	0.515	0.005	0.51
	保険料年額 (円)	39,900	400	39,500

※介護保険料基準額年額 77,400円

※対象者数は見込人数

・令和6年度公費軽減額 162,943千円（低所得者保険料軽減繰入金）

V 地域支援事業の概要

地域支援事業の全体像

【介護予防・日常生活支援総合事業】

- 1 介護予防・生活支援サービス事業（チェックリスト該当者・要支援1・2が対象）
 - 訪問型サービス
（従前相当、基準を緩和した「訪問型サービスA」、有償ボランティアによる家事支援等「訪問型サービスB」）
 - 通所型サービス
（従前相当、基準を緩和した「通所型サービスA」、住民組織等による介護予防教室「通所型サービスB」）
 - 介護予防ケアマネジメント事業（介護予防ケアプランの作成）
- 2 一般介護予防事業（おおむね65歳以上）
 - 通いの場（すこやかサロン、認知症カフェ、介護者家族の集い、介護予防教室）
 - ボランティア育成事業
 - 地域福祉ボランティア事業
 - 地域リハビリテーション活動支援事業

【包括的支援事業・任意事業】

- 3 包括的支援事業
 - 地域包括支援センター運営事業
 - 地域ケア会議推進事業
 - 在宅医療・介護連携推進事業
（在宅医療・介護連携推進協議会、在宅歯科医療連携推進事業）
 - 生活支援体制整備事業（コーディネーターの配置、協議体の設置）
 - 認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等）
- 4 任意事業
 - 給付費の適正化事業（保険給付費等適正化事業、住宅改修等適正化事業）
 - 家族介護支援事業（在宅介護手当給付事業）
 - その他の事業
（認知症サポーター等養成事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、成年後見制度利用助成事業、介護相談員派遣事業、認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業）

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 630,672

① 訪問型サービス・通所型サービス 615,827

【目的】

チェックリスト該当者や要支援1・2の人に対し、一人一人の状態に応じた訪問型サービスや通所型サービスを提供することにより、介護予防を図る。

【実施内容】

介護保険事業所による従前相当及び緩和した基準によるサービス提供

・訪問型サービス

従前相当のサービス

緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

・通所型サービス

従前相当のサービス

緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）

② 介護予防教室（通所型サービスB・「通いの場」の事業の一つ） 8,871

【目的】

運動機能低下、認知機能低下等のリスクが高く、定期的に専門的な指導を受ける必要がある人に対し、住民組織等による介護予防サービスを提供することにより、介護予防を図る。

【実施内容】

- ・脳トレーニング
- ・運動指導
- ・健康チェック

<実施状況>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
実施回数(回)	1,400	1,352
延べ参加人数(人)	15,955	15,318

③ 有償ボランティアによる家事支援等（訪問型サービスB） 5,974

【目的】

チェックリスト該当者や要支援1・2の人に対し、有償ボランティアによる生活支援サービスを提供することにより、介護予防を図る。

【実施内容】

- ・上越市社会福祉協議会に有償ボランティアの事務局運営を委託し、有償ボランティアによる家事支援などのサービス提供とサービス利用者の調整を行う。

[充]・地域の実情や利用者ニーズに合わせてサービス内容等を見直し、介護予防・生活支援サービスの提供体制を強化する。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業 44,874

【目的】

チェックリスト該当者や要支援 1・2 の人が自立した生活を送ることができるよう、ケアプランを通じて生活を支援する。また、チェックリスト該当者、要支援 1・2 及び要介護 1・2 の人で脳血管疾患の既往のある人の再発を予防し、重度化を防止する。

【実施内容】

地域包括支援センターがチェックリスト該当者や要支援 1・2 の人に対し、心身のアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じ、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成する。

また、チェックリスト該当者、要支援 1・2 及び要介護 1・2 の人で脳血管疾患の既往のある人に対して、介護支援専門員と保健師・栄養士が連携してケアプランを作成する。

- ・原則的なケアマネジメント（従前相当の通所型・訪問型サービス利用者）
- ・簡略化したケアマネジメント（通所型サービス A・訪問型サービス A の利用者）
- ・初回のみ of ケアマネジメント（通所型サービス B・訪問型サービス B の利用者）

<実施状況> (単位：件)

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
原則的なケアマネジメント	1,587	1,627
簡略化したケアマネジメント	11,160	11,438
初回のみ of ケアマネジメント	12	12

2 一般介護予防事業

(1) 通いの場 39,105

【目的】

高齢者が気軽に集い、交流する場を提供することにより、閉じこもりや心身の機能低下予防等につなげる。また、認知症の人と家族等の交流の場を提供することにより、在宅介護における負担や不安の軽減を図る。

【6 年度目標】

- ・事業受託団体によるこれまでの効果的な取組事例を共有し実践することにより、参加者数を前年度以上とする。
- ・「通いの場」が、高齢者の閉じこもりや心身の機能低下の予防につながることを周知し、地域住民が主体となり、地域の特徴を活かした介護予防事業を展開できるよう支援する。

【実施内容】

高齢者が気軽に集い交流する場として「すこやかサロン」を開催するほか、「認知症カフェ」や「介護者家族の集い」を開催する。

- ① すこやかサロン
- ② 認知症カフェ・・・認知症の人と家族等の集いの場
- ③ 介護者家族の集い・・・介護をしている家族の人の交流の場
- ④ 介護予防教室・・・通所型サービス B（再掲）

<実施状況>

区 分	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度
延べ実施回数 (回)	3,587	3,937
延べ参加人数 (人)	36,639	39,280

(2) ボランティア育成事業 1,138

【目的】

有償ボランティアについての基本的な知識や技術を学ぶ講座等を実施し、訪問型サービスBの担い手を養成するとともに、担い手のスキルアップを図る。

【6年度目標】

登録者数を前年度以上とする。

【実施内容】

訪問型サービスBの担い手として必要な基本的知識や技術を学ぶ講座を実施するとともに、担い手フォローアップ講座を開催する。

- ・ボランティア育成講座 年6回
- ・担い手フォローアップ講座 年2回

(参考)

令和5年度登録者数(見込み) 200人

(3) 地域福祉ボランティア事業 87

【目的】

高齢者の活躍の場を創出し、高齢者の介護予防・生きがいをづくりの増進を図るとともに、市民が介護や福祉への理解を深めるよう支援する。

【6年度目標】

登録者数を前年度以上とする。

【実施内容】

市民が福祉施設等で地域福祉ボランティアとして活動できる環境づくりを行う。

- ① ボランティア登録者
15歳以上(中学生を除く)の要介護認定を受けていない人
- ② ボランティア受入先
福祉施設(介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等)
- ③ ボランティアの活動内容
話し相手、お茶出し、配膳補助、草取り、その他補助的作業等
※ボランティア登録者が65歳未満の場合は、一般会計で事業を実施する。

(参考)

令和5年度登録者数(見込み) 40人

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業 600

【目的】

ケアプランの作成に当たり、リハビリテーション専門職が関与することにより、高齢者の在宅生活における介護予防の取組を支援する。

【6年度目標】

必要とする全ての人に対し、リハビリテーション専門職が関わりケアプランを作成する。

【実施内容】

リハビリテーション専門職が介護支援専門員とともに高齢者宅を訪問し、身体機能評価や課題分析等、高齢者の有する能力を評価した上で、一人一人の状態に応じた介護予防に関する助言を行う。

<実施状況>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
利用人数(人)	25	50

3 包括的支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業 320,132

【目的】

きめ細やかな相談対応や一人一人の状態に応じた支援を実施することにより、高齢者や障害のある人等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにする。

【6年度目標】

実態把握の方法を見直すことにより、支援が必要な人を早期に把握し、必要な支援につなげる。

【実施内容】

- ・高齢者や障害のある人、生活困窮者等の相談対応を行い、保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整する。

[充]・機能強化担当職員を新たに配置するとともに、「春日・有田区」エリアを「春日区」と「有田区」に分割し、「春日区」エリアに拠点となるセンターを新設する。

[充]・在宅で介護サービスを利用せずに生活している高齢者（75歳以上で3歳刻みの年齢に該当する人）を対象に、調査票を送付し、フレイルや困り事を抱える高齢者の実態を把握するとともに、課題を抱えている人や回答が無かった人を訪問し、必要な支援につなげる。

<総合相談対応状況(実人数)> (単位:人)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
高齢者	5,900	6,000
障害のある人	570	600
生活困窮者	150	150

<令和6年度からの地域包括支援センターの運営体制>

担当エリア		委託事業者名	機能強化担当 職員の配置	職員数
1	高田区 1	医療法人知命堂病院	○	5
2	金谷区、三郷区	社会福祉法人 みんなでいきる	○	5
3	高田区 2、和田区	上越地域 医療センター病院	○	5
4	新道区、諏訪区、 津有区、高土区	社会福祉法人 上越老人福祉協会	○	5
5	【新設】春日区	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会	○	5
6	有田区	株式会社リボーン	○	5
7	直江津区 1、八千浦区、 保倉区、北諏訪区	医療法人麓会	○	5
8	直江津区 2、 谷浜・桑取区、名立区	社会福祉法人 えちご府中会	○	6
9	大潟区、頸城区	社会福祉法人 上越頸城福祉会	○	6
10	柿崎区、吉川区	社会福祉法人 松波福祉会	○	6
11	浦川原区、安塚区、 大島区、牧区	社会福祉法人 上越市社会福祉協議会		7
12	三和区、中郷区、 板倉区、清里区	社会福祉法人 上越あたご福祉会		7

※ 職員配置

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職 3 人と障害・困窮担当の社会福祉士等 1 人のほか、サテライトが設置されている 8～12 のエリアにはサテライトごとに社会福祉士各 1 人と、1～10 のエリアには機能強化担当職員 1 人を配置。

※ 地域自治区内でエリアが分かれる地域

高田区 1	大手町、本城町、本町 3～7、北本町 1～4、仲町 3～6、寺町 2・3、大町 3～5、西城町 1～4、北城町 1～4、東本町 1～5、幸町、栄町、新町、高土町 1・2
高田区 2	南本町 1～3、南城町 1～4、本町 1・2、仲町 1・2、大町 1・2、東城町 1～3、寺町 1、南新町、南高田町
直江津区 1	西本町 1～3、御幸町、あけぼの、四ツ屋、旭区、横町、本町、荒川町、天王町、福永町、沖見町、塩浜町、浜町、住吉町、港町 1・2、市之町
直江津区 2	東雲町 1・2、栄町 1・2、石橋、石橋 1・2、新光町 3、五智 1～6、アシスト上越マンション、五智新町、虫生岩戸、国府 1～4、小丸山団地、加賀町

(2) 地域ケア会議推進事業 401

【目的】

町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉の専門職等の支援者が、高齢者等の現状や課題について話し合い、支援内容や地域の連携体制を検討することにより、誰もが地域において自立した生活を継続できるようにする。

【6年度目標】

高齢者等が自立した生活を継続できるよう、必要な取組について検討することにより、地域の支援者との連携体制等を構築する。

【実施内容】

① 地域ケア個別会議

医療・福祉の専門職とともに、高齢者の自立に向けて必要な取組について検討する。

② 地域ケア推進会議

町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉・介護関係者、行政等が、高齢者等の現状や課題を共有し、必要な取組やネットワークの構築につなげる。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業 1,230

【目的】

在宅医療及び在宅介護に関する関係者が連携し、包括的かつ継続的に、医療と介護のサービスを一体的に提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるようにする。

【6年度目標】

医療と介護の専門職を対象とした研修会や意見交換を行うことにより、入退院支援が円滑にできる環境を整える。

【実施内容】

① 在宅医療・介護連携推進協議会

- ・妙高市と合同で在宅医療・介護連携推進協議会を開催し、医療・介護の専門職の連携強化に向けた取組について意見交換を行う。
- ・専門部会において、専門職の資質向上のための研修会等を企画し、開催する。

② 在宅歯科医療連携推進事業

在宅における歯科診療に関する相談や医療機関との連絡・調整、市民への普及啓発を行うため、上越歯科医師会が設置している「在宅歯科医療連携室」の運営に係る費用の一部を補助する。

(4) 生活支援体制整備事業（「通いの場」のコーディネーター等） 66,626

【目的】

地域自治区の区域を単位として、地域支え合い事業の受託団体や町内会等による協議体を設置するとともに、生活支援コーディネーターを配置し、地域で高齢者を支える体制整備を推進する。

【実施内容】

- ・ 地域自治区ごとに生活支援コーディネーターを配置し、通いの場などの企画や運営を実施する（28人）。
- ・ 生活支援コーディネーターの研修会を開催する。
- ・ 地域自治区ごとに協議体を設置し、多様な職種が参画した協議体会議を開催する。
- ・ 通いの場を運営している住民組織等に対して、一定の参加率を超えた場合に委託料を増額するほか、参加率が高い地区の住民組織等を表彰する。また、事例発表会などを通じて効果的な取組事例を共有し、地域の支え合いによる介護予防事業を一層推進する。

(5) 認知症総合支援事業 3,918

【目的】

認知症の人やその家族等へ適切な支援を行い、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるようにする。

【6年度目標】

専門職による相談支援により、認知症の人やその家族の状態に応じた医療やサービス等につなげる。

【実施内容】

- ・ 認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター、認知症地域支援推進員による相談支援
- ・ 医師による無料の認知症相談会の開催 年3回
- ・ 認知症初期集中支援チーム員検討会（事例検討会）年12回

4 任意事業

(1) 認知症サポーター等養成事業 3,347

【目的】

認知症になっても尊厳と希望をもって生活できるよう、「共生」の地域づくりを推進し、認知症の人とその家族を支援する環境を整える。

【6年度目標】

- ・ 認知症サポーターの養成人数を前年度より増やす。
- ・ 地域において認知症の人とその家族を支援するチームオレンジを整備する。

【実施内容】

【充】 認知症サポーターの養成や、認知症の人や家族の困りごとを支援につなぐ仕組みであるチームオレンジの整備等に関する業務を上越市社会福祉協議会に委託して実施する。

<認知症サポーター養成の状況>

(単位：人)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
認知症サポーター養成人数	800	1,200
ステップアップ講座	250	250

(2) シルバーハウジング生活援助員派遣事業 3,760

【目的】

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に居住する高齢者に生活援助員を派遣し、安全かつ快適な在宅生活を支援する。

【実施内容】

市内の社会福祉法人に委託し、シルバーハウジングに居住する世帯に対し、生活援助員を派遣して、各種相談、安否確認、緊急時の対応、日常生活に必要な援助等のサービスを提供する。

① 生活援助員の派遣状況

区 分	世帯数	生活援助員の派遣元（所属施設）
県営安江住宅内	12	(福)上越老人福祉協会（特別養護老人ホーム新光園）
市営子安住宅内	14	(福)上越老人福祉協会（介護老人保健施設高田の郷）

② 生活援助員の派遣体制

平日の日中は各施設に1人常駐し、休日・夜間は受託者の施設職員が対応する。

(3) 成年後見制度利用助成事業 10,069

【目的】

身寄りのない高齢者等の人権や財産を守るための成年後見制度の利用に係る経費の助成等を実施することで、地域で自立した生活を確保する。

【実施内容】

身寄りのない高齢者又は親族による申立てが見込めない認知症高齢者等について、成年後見の申立てを行うとともに、生活保護受給者及び生活保護に準ずると認める人を対象に、成年後見人へ支払う報酬費等を助成する。

＜市長申立て及び利用助成の状況＞ (単位：件)

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
市長申立て件数	10	12
成年後見制度利用助成件数	27	40

(4) 在宅介護手当給付事業 1,632

【目的】

介護保険サービスを利用していない中重度の要介護者を在宅で介護している人に介護手当を給付し、介護者を慰労する。

【実施内容】

- ① 対象者：介護保険サービスを利用していない、要介護3～5の認定を受けた人を在宅で介護している人
- ② 給付額：月額3,000円

(5) 介護相談員派遣事業 2,759

【目的】

介護保険サービス事業所等におけるサービス利用者の疑問や不満を解消し、苦情や事故に至る状態を未然に防ぐとともに、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図る。

【実施内容】

介護相談員が2人1組で定期的に事業所を訪問する。

<実施状況>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
延べ訪問回数(回)	95	192

(6) 認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業 23,573

【目的】

認知症対応型グループホームにおける食材料費・居住費等の一部を助成し、低所得者が介護保険サービスを利用しやすい環境を整える。

【実施内容】

特に生計が困難な人が認知症対応型グループホームを利用した際に支払う費用の一部を助成する。

- ① 対象者：市民税非課税世帯であり、次の全ての要件に該当する人
 - ・年間収入額が次の額以下であること
単身世帯：150万円、2人世帯：200万円（以降、世帯員1人増ごとに50万円加算）
 - ・預貯金等の額が次の額以下であること
単身世帯：350万円、2人世帯：450万円（以降、世帯員1人増ごとに100万円加算）
 - ・日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
 - ・負担能力がある親族等に扶養されていないこと
 - ・介護保険料を滞納していないこと
- ② 助成対象経費
食材料費、居住費、光熱水費
- ③ 助成額
低所得者の所得区分に応じて月15,400円から45,000円までの範囲で助成

<助成状況>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成人数(人)	52	58

(7) 保険給付費等適正化事業 9,321

【目的】

介護保険事業所に対し、利用者が必要とする適切な介護保険サービスを提供するよう促し、適正な給付につなげる。

【6年度目標】

居宅介護支援事業所及び介護付有料老人ホーム等を対象とするケアプラン点検を年間 29 事業所に対し実施する。

【実施内容】

- ・利用者の自立支援に資するケアプランとなるよう、介護支援専門員の資格を持つ給付適正化推進員が、介護保険事業所の介護支援専門員とともにケアプランの検証・確認を行う。
- ・縦覧点検・医療情報との突合を通じて、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求の確認を行い、請求内容に疑義が生じた場合は、介護保険事業所に確認し、必要に応じて、請求内容の修正を依頼する。

(8) 住宅改修等適正化事業 3,069**【目的】**

住宅改修費及び福祉用具購入費支給申請の審査体制の強化とサービス利用者への専門的な助言により、適正な給付につなげる。

【実施内容】

- ・福祉住環境コーディネーターの資格を有する住宅改修等適正化推進員が、申請者の身体状況に応じた自立支援、転倒予防及び家族の介護負担減等につながるよう申請書類の審査等を行う。
- ・担当介護支援専門員がいない要介護認定者が、介護保険による住宅改修を希望する場合には、住宅改修等適正化推進員が現地確認を行った上で、適切な改修につながる助言を行う。

VI 市町村特別給付の概要

1 権利擁護等利用助成事業

(1) 権利擁護等利用助成事業 996

【目的】

判断能力が不十分な高齢者に対し、成年後見制度の申立て等に係る費用の助成を行い、高齢者が地域で安心して暮らすことができるようにする。

【実施内容】

① 成年後見制度利用助成 473

- ・対象者 要介護・要支援認定者
- ・助成内容 成年後見制度利用の申立て等に係る費用を対象者の利用者負担割合に応じ、9割から7割を助成する。

<助成状況>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
助成件数(件)	11	4

② 日常生活自立支援事業利用助成 523

- ・対象者 要介護・要支援認定者
- ・助成内容 日常生活自立支援事業の生活支援員による援助(福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等)に係る費用を対象者の利用者負担割合に応じ、9割から7割を助成する。

<助成状況>

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
延べ助成件数(件)	328	300

所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第 10 号
提 出 課	国保年金課

令和 6 年度上越市後期高齢者医療特別会計予算の概要

1 事業の目的

高齢期における適切な医療を確保するとともに、健康診査等を実施し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と運営に係る事務を分担し、市は保険料の徴収、各種申請受付及び被保険者証の引渡しなどの業務を確実に実施する。

2 事業の概要

(1) 後期高齢者医療保険料

- ・保険者である広域連合において、2年に一度保険料率の見直しを実施しており、国から示された基礎数値と、今後予想される被保険者数や医療費の動向を踏まえて、保険料率の算定を行った結果、今後2年間を通じて財政均衡を保つためには財源不足が見込まれることから、令和6年度及び令和7年度は保険料率を引き上げることとされた。保険料率の引上げに当たっては、剰余金を活用することで、被保険者の負担の増加を可能な限り抑制している。
- ・令和6年度の後期高齢者医療保険料は、団塊の世代の後期高齢者への移行に伴う被保険者数の増加により、被保険者数を34,678人と推計し、合わせて保険料率の引き上げを踏まえ、予算額を21億399万円、対前年度比2億5,267万円の増と見込んだ。
- ・収納率の向上を図るため、令和6年度も引き続き新規加入者へ口座振替を促し、新たな滞納者の発生防止に努める。

(2) 保険給付

保険給付費は、被保険者数の増加を踏まえ、対前年度比4.4%増250億9,279万円を見込んだ。

(3) 保健事業

- ・後期高齢者の重症化予防に向け、高血圧等の生活習慣病で重症化する恐れのある被保険者への訪問等の個別保健指導を実施するほか、地域の高齢者を対象とした生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室、健康相談を実施し、健診の受診勧奨や生活習慣の改善を支援する。財源は、広域連合の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業を活用し、健康づくり推進課の事業（一般会計）で実施する。
- ・高齢者歯科健診を実施し、全身疾患の予防に努めるとともに、自主的な歯科健診の受診や口腔内ケアの重要性の意識啓発を図る。
- ・人間ドック健診費用の一部助成について、広域連合の特別対策補助金を引き続き活用して実施する。

3 令和6年度当初予算

(1) 予算額内訳

○ 歳入

(単位：千円)

区分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
1 後期高齢者医療保険料	1,851,320	2,103,996	252,676
現年度分	1,846,320	2,098,996	252,676
滞納繰越分	5,000	5,000	0
2 使用料及び手数料	100	100	0
3 繰入金	535,984	651,114	115,130
保険基盤安定繰入金	497,667	581,279	83,612
事務費繰入金	38,317	69,835	31,518
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	12,829	14,229	1,400
合計	2,400,234	2,769,440	369,206

○ 歳出

(単位：千円)

区分	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算	比較増減
1 総務費	46,573	79,356	32,783
一般管理費	23,220	50,813	27,593
人間ドック費用助成	5,872	8,057	2,185
歯科保健事業	4,327	4,259	△68
徴収費	13,153	16,226	3,073
滞納処分費	1	1	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金	2,348,988	2,685,276	336,288
後期高齢者医療保険料分	1,851,321	2,103,997	252,676
保険基盤安定繰入金分	497,667	581,279	83,612
3 諸支出金	4,673	4,808	135
合計	2,400,234	2,769,440	369,206

(2) 一般会計からの繰入金

(単位：千円)

区分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
保険基盤安定繰入金	501,129	581,279
事務費繰入金	38,236	69,835
合計	539,365	651,114

4 加入者(被保険者)の推移

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度
被保険者数	32,206	31,939	32,731	33,691	34,678
障害認定者	322	311	306	315	325

※被保険者数は、3月末から翌年2月末までの年間平均

5 令和6年度の後期高齢者医療制度の改正内容

(1) 保険料賦課限度額の見直し

国の政令改正に伴い、賦課限度額を引き上げる。

<賦課限度額の引上げ>

区分	令和5年度	令和6年度	影響人数	影響見込額
賦課限度額	66万円	80万円	182人	1,274千円

※令和5年12月時点の試算

※ただし、昭和24年3月31日以前に生まれた者（令和6年4月1日時点で75歳を超えており、令和6年3月31日以前から引き続き被保険者である者）は、令和6年度の賦課限度額は73万円

(2) 保険料の軽減判定所得基準額の見直し

後期高齢者医療保険料の均等割額の法定軽減のうち、5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定所得基準額を見直す。

軽減割合	現行の要件	改正後の要件
7割	基礎控除（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	変更なし
5割	43万円+（29万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+（29.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下
2割	43万円+（53.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下	43万円+（54.5万円×被保険者数） +10万円×（給与所得者等の数-1）以下

※ 給与所得者等とは、被保険者及びその属する世帯の世帯主のうち、給与の収入額（専従者給与を除く）が55万円を超える者、または公的年金の収入額が65歳未満で60万円を、65歳以上で125万円を超える者をいう。

※ 波線部の計算は、給与所得者等の数が2以上の場合に計算する。

<影響人数・影響見込額>

軽減割合	影響人数	影響見込額
2割軽減→5割軽減へ	99人	1,313千円
軽減なし→2割軽減へ	32人	283千円
合計	131人	1,596千円

※令和5年12月時点の試算

(3) 被保険者証の廃止に伴う対応

令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止され、同日以降の新規加入者に対して、資格取得時にマイナ保険証の保有状況を確認し、マイナ保険証を保有していない被保険者に対しては、本人の申請によらず「資格確認書」を交付することとし、マイナ保険証を保有している被保険者に対しては、「資格情報のお知らせ」を交付する。

6 後期高齢者医療保険料

(1) 改定保険料率

改定後保険料率		現行保険料率	比較
均等割額	44,200 円	40,400 円	3,800 円の増
所得割率	8.61%	7.84%	0.77 ポイントの増
平均保険料	61,195 円	54,624 円	6,571 円の増【改定率 11.20%】

< 保険料率の変遷 >

区分	平成 30 年度	令和 2 年度	令和 4 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	平成 31 年度	令和 3 年度	令和 5 年度		
均等割額	36,900 円	40,400 円	40,400 円	44,200 円	
所得割率	7.40%	7.84%	7.84%	8.61% (※7.98%)	8.61%

※前年中の総所得金額等から基礎控除額 43 万円を除いた額が 58 万円以下の被保険者は、令和 6 年度の所得割率が 7.98%に緩和される。

< 高齢者の医療費の財源 >

高齢者の医療費の財源は、5 割を公費、4 割を後期高齢者医療制度以外の保険加入者の保険料、残り 1 割を被保険者が保険料として負担する。

公費負担 5 割				後期高齢者交付金 4 割	保険料 (高齢者 負担率) 1 割
国 [3/6]	調整交 付金 [1/6]	県 [1/6]	市町村 [1/6]	74 歳までの人からの支援金 (後期高齢者医療制度以外の保険加入者)	

(2) 収納対策

① 収納体制

- ・ 収納課と連携し、引き続き適正かつ効果的・効率的な滞納整理を実施し、保険料収納率の向上を図る。
- ・ 予定収納率 99.69% (現年度分)

② 納付相談の実施と柔軟な対応

- ・ 短期証対象者の納付相談や収納課の一斉催告と納付窓口開設など双方の取組において情報共有を行うとともに、滞納者の状況に応じて柔軟な対応を図る。
- ・ 新たな滞納者を防ぐため、新規未納者への制度説明による納付の勧奨など、きめ細かな対応を継続していく。

③ 口座振替率の向上

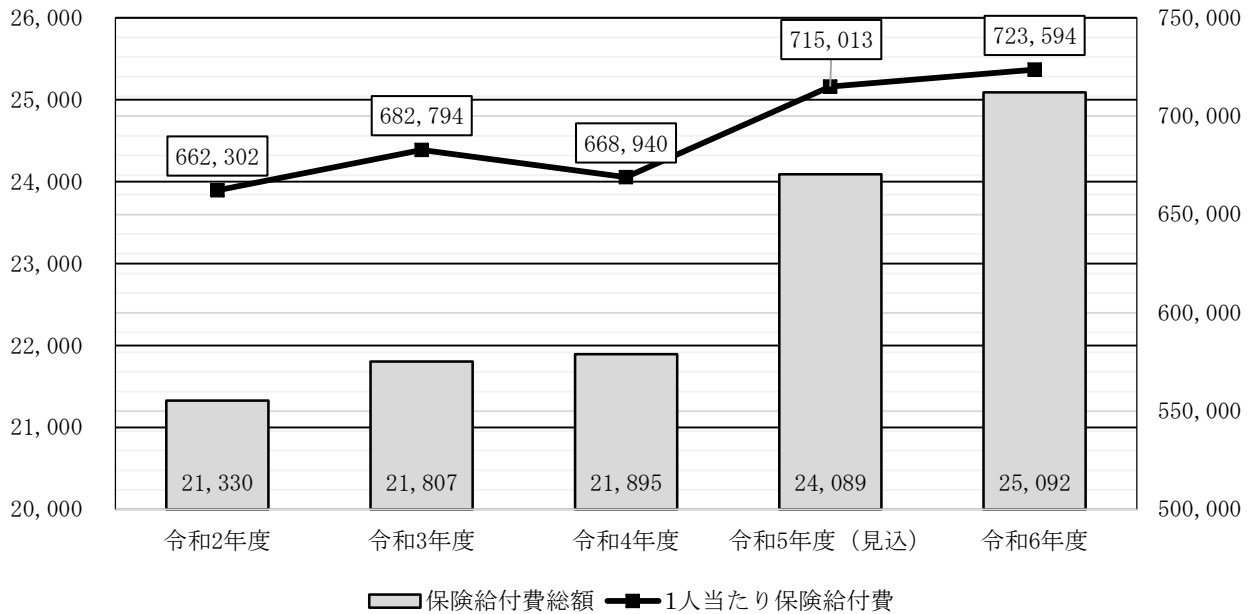
- ・ 収納率の向上には口座振替の利用率を高めることが有効であることから、引き続き口座振替手続の勧奨を行い、収納率の向上を図る。

7 保険給付

(1) 保険給付費総額と1人当たり保険給付費の推移

(単位：百万円)

(単位：円)



< 保険給付費総額・1人当たり保険給付費 >

	令和5年度 (見込み)	令和6年度
被保険者数 (人)	33,691	34,678
保険給付費総額 (千円)	24,089,503	25,092,793
1人当たり保険給付費 (円)	715,013	723,594

8 保健事業

令和6年度も引き続き「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施」の取組として、高齢者の健康課題の把握を行い、庁内外の関係者間で健康課題の分析や共有、既存の関連事業との調整、医療関係団体との連携を進め、切れ目ない支援を実施していく。

(1) 訪問指導事業

高齢者の重症化予防に向け、健診結果からハイリスク者を抽出して訪問し、健診結果や生活実態を踏まえた保健指導を実施し、高齢者の健康意識を高め、健康寿命の延伸を図る。

(2) 生活習慣病予防対策事業

生活習慣病重症化・介護予防のための健康教室・健康相談を実施し、受診勧奨や生活習慣の改善を図る。

(3) 後期高齢者歯科健診事業

高齢者の口腔内機能を維持することにより、全身疾患の基となる糖尿病や動脈硬化に伴う心疾患、誤嚥性肺炎などの予防に努めるとともに、定期受診や口腔内ケアの重要性について意識啓発を図る。

対象者：後期高齢者医療被保険者のうち、76歳と80歳になる人

区 分	令和5年度 (見込み)	令和6年度
対象者	5,234人	5,276人
健診受診者	1,517人	1,530人
受診率	29.0%	29.0%

(4) 人間ドック健診費用助成

高齢者の健診受診の選択肢を維持し、人間ドックを含む定期健診により、疾病の早期発見や早期治療による重症化予防を図ることを目的に、健診費用の一部を助成する。

区 分	内 容
助成対象者	後期高齢者医療被保険者 795人
受診期間	4月1日から翌年3月末日まで
助成額	10,000円
助成要件	受診日現在、市内に住所のある人 ※後期高齢者健康診査を受診した人、他制度の助成適用者を除く。

※令和4年度：403人、令和5年度見込み：580人

9 その他

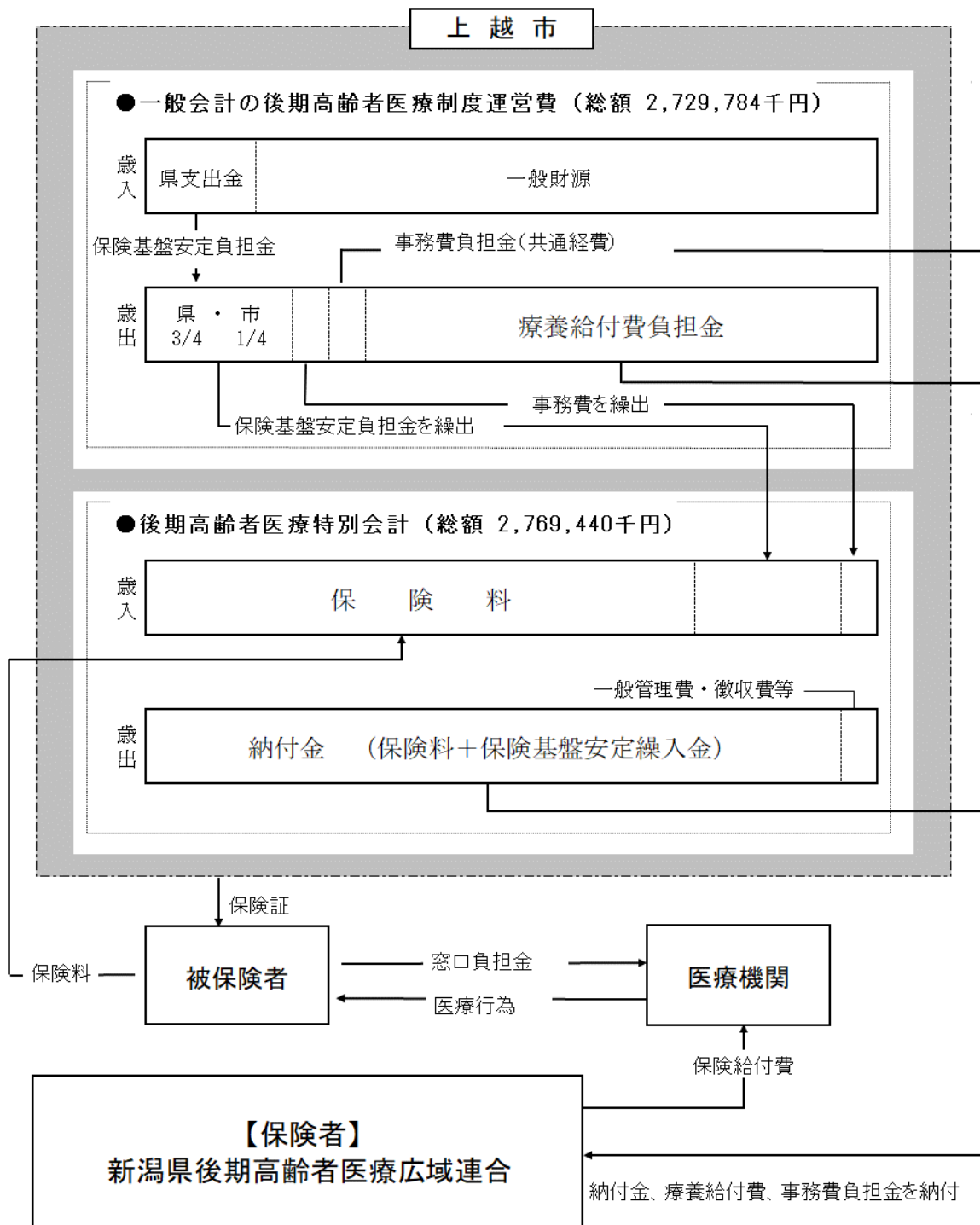
(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化 25,243

地方公共団体は、法令で基幹系業務システムを国の標準仕様書に適合するシステムに移行すること（標準準拠化）が義務付けられており、当市では令和7年度末までに標準準拠化することとしている。

(2) 債務負担行為の設定

システムの標準準拠化は、令和6年度から7年度までの2か年度にわたる事業であるため、債務負担行為として25,243千円の限度額を設定する。

[参考] 後期高齢者医療制度関係予算の会計間・団体間の関連



所 管 委 員 会	厚生常任委員会
関 係 案 件	議案第11号
提 出 課	地域医療推進課

令和6年度上越市病院事業会計予算の概要

1 事業の目的

上越地域医療センター病院の安定した運営を通して、開業医や急性期病院と連携した回復期、慢性期医療の提供や、訪問看護事業、居宅介護支援事業などの在宅医療の強化に取り組む。

2 事業の概要

- ・回復期、慢性期医療の中核的な医療機関としての役割を果たすことができるよう、安定した運営に努め、良質な医療サービスを提供する。
- ・病院内に設置している地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の機能をいかし、医療・介護・福祉の連携を図りながら、訪問看護事業や居宅介護支援事業等の在宅医療の取組を強化する。

3 実施内容

(1) 病床数及び患者数

区 分		令和5年度	令和6年度
稼働病床数		197床	197床
患者数	入院	54,534人(149人/日)	55,480人(152人/日)
	外来	34,506人(142人/日)	35,090人(145人/日)
	訪問看護事業	9,963人(41人/日)	8,881人(36.7人/日)
	訪問リハビリテーション事業	5,832人(24人/日)	6,292人(26人/日)
	指定居宅介護支援事業	2,052人(171人/月)	2,268人(189人/月)
	短期入所事業	73人(0.2人/日)	73人(0.2人/日)

(2) 職員数

区 分	令和 5 年度 現員数※	令和 6 年度	内 訳
常勤医師	13 人	14 人	内科 10 人、整形外科 1 人、 リハビリテーション科 2 人、麻酔科 1 人
非常勤医師	17 人	14 人	
看護師	134 人	140 人	
医療技術者	62 人	64 人	薬剤師 5 人、放射線技師 5 人、 検査技師 6 人、理学療法士 24 人、 作業療法士 18 人、言語聴覚士 4 人、 管理栄養士 2 人
その他	58 人	62 人	事務員 24 人、介護福祉士 16 人、 社会福祉士 2 人、介護支援専門員 4 人、 看護助手 13 人、薬剤助手 1 人、 事務補助 2 人
合 計	284 人	294 人	

※現員数は令和 6 年 1 月末現在

(3) 診療科目

- ・内科（総合診療科）、外科（休診）、肛門外科（休診）、整形外科、
リハビリテーション科、児童精神科、麻酔科、婦人科

(4) 運営形態 指定管理

- ・指定管理者 一般財団法人 上越市地域医療機構
- ・指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日（10 年間）
- ・重点的取組事項
 - ① 病院改築に向け安定的な病院運営を確保するための収支改善の取組と検証
 - ② 訪問看護や居宅介護支援の充実などによる在宅医療支援の取組強化

(5) 予算概要

① 収益的収支

(単位：千円)

区 分		令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	病院事業収益 A	2,775,822	2,911,552	135,730
	医業収益	2,310,417	2,416,645	106,228
	入院収益	1,781,899	1,863,670	81,771
	外来収益	469,617	493,792	24,175
	その他医業収益	58,901	59,183	282
	医業外収益	465,404	494,906	29,502
	受取利息配当金	2	0	△2
	補助金	315	315	0
	他会計負担金	349,904	399,301	49,397
	長期前受金戻入	103,377	91,597	△11,780
	その他医業外収益	11,806	3,693	△8,113
	特別利益	1	1	0
	支 出	病院事業費用 B	3,029,158	3,018,939
医業費用		2,939,382	2,937,761	△1,621
医業外費用		44,775	36,177	△8,598
特別損失		1	1	0
予備費		45,000	45,000	0
収 支 (A-B)		△253,336	△107,387	145,949

[主な経費の内容]

- ・ 医 業 費 用 職員給与費9,175、修繕費19,000、保険料3,932、
指定管理料725,274、診療交付金1,779,304、
退職給付交付金引当金繰入額95,965、
賞与交付金引当金繰入額135,158、減価償却費162,108
- ・ 医業外費用 病院事業債償還利息11,740、一時借入金利息500、
長期前払消費税額償却19,444、看護職員奨励金1,200

② 事業別の収益的収支

(単位：千円)

区 分	病院事業			介護サービス事業 (訪問看護事業)		
	令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①	令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	2,621,585	2,742,300	120,715	79,485	86,150	6,665
支 出	2,900,567	2,890,653	△9,914	65,365	64,791	△574
収 支	△278,982	△148,353	130,629	14,120	21,359	7,239

※特別利益、特別損失、予備費は病院事業に計上

区 分	介護サービス事業 (訪問リハビリテーション事業)			介護サービス事業 (指定居宅介護支援事業)		
	令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①	令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	46,481	51,594	5,113	26,505	29,711	3,206
支 出	38,793	38,992	199	24,413	24,483	70
収 支	7,688	12,602	4,914	2,092	5,228	3,136

区 分	指定障害福祉サービス事業 (短期入所事業)			合 計		
	令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①	令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②-①
収 入	1,766	1,797	31	2,775,822	2,911,552	135,730
支 出	20	20	0	3,029,158	3,018,939	△10,219
収 支	1,746	1,777	31	△253,336	△107,387	145,949

③ 資本的収支

(単位：千円)

区 分		令和5年度 ①	令和6年度 ②	比較増減 ②－①
収 入	資本的収入 A	128,502	173,770	45,268
	企業債	40,000	30,700	△9,300
	他会計負担金	88,502	143,070	54,568
	補助金	0	0	0
支 出	資本的支出 B	242,255	341,773	99,518
	建設改良費	40,035	30,735	△9,300
	施設整備費	0	0	0
	有形固定資産購入費	40,035	30,735	△9,300
	企業債償還金	152,220	261,038	108,818
	予備費	50,000	50,000	0
収 支 (A－B)		△113,753	△168,003	△54,250

収支不足額 168,003 千円は過年度分損益勘定留保資金等で補填する。

[主な経費の内容]

- ・有形固定資産購入費
 - ベッドサイドモニタ 9,130
 - シャワーバス用リフト入浴装置 7,150
 - 低床電動ベッド 3,682
 - バイオハザード対策用キャビネット 3,135
 - 温冷配膳車 3,080

4 病院改築に向けた取組

感染症の拡大以降、医業収益が大幅に減少していることから、将来にわたり安定的な病院運営を維持できるよう、経費削減や新たな収入の確保など、より一層の収支改善に向けた取組を進める。

また、上越地域医療センター病院の改築に向けて、収支改善に取り組みつつ、上越地域医療構想調整会議で合意された医療機能の短期再編計画案を踏まえ、新潟労災病院の歯科口腔外科及び回復期リハビリテーション患者の受入れ等に必要な事項を盛り込んだ「上越地域医療センター病院基本計画」の見直しを行い、早期の基本設計着手を目指す。